# 平成２０年第３回長瀞町議会定例会会議録目次


招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

９月１７日（水）
○開　　会 …… 5
○開　　議 …… 5
○議案等の説明のため出席した者の紹介 …… 5
○諸般の報告 …… 5
○町長あいさつ …… 6
○議事日程の報告 …… 7
○会議録署名議員の指名 …… 8
○会期の決定 …… 8
○町政に対する一般質問 …… 8
１番　関口雅敬君 …… 8
１０番　渡辺　茂君 …… ２１
２番　村田正弘君 …… ３１
８番　梅村　務君 …… ４１
７番　大澤タキ江君 …… ５０
６番　新井利朗君 …… ５８
○町長提出議案の報告及び一括上程 …… ６４
○議案第２８号の説明、質疑、討論、採決 …… ６４
・議案第２８号　ふるさと長瀞応援寄附金条例
○議案第２９号の説明、質疑、討論、採決 …… ６６
・議案第２９号　議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
○議案第３０号～議案第３３号の説明 …… ６８
・議案第３０号　平成１９年度長瀞町一般会計歳入歳出決算認定について
・議案第３１号　平成１９年度長瀞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
・議案第３２号　平成１９年度長瀞町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
・議案第３３号　平成１９年度長瀞町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
○延会について …… ７１
○次会日程の報告 …… ７１
○延　　会 …… ７１

◇

９月１８日（木）

○開　　議 …… ７５
○議案等の説明のため出席した者の紹介 …… ７５
○議事日程の報告 …… ７５
○議案第３０号～議案第３３号の説明、質疑、討論、採決 …… ７５
・議案第３０号　平成１９年度長瀞町一般会計歳入歳出決算認定について
・議案第３１号　平成１９年度長瀞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
・議案第３２号　平成１９年度長瀞町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
・議案第３３号　平成１９年度長瀞町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
○議案第３４号の説明、質疑、討論、採決 …… １３３
・議案第３４号　平成２０年度長瀞町一般会計補正予算（第２号）
○議案第３５号の説明、質疑、討論、採決 …… １３８
・議案第３５号　平成２０年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
○議案第３６号の説明、質疑、討論、採決 …… １４０
・議案第３６号　平成２０年度長瀞町老人保健特別会計補正予算（第２号）
○会議時間の延長 …… １４１
○議案第３７号の説明、質疑、討論、採決 …… １４２
・議案第３７号　平成２０年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）
○議案第３８号の説明、採決 …… １４３
・議案第３８号　長瀞町教育委員会委員の任命について
○議案第３９号の説明、採決 …… １４４
・議案第３９号　長瀞町教育委員会委員の任命について
○議案第４０号の説明、採決 …… １４５
・議案第４０号　人権擁護委員候補者の推薦について
○議案第４１号の説明、採決 …… １４５
・議案第４１号　人権擁護委員候補者の推薦について
○発議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… １４６
・発議案第１号　長瀞町議会会議規則の一部を改正する規則
○請願第２号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… １４７
・請願第２号　「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める請願
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 …… １４８
○日程の追加 …… １４９

○発議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……１４９
・発議案第２号　協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書
○閉会について ……１５０
○町長あいさつ ……１５０
○閉　　会 ……１５１

○　招　　集　　告　　示

長瀞町告示第６９号

平成２０年第３回長瀞町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２０年９月１２日

長瀞町長　　大　　澤　　芳　　夫

１　期　　日　平成２０年９月１７日（水）

２　場　　所　長瀞町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１０名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 関　口　雅　敬　君 | ２番 | 村　田　正　弘　君 |
| ３番 | 大　島　瑠美子　君 | ４番 | 齊　藤　實　君 |
| ５番 | 野　原　武　夫　君 | ６番 | 新　井　利　朗　君 |
| ７番 | 大　澤　タキ江　君 | ８番 | 梅　村　務　君 |
| ９番 | 染　野　光　谷　君 | １０番 | 渡　辺　强　君 |

不応招議員（なし）

# 平成２０年第３回長瀞町議会定例会　第１日

平成２０年９月１７日（水曜日）

議　事　日　程　（第１号）

１、開　　会

１、開　　議

１、議案等の説明のため出席した者の紹介

１、諸般の報告

１、町長あいさつ

１、議事日程の報告

１、会議録署名議員の指名

１、会期の決定

１、町政に対する一般質問

１番　関　口　雅　敬　君

１０番　渡　辺　　强　君

２番　村　田　正　弘　君

８番　梅　村　　務　君

７番　大　澤　タキ江　君

６番　新　井　利　朗　君

１、町長提出議案の報告及び一括上程

１、議案第２８号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第２９号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第３０号～議案第３３号の説明

１、延会について

１、次会日程の報告

１、延　　会

午前９時開会

出席議員（１０名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 関口雅敬君 | ２番 | 村田正弘君 |
| ３番 | 大島瑠美子君 | ４番 | 齊藤實君 |
| ５番 | 野原武夫君 | ６番 | 新井利朗君 |
| ７番 | 大澤タキ江君 | ８番 | 梅村務君 |
| ９番 | 染野光谷君 | １０番 | 渡辺强君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 大澤芳夫君 | 教育長 | 新井祐一君 |
| 参事 | 新井敏彦君 | 参事 | 平健司君 |
| 総務課長 | 齊藤敏行君 | 税務課長 | 野原寿彦君 |
| 町民福祉課長 | 浅見初子君 | 地域整備観光課長 | 染野真弘君 |
| 会計管理者 | 大澤彰一君 | 教育次長 | 大澤珠子君 |
| 代表監査委員 | 中畝攻佳君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 若林実 | 書記 | 石川正木 |

◎開会の宣告　（午前９時）

○議長（大島瑠美子君）　皆さん、おはようございます。

本日、平成20年第３回長瀞町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成20年第３回長瀞町議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○議長（大島瑠美子君）　これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由にお願いいたします。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大島瑠美子君）　本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

◇

◎諸般の報告

○議長（大島瑠美子君）　ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成20年５月から７月に係る現金出納検査及び平成19年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

６月16日に、秩父宮記念市民会館で「ちちぶ農業協同組合第12回通常総代会」が開催され、出席いたしました。

６月26日に、長生館で「秩父税務署管内青色申告会連合会定時総会」が開催され、出席いたしました。

７月10日に、農園ホテルで「全国森林環境税創設議員連盟総会」が開催され、出席いたしました。

７月11日に、秩父宮記念市民会館で「平成20年度秩父地区暴力排除推進協議会常任理事会及び定期総会」が開催され、出席いたしました。

７月25日に、長瀞町役場で「秩父地域議長会第１回定例会」が開催され、副議長齊藤實君ともども出席いたしました。

８月14日に、皆野町役場前のおまつり広場で「第40回秩父音頭まつり」が開催され、出席いたしました。

８月24日に、横瀬町町民会館で「第23回ヨコゼ音楽祭」が開催され、出席いたしました。

８月26日に、秩父宮記念市民会館で「国道140号秩父中央バイパス建設促進期成同盟会」並びに「定峰峠トンネル開削促進期成同盟会」の平成20年度定期総会が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君）　本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　おはようございます。

本日ここに、平成20年第３回定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところであります。

定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしの夏は、天候の変化が大きく、また各地で前線や低気圧、湿った気流の影響で大気の状況が不安定となり、局地的な雷を伴う大雨により大きな被害が発生しましたが、幸いにして当町では今までのところ大きな被害を受けたという報告を受けておらず、安心安全なまちづくりを最重要課題としている「私」といたしましては安，しているところでございます。

ことしは、４年に１度の「オリンピック」や「パラリンピック」が北京で開かれ、多くの感動を与えてくれました。

さらに、夏の甲子園に長瀞中学の卒業生が本庄第一高校の選手・記録員として出場し、明るい話題を提供していただきました。

また、上田埼玉県知事が、８月８日に「とことん訪問」で岩田の東洋パーツを訪問されるとともに、15日には「船玉まつり」にもおいでをいただきました。なお、10月13日、宝登山中腹で行われます熊高森づくりの会の植樹祭にも県知事がおいでをいただけるというお話も承っているところでございます。

さて、福田総理が突然、総理大臣を辞任することを表明されました。「政治的空白を生まないため、新しい人に託したほうがよりよいと考えた」という発言をされましたが、新しい総理大臣には、真に国民の立場に立って、国民が安心安全に生活できる政治を行っていただきたいと願うものでございます。

さて、ここで６月定例会以降における各課の所管事務から主立った事項について申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。８月３日に、埼玉県消防協会秩父支部のポンプ操法大会が秩父市内で開催され、町の代表として第２分団が選抜で出場し、素早い動きと規律正しい息の合った操法を披露していただきました。

通信環境の改善、地域経済の活性化につなげるため、光ファイバーインターネット接続サービスであるＢフレッツの誘致運動の一環として、「仮申し込み」を町民の皆様、事業所等にお願いを申し上げたところでございますが、700名以上の方に仮申し込みをいただき、目標を達成したため、ＮＴＴ東日本埼玉支店にＢフレッツの早期サービス開始を要望いたしました。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。当町の最大のイベントであります「長瀞船玉まつり」も、ことし８月15日に「長瀞船玉まつり実行委員会」の主催により開催されました。当日は雷雨も心配されましたが、好天に恵まれ、大変猛暑の中ではありましたが、約６万人もの大勢のお客様をお迎えし、無

事船玉まつりを終了することができました。なお、ことしは上田埼玉県知事にもおいでをいただき、盛会に開催することができました。

翌16日のボランティア清掃も、東洋パーツ株式会社社員の皆様やシルバー人材センターの皆様を初め、地元の関係者の皆さん、法政大学の学生、長瀞中の生徒さんたち、大勢のボランティアの方々にご参加をいただきました。「船玉まつり」開催にご協力をいただきました方々に、またボランティア清掃に参加をいただきました皆様に、この場をおかりしてお礼を申し上げます。

来年春からのＮＨＫ連続テレビ小説が、埼玉県を舞台の「つばさ」に決定しました。川越を中心に物語が展開され、ドラマの中に当町が出てくることもあり、ロケも予定されておりますので、地元をアピールするため連絡会議を設置し、既に２回の会議を開催いたしました。先日、ＮＨＫ浦和支局に訪問し、私たちの要望を伝えたところでございます。

最後に、教育委員会関係についてご報告申し上げます。学校教育関係についてでございますが、今年度から長瀞中学へ着任しました全盲の教師、新井淑則教諭に関しましては、議員の皆様には、去る７月８日に授業参観等、学校訪問をしていただき、現状を直接見ていただき、ありがとうございました。席上でいただきましたご意見等につきましては真摯に受けとめるとともに、今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、例年盆明けに実施していただいている秩北建設組合・長瀞支部の皆さん約20名による小中学校校舎等の修繕奉仕作業でございますが、本年も８月17日の日曜日に、３校合わせて約40カ所にも及ぶ修繕を実施していただきました。細かい修繕をまとめて実施していただき、大変ありがたく、感謝申し上げております。

次に、社会教育関係でございますが、国指定重要文化財であります「旧新井家住宅」の屋根改修工事に着手し、本年11月完成を目指し、現在工事を進めております。また、板ぶき屋根の改修という大変珍しい修理ですので、修理工事自体の一般公開をすることを検討しております。10月17、18日の２日間を予定しておりますが、具体的なことは広報紙等でお知らせをいたしますので、その節はぜひ足を運んでいただきたいと思います。

以上、今定例会までの主な事項についての報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案１件、改正条例案１件、平成19年度の決算認定４件、平成20年度補正予算案４件、人事案件４件の合わせて14件であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

いずれにしても、町政進展のため大変重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君）　本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を

進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大島瑠美子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

５番　　野　原　武　夫　君

６番　　新　井　利　朗　君

７番　　大　澤　タキ江　君

以上の３名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（大島瑠美子君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から19日までの３日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から19日までの３日間とすることに決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（大島瑠美子君）　日程第３、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

それでは最初に、１番、関口雅敬君の質問を許します。

関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　それでは、通告に従い、質問をさせてもらいます。

市町村合併について町長にお伺いいたします。これまで当町と合併協議を行ってきた皆野町が秩父市へ合併協議を申し入れたことは、当町に大きな影響を与えています。町長は、このことをどのように受けとめ、市町村合併についてどのように考えているのか伺います。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　関口議員のご質問にお答えを申し上げます。

市町村合併の問題につきましては、これまでもたびたびご質問をいただいておりますが、当町を取り巻

く環境は、以前も申し上げましたように、少子高齢化の進行、町民ニーズの多様化、地方分権の進展など大きく変化をしております。また、長瀞町の財政運営は依然として厳しく、今後大幅に好転する要素はなかなか見つからない状況でございます。

こうした状況において、私はこれからもずっと単独で行政運営をしていけるというふうに考えておりませんし、また絶対に合併しないという考えを持っているわけではございません。これは以前からずっと申し上げているとおりでございます。今後のまちづくりを進めていく場合、最も重要なことは、町民の皆様が安心して希望の持てる行政運営をしていかなければいけないという一点に尽きるというふうに考えております。このため、市町村合併も大きな選択肢の一つであるというふうにお答えをしてまいりました。

皆野町が秩父市へ合併協議を申し入れたということにつきましては、本年６月10日開会の皆野町議会において、議員による秩父市との合併推進を求める決議が提案され可決、６月19日には、皆野町長、皆野町議会議長連名の文書により秩父市へ合併の申し入れをしたと伺っております。しかし、その内容については非常に流動的な部分もあるという話も承っております。

市町村合併は最終的には議会の議決を必要といたしますので、町民の代表であります議員の皆さんに議会としての意向をお示しいただき、今後の対応策については十分に検討した上で結論を出すべき時期が近づいているのではないかなという考えを持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　今、町長は単独でいくというつもりは決定しているわけではないという発言をし、合併を例えばこれからしていくのに、多分町長はご存じだと思うのですけれども、平成22年３月までに期限が決められているわけです。この期限を守って進めていくには、タイムスケジュールからいって、そんなに先にいって決めるわけにはいきません。それはもう町長も理解して承知しているのだと思うのです。今言うように、町民の皆さんの希望だというお話ですけれども、その町民の皆さんの意見を聞いている時間的余裕も、私の考えでいったら、ここまで来る間に何もしていなくて、ここからじたばた、ばたばたしても、このタイムスケジュールからいってもう間に合わないと思うのです。そうすると、例えば合併は、単独でずっといかない、いくと決めていないという言い方で、では合併の方向性、町長はどういうふうに考えているのか。例えば、まだまだ、待ってください。４回も５回も質問していいのだったら、もう答えてもらってもいいです。そうではないでしょう。規則どおりやっているのですから、ちょっと待ってください。

合併の方向性を指示するには、例えば私は議員になったときから寄居がいいと言ったけれども、寄居はだめだと。そうなってくると、選択肢は秩父か単独か、どっちかになるかと思うのです。ほか、例えば町長の腹の中で郡部合併というのも考えているかもしれません。それはわかりません、発表していないのだから。だから、そういう方向性をはっきり打ち出して、今進めれば町民は、あるいは職員も助かるのです。このまま合併しないでいって平成22年の４月を迎えた場合に、例えば国や県から、おまえら、好きで合併しなかったんだんべと言われた場合に、もう答えようがないです。どんなことをどういうふうにされても、そんなにきつくはしないよという意見を持っているのかもしれません。

でも、私がいろいろ職員と話をしたりする中で、多分職員の人、特に町長が今相談した新井参事、これは合併についてずっとやっていたスペシャリストからいって、今町長が言う単独でなんて冗談ではないよと腹の中で思っていると思うのです。でも、秩父市民だから、いいよ、いいよ、そんな貧乏のところはう

ちのほうへ来なくてもと思っているか、どっちかだと思うのです。本当です。本当に、町長、合併するのなら、タイムスケジュールを考えたら、リーダーシップを発揮しなかったらだめです。

この前の町長選挙のとき、私は、本当に何十カ所という街頭演説で、合併の破綻の責任はだれがとるのだと、だれもとっていないではないかと町民に訴えました。その結果、町長に皆さんイエスだったわけです。町長がよくやってくれたのだという評価をしたのだから、それでいいのですけれども。そこから先、町長は責任のあれはおれがこれからやっていくと、模索して、単独でなく、いろいろやっていくのだという話の中でもう３年過ぎたわけです。来年７月、町長選挙があるのだから。

だから、今まで何にもしていなくて、もう合併の期限がそろそろ来るよといったときに、町民の意思を重視するのだなんて、ちょっと時間的に大おくれではないですか。今度の12月議会に、スピードを持って、これからすぐ、みんなでばたばた、ばたばたして、12月議会にはもう方向を示して、意思を、例えば秩父に行くのか、どこにするのか、やらなかったら相談できないです。相談しなくても何も、そのまま飛び込んでいけばいいやというのなら大丈夫でしょうけれども。やっぱり、いろんな意見調整をして町民を最低限守る、職員も守れるところまでは守る、そのぐらいのことをしてもらわないと困るわけです。

そこで、まず町長に聞きますけれども、方向性をどっちに思っているのか。今言うように、単独でずっといくわけではないとかという、そういうのではなくて、どこを思っているか。そのぐらいのことは、職員の中だって、みんな財政が厳しいだの何だのといってやっているのだから、合併しないでこのままいけるなんて思っている職員はいないと思います。いるとなったら、もう本当に何も考えていない職員です。そういうことで、町長、どうですか。お願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

2010年の３月31日という期限に非常にこだわっているようでございますが、これは合併新法の期限が2010年の３月31日、それ以降は合併ができないとかしないとか、そういうことでは全くございません。

皆野町が、先ほどご質問にありましたように、秩父に行きたいということについては、その後、編入合併でいいのではないかではなく、編入合併でお願いをしますという公文書を出しているという話を聞きました。私たちが、皆野町の町長ではなく、本来なら皆野町、長瀞町、横瀬町、小鹿野町が町の部分になるわけでございますが、石木戸さんが町長になる前からいろんなことについて３町では相談をしておりました。今の秩父の状況を見たときに、私たちは、それより以前に自分たちの町をしっかり守って、そして財政的な基盤もつけるような努力をすることが前提で、お金がないから、だから合併をしましょう、合併新法の前に合併しましょうということは自分の責任を放棄することだというふうに考えておりました。そういう中で、私たちは、役場の職員も議会の皆さんも、それから町民の皆様もご協力をいただき、税金の収納率もアップし、滞納の整理も今年度は急速に進んでおりまして、そういう状況の中では、私たちは単独でも先が見えてくるのではないかという期待を持って今努力をしているところでございます。合併をするために町の町長はあるわけではありません。そういうことを考えますと、私は、いましばらくは単独でいくような努力をする上で横瀬や小鹿野町との意見調整をしていきたい。

ただ、今関口さんからお話がありましたように、長瀞町が横瀬や小鹿野と多少違う条件が１つありますと。それは、隣に寄居町という町が隣接をしているという事実があって、そのことも視野に100％入れないということにはならない、議会の中でもそういう意見を申し上げている人もいますということは申し上げています。そういう状況の中で、今皆野が急速に編入合併ということで進む、それも話を聞いています

と、非常に議会の中が流動的になってきたというお話も承っておりまして、結論が出るまで私たちがとやかく言うべきではない、遠くから見守っていたいというのが私たちの考えでございます。

そういう状況で、町村の財政が非常に疲弊した大きな要因は、小泉内閣の構造改革という、三位一体の改革という言葉の中で地方交付税を大幅に減額されたということが大きな要因になっております。これは、福田さんがもうおやめになるという声明をいたしましたが、その中で、やっぱり地方に対する思いというのをもっと深く持たなければいけないという自民党の反省の中で、交付税も今年度は多少ふえるようでございます。そういう状況の中で、私たちは、地方の集合体が国家なのだという思いを持たなければ日本の将来がない、日本の将来は崩壊に向かって一歩一歩進んでいくような状況になるだろう、もっと地方のことを真剣に考えて、国と地方との信頼関係を構築するということが大きなテーマだし、これは国の責任でもありますというお話を申し上げております。

そういう状況の中で、私はきょうここで、では合併をしましょうとかしませんということではなくて、もっと自助努力をすることを私は前提に考えていきたい。その上で、どうしても国のほうのやり方が交付税はどんどん減らすということが、また小泉内閣のようなことになれば、それはそのときには考えざるを得ないということになるだろう。そのことについては、自民党もこのままいけば大敗をするというふうに私は予測をしておりまして、そういうことから考えると、自分の政権政党を投げ出すということを考えるような政治家はいないと思いますから、軌道修正は当然やっていくというふうに考えております。民主党もそうだと思います。

そういうことでございますから、しばらくは様子を見ながら自助努力をして、自分たちの町の財政を無駄を省いて、そして皆さんの協力をいただいて、税金も先ほど申し上げましたような状況になっておりますので、そういう状況ではしばらくの間はこのままの財政で推移ができるという、ある程度の確信を持ちつつあります。そういうことから考えますと、慌てなくても、合併新法に合わせて合併をしようということは非常にこそくな手段だというふうに考えておりますので、私はそういうことでこれからも進んでいきたいという思いを持っております。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　こそくだというお話ですけれども、合併新法というのがある以上、いろいろ検討しなくてはまずいのではないですか。合併新法の後にどんなものが来るか、町長、わかっているのですか。これはだれにもわかっていないと思います。今、町長、いろいろ財政の話をしたけれども、今の自民党のニュースを聞いていても、お金がないから、では消費税もうそろそろ、だけれども、今言うと選挙に響くかなとか、もうそんなのは目に見えているではないですか。

今、長瀞町も、我々、皆さん税金払って生活している中で、住民サービスなんて切れるところは全部切っているのです、町長、みんな我慢し尽くしているのです。私が言いたいのは、では税金を取って予算を組むときに、一番最初に住民サービスを持っていけと、一番最後に職員の給料を持っていく、足りなかったらみんなで分けて、少ないのでやる、そのぐらいの覚悟があるのならいいです。住民サービスは切り捨てるところは切り捨てて、さっき町長、私、ＮＨＫの「つばさ」に反対するわけではないです。あれにきれいな絵を撮ってもらいたいなと思って、私も今、大体１日最低１時間、町内を散歩しています。その中で、あれ、こんなままでこんなに荒れてしまっているの、例えば商店なんか見たって全然元気がないです。

私、ここに、長瀞とか秩父地域の政治掲示板、長瀞町の「交流広場」、この「交流広場」も、例えばこういう意見なんて本音なのだと思うのです。別に町長さんの提案箱が本当の民意でないとは言っていませ

ん。だけれども、拝啓、ごぶさたしておりますだとか、そういうのを書いてやるのが本音が出るよりも、キーボードでぽんぽんと打ってやる、それのほうが本音が出ています。町長、後で読んでください。これを読めばよくわかりますから。これは、町長室でもインターネットは開けるのでしょうから。もう民意なんて出ているのです。

さっきも言うように、平成22年の３月31日、そんなの気にしない、その後でもいいのだよというのなら、それでもいいです。私が心配しているのは、さっき言ったように、好きで合併しなかったのではないのと言われたときに、その責任問題、先のことはわからないと言うでしょうけれども、決まりが来ていて、あるのだから、討議しなくてではないのですかと私は提案をしているわけです。

そこでもう一度、町長、言いますけれども、本当に職員と腹を割って合併を話ししていますか。もし今町長の答弁が職員の人の意見集約したのを言っているのだったら、私も、ああ、職員ってこんなレベルかと思います。だけれども、本当に職員も自分たちを守る、我々は長瀞町の町民をどうにか守らなくてはだめだというところへいったら、最低限の、合併新法を利用してでも町民を守ってやる必要があるのではないですか。私も今、子供たちとつき合ったり、若い人たちといろいろおつき合いして、本当に仕事が大変で、税金が高くなっている、一生懸命払っている。さっき納付率がいいと言ったけれども、みんな一生懸命払っていて、町民のサービスは切り捨てられているのです。だから、私は平成22年の３月31日の合併新法を利用して最低限守ると。

町長、もしその先が心配だったら、町長はあっちこっちへ行ってよく、手をこするのは嫌いだから、おれは県庁に行ってでも強くいろいろ言っているというのだったら、来年の７月の町長選挙は、大澤町長でそのまま無投票でいって、選挙費用も使わず、そしてこの22年の合併新法を使って合併した後、長瀞町代表の市会議員になって、町長、秩父市役所へ行って大どなりすればいいではないですか。もし私が市会議員に１人当選させてもらうのなら、私は闘います。長瀞は何もしてくれないとか、そんなのではなくて、向こうから来れば長瀞は玄関なのです。秩父だって長瀞の観光が欲しいのです。長瀞は観光が、これから決算のとき、私も言おうと思ったのだけれども、長瀞の観光なんて見たら花、花、花だけではないですか。昔からのアイデンティティーを大事にして、いろいろ長瀞をつくっていきましょうと私も何回も提案しているけれども、出てくるのは花だけですよね。だから、散歩してみてください。１時間散歩しているうちなら、３回ぐらいつまずいて転びそうになったり、ここ、蛇が出ないかさなんという歩道があるのだよ。本当です。

町長、さっき言った郡部の、皆野とは相談していないけれども、小鹿野と横瀬とはよく相談していると、私、前も言いましたよね。設樂さんから石木戸さんにかわったときに、石木戸さんとも話ししてくれと、もし行きにくかったら、私に大澤町長という看板を立ててくれればすぐでも行くと、お断りされましたけれども。話をしなければだめではないですか。町長は先輩なのだから、後輩の石木戸さんを呼びつけてでも話をする必要があるのではないですか、隣接なのだから。

私も、長瀞が加盟している秩父の議員クラブ、ありますよね、東秩父と皆野と長瀞でやっている。これに横瀬と小鹿野が加わって、郡部の議員クラブをつくりましょうといったときに私は質問しました。このことは、合併につながる議員クラブの再編成ですかと。それは皆野町の議員の選挙が始まる前です。だから、前の議員のある大物の方が、私はこれでやめるのでという話だったのだけれども、今言う郡部だっていろいろそういうチャンスが来ているのです。皆野にも町長がちゃんと話ししていれば、そういう話も出るのではないですか。だから、合併を見据えて、寄居の町長、僕は寄居に大澤町長が行ったよねとある方

から聞かれました。その内容ももし知らせてもらえるのだったら、合併の話で行っているのか、もしあれだったら教えてください。私は前から寄居がいいと言っているのだから。

そういうことで、本当の職員の腹を聞いて、町長がここで今答弁を出したのか。来年の７月の町長選挙は、大澤町長、もう全部一任、それで合併を進める。町長が今まで言っているとおり、どんどん強い意見を言える方なのだから言ってください。そうすれば私も応援したいと思います。本当です。

そういうことで、町長、では合併をまとめてください。私も具体的に出せと言われているので、具体的にいろいろ話しさせてもらって、一番最初にこの文章をつくってあるのですから、総まとめてきちんと答えてください。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

まず、発言につきましては、やはりそれぞれの立場で発言をしているわけでございますから、相手に余り迷惑のかかるような発言は私はお互いに控えて、議会の質疑、答弁をしていくほうがいいのではないかというふうにまず最初にお願いを申し上げておきます。

その上で答弁を申し上げますが、私は基本的に、今合併を具体的にどことどういうふうにやろうということを考えていないということは先ほど申し上げました。皆野町とも、石木戸町長ともいろんなことについて話をしております。石木戸さんの考えは多少違うようでございまして、これはおととしの町長選挙のときに、自分の考えとして、皆野町の方向は、私が町長になったら即秩父と合併をしますという公約を掲げました。

その上で、実ははっきり申し上げますと、当選した年の秋に広域の理事会がございまして、その席で、私はちょっと早く行きましたら、栗原市長も早く来て、そのときに私を窓際に呼んで、実は石木戸さんから合併協議を進めてほしいという申し出があったと、しかし、皆野みたいな財政力の弱い町と合併しても意味がない、合併特例債も期限切れだということなので、そこで即座に断りました、ご承知おきをいただきたいというお話をお聞きしました。私は別にそれに答える必要はございませんから、ああ、そうですかと言ってその席を終わりました。それは皆野の人もほとんど知っていないのです。今度のある議員の発議で、議会でいろんなことがあったようでございます。その後、またそれを軌道修正するような発議も出、賛否をとったという話も聞いておりますが、それは皆野町のことでございますから、私がとやかく言うことではないというふうに考えています。

ですから、先ほど申し上げましたように、財政的にも非常に厳しい状況の中ではあっても、その遠い先に薄い明かりが見えてきつつあります。そういう努力をするというのが職員や私たちの仕事でございます。職員について、合併のことを考えろとか、合併をしなければやっていけないとかということを考えた時期もあったと思います。しかし、そうではなくて、単独でもやっていけるという努力をするのが職員の仕事ですということを私は職員に申し上げています。小さな町だからだめだという考えを持ったときに、町は崩壊します。ですから、そういう意味では、小さな町のお互いの交流が図れて、顔が見えてということをやることも大きなテーマであります。

アメリカ型の強要されたような合併をすること自体に私は大きな疑問符を持っておりますし、そのことについてこれからも考えてはいきますが、合併新法の期限の前にやらなければいけない、それは具体的にどういうことなのかという話になります。合併新法の期限が切れても、恐らく政権がかわっていると思いますが、政権がかわった、その政権政党はどういうことをやるかということも方向性がまだわかりません。

そういうことを聞いて、その新しい政策を見た上で私たちが考える時期が来るであろう、そういうことでありますから、今ここで慌てて、この場で関口議員と討議をして、結論を出してそのまま進めようとか、そういう方向にいきましょうとかというお約束をすることはできません。これは国の基本的な政策の方向転換があるかもしれない、そのときよく見定めた上で町の将来を考えるということが私の責任だというふうに考えています。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　１回オーバーになるのですけれども、ちょっと言わせてください。

あるかもしれない、かもしれないで、町長、そういうのでいいのですか、そういう思いつきで。我々は町民の財産と生命を守るという考え方から、かたくかたく、石橋をたたいていかなかったらまずいのではないですか。では、例えば合併新法が過ぎた後に、今町長が思っているとおりになって、いい方向へいけばいいです。もしいけなかったときにどうするのですか。町長は来年の７月で、うわさによるともう出ないというお話も私は聞いているのです。おれいなくなってしまった後に合併新法が後に変わって、おれは知らない、通せます。通せないでしょう。だから今、私は、国で決められている合併新法を利用して最低限町民を守る、全職員を守るとは言いません。いい職員もいたり、そうでもないのもいるということだから。でも、そういう職員も守ってやれる、最低限しなかったらまずいのではないですか。

私、さっき言いましたけれども、小さくてもやっていけるという町長の今までの発言に、町を歩いてみてください。みんな、シャッターがどんどん、どんどんおりてきているのです。元気のいいのは、あの氷屋だけです、交通渋滞まで起こす。あとはみんな暗くなっているではないですか。この長瀞町職員に、ここに傍聴に来ている方は皆さんそういう興味のある方だから、踏み入れて中を見てもらったら、職員あるいはこの役場の中が暗いと、元気がない、多分そういうふうに感じていると思います。さっき、職員の意見を聞いて、掌握して話しているのでしょうねという話をさせてもらいましたけれども、今町長が答弁したように、合併新法にこだわらず、その先へいってもいいやと思っている人なんて、ここで今、齊藤課長が答えてくださいと言ったら答えられないでしょうから、町長、本当に考えてやってください。職員だって、本音で町長に全部言っていないと私は思います。この私でさえ考えるのだから。

うちの地域に帰って、若い人が集まり、こういう人が子育てを一生懸命やっていて、これから先を考えて、どんどん住民サービスが減って、税金は上がっていく、皆野から長瀞にうちを建てたいといって土地を借りた人がうちが建てられないでいるのです。そういう状況の中で、合併新法にこだわらなくとも、その先へいけば政権がかわる、考え方が変わる、そんな甘いことでは私は町民を守れないと思います。７月の町長選挙が来年来るのだから、さっき言ったように、もう一回、自分が責任持って出る、ずっと責任はおれがとるのだというのならもう一回答えてください。私はこれは１回多くなっていますから、合併はこれで終わりにしたいと思いますので、町長、次にもう一回手を挙げて質問しないから、どんどん言ってもらっていいです。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　先ほども申し上げたように、個人の思いというのはそれぞれ違うと思うのです。だけれども、私たちは公職にあるわけでございますから、町の将来についてはしっかり考えているつもりでございます。それが関口議員から見れば非常に不満だというお言葉のようでございますが、それはそれで私も反省をして考えていきたい。ただ、合併がすべていいということを考えていないということだけははっきり申し上げます。そういう中で、小さな町、例えばヨーロッパ型の社会をつくろうというのが、私た

ちは基本的には、アメリカの社会よりもヨーロッパ型の触れ合いの社会というのをつくっていく、財政的には豊かでなくても、お互いに時間の過ごし方をゆっくり過ごせるような、そういうまちづくりをしたいというのが私の基本的な考え方であります。

そういう中で、先ほど申し上げましたようなことに尽きると思いますが、今、衆議院の選挙、来月のうちにあると思います。そういう中で、例えば政権政党がかわれば、今の郵政の４分割も全部もとに戻すという提案をしているところもございます。あれも、例えば郵政の民営化につきましても、私は基本的に反対でございました。それは、地方が切り捨てられるという大きな前提の上に郵政の民営化があったからであります。今の国家のあり方について、私は非常に大きな疑問を持っていると先ほど申し上げましたのは、そういうことの積み重ねが地方の疲弊につながっているということになるわけでございます。そういうことから考えますと、この衆議院の選挙は大きな転換期になるだろうという予測をしておりまして、その推移を見守った後、私は基本的に皆さんともご相談を申し上げ、最終的には先ほど申し上げましたように議会の議決ということを経なければ、私たちがどんなに考えを申し上げても、そこで否決されれば終わりになるわけでございますから、そういうことにつきましても意見調整をし、それからいろんな町民の方とお話をする機会を得るような場面が出てくれば、それはそのときに真剣に対応していきたい。今ここでとやかく言うことではなくて、もうしばらくの時間を待てば、12月の議会ごろには、今話したことが全く無駄だったのか、それともあれを土台にしてもう一歩前へ進もうかというような、おぼろげながらの方向性というのは見えてくるだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　では、次の質問にいきます。

主要施策について地域整備観光課長にご質問をいたします。上長瀞駅へ進入する主要幹線９号線は、着工から２年余りが経過しますが、開通する見通しが立たないと聞きます。町が観光の発展を見据えて始めた主要な施策がなぜ進まないのか、その理由を伺います。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　関口議員の質問にお答えいたします。

町道幹線９号線の開通のご質問ですが、初めに、上長瀞駅周辺に通じる道路につきましては、国道140号線から上長瀞の新井園と小林石材店の間の県道上長瀞停車場線を利用し、秩父鉄道の踏切を横断していますが、国道140号線から上長瀞駅までは一部道路幅が狭く、特に観光大型バスの通過については、進入角度が鋭角なため、非常に危険な場所となっております。また、秩父鉄道の踏切についても、幅が狭く、道路部分が急カーブしているため、大型車が旋回するのに危険な場所となっております。

このような状況を改善するため、町では埼玉県に県道上長瀞停車場線道路改良の要望を行ってまいりましたが、県担当者にお聞きしたところ、国道140号線の進入路付近の土地権利者の理解等が得られず、なかなか事業が進まないと、地権者の同意は得られる見込みがないとの見解で休止とのことでした。町では、早期に道路の危険を回避し、交通の流れをよくするために、埼玉県と協議を重ねた結果、町道を新たに建設し、県道にジョイントさせ、その接続部分から駅側の用地買収済み及び取得可能である部分を県が整備することといたしました。それにより、国道140号線から県道上長瀞停車場線までの間を町道幹線４号線の延長道路として、幹線９号線の新設事業を平成16年度より進めてまいりました。平成20年３月に事業が完成し、町の完了検査も終了し、９月２日に県の補助金を受けているため、県の完了検査が終わったところでございます。

現在は、町道幹線９号線の接続である県道上長瀞停車場線が工事中で、工期が９月末となっております。県道の踏切、荒川側は、県道の拡幅予定地内の土地所有地権者との用地交渉が難航している箇所があるため、踏切の拡幅ができない状況となっております。そのため、現在、町道幹線９号線の道路の供用開始に向けて、埼玉県警察、秩父鉄道、秩父県土整備事務所などで協議を進めているところでございます。安全対策を図りまして、協議が調い次第、供用が開始できる予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　地域整備観光課長、具体的に答えてください。今答弁しているのと、始まった、なぜあそこで突っかかってとまっているのかというのは、私が聞こうとしていることと違っていませんか。私、こんな答弁では１回損してしまいました。通告を出しておいて、そんな答弁は全然違うではないですか。なぜあそこを開通できないのですかというのが質問であって、それをどういうふうにするかという話が出てくるのかと思ったら、全然そんなことはお構いなしでしゃべっている。これ、議長、１回答弁やり直しを、私に質問をさせてください。地域整備観光課長ではだめだから、町長にこれを聞きましょう。町長が決めて進んだことだから。

前もって言っておきますけれども、私は前に折原議員が議員にいるときに、長瀞駅の踏切は危ないよと、あそこは私も大型車でたまに通ることがあって、あそこは危ないよということで始まって、あの踏切を何とか広げようではないかということで、中篠助役がいるときにも絵をかいてもらいました。それが向こうへ移ったわけですから、私は長瀞駅の踏切を広げたほうが観光にはつながるよという話ししたら、向こうへいってしまったから、なぜこれが今できないのか聞くのであって。

町長、私もこの質問をするには、ある荒川村の方とも、お話も聞かせてもらいました。どっちの、両方の言い分を聞いて、片手落ちにならないように、私は、今の秩父市荒川ですか、そこへ行ってお話を聞かせてもらいました。多分、向こうの方が言っていることと町長が言っていることが温度差があったら、またここではっきりしたことを言ってもらえば、議事録にも載って、その荒川の方もこれを見て、両者でまたきちんと話ができるのだと思うのでお聞きします。なぜあそこができないで、例えば県道は県がやる、町道は町がやるといって始めたのが変わってしまったのですか、お願いします。町長です、平さん、休んでいてください。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　一番ポイントのことは、関口議員がもう既に調査済みといいますか、その人と親しい間柄だという話を聞きましたので、特別な……

〔「親しいんじゃないよ、質問するから勉強しただけだよ」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君）　黙って聞いてください。

〔「じゃ、間違ったこと言わないでください」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君）　特別なことについては申し上げませんが、当然県で用地買収をすべき土地でございました。それを県のほうでは、とても、あの人とはもう話し合いの余地がないということで、私たち町が、３回、私もお伺いをいたしましたが、最後に非常に厳しい言葉をいただいて、この交渉はだめだというふうに思ったわけでございまして、その細かいことにつきましては平参事から答弁いたさせますが、平君がしっかり交渉していただいたわけでございますが、実らなかったという事実がございます。

それで、長瀞の踏切につきましては確かにご提案がございました。しかし、あの金額は十何億という大

きな予算を必要とするということで、とても町で手を出すような状況ではないということから、向こうへ移ったわけではなくて、とにかく長瀞、上長瀞の一体化を図ろうということが原点にございまして、今のような道路をつくったわけでございます。それは、町道としての進入路をつくって、県のほうでもあそこは拡幅しないという、先ほど地域整備観光課長の答弁がございましたように、あそこは休止扱いということで、県は手をつけないということで、私たちはそれは何回も県のほうにお話をお聞きしましたところ、そういう状況は変わりませんということであそこの道路をつくったわけでございます。長瀞と上長瀞の一体化、こんな小さな長瀞町の観光でございますから、この一体化を図るための大きな第一歩としてあそこの道をつくるのが一番、私たちの考えではベストであろうというふうに考えてその工事を始めたわけでございます。それは、先ほど関口議員がお話しになりましたような、荒川の地権者の同意が得られないということが大きな問題になっているところでございます。

〔「なぜ同意を得られないのか、じゃ、平参事、ちょっと言ってやってください。おれが立っちゃうと、また１回損しちゃうから」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　それでは、町長の補足説明みたいな形になると思いますが、関口議員の質問の中で、あそこがどうして通れないのだというのが１点と用地の話が１点、その２点でよろしいのでしょうか。

〔「はい、いいです」と言う人あり〕

○参事（平　健司君）　通れない話につきましては、先ほど地域整備観光課長が申し上げたとおり、この９月末まで県道のほうの工事があると、まだ安全対策が整っておりませんので、町の供用を開始することはできないと。次回の12月議会ですか、そのころまでには町の町道を通して、交通規制は多少出てくると思いますけれども、供用開始できるようになっていると思います。

それから、用地取得の関係でございますが、用地取得につきましては、この道路の経過を簡単に申し上げますが、昭和55年の５月から、上長瀞の区長等々から要望書が上がりまして、県土整備事務所のほうに町としても陳情していると。平成元年から平成14年の間に、秩父県土整備事務所としては、毎年1,000万ずつぐらい予算がついたのです。ただ、地権者の同意が得られないために、違うところを予算を流用したというのですか、上長瀞に使わないで。そういう結果に基づいて、この道路についてはもう進展がないから休止しなさいと、休みなさいということで２年ぐらい休止になったと思います。その時点で、町として、危険な踏切ですから、ぜひ何とかしてくれと。そのときに、先ほど出ましたが、国道沿いの地権者以外は用地が買ってあったのです。踏切から国道側ですか、そこに町のほうが道路をつくりますから、それから下だけでも復活してもらえないかと、そういうお願いをしたところ、それでは町が接続してくれれば、それから下については県のほうで責任を持って工事をやりますよと、そういうことが今回の道路のスタート、始まりでございます。

地権者を調べたところ、買収できない人が２人おりました。１人の方は、当然、県のほうがなかなか、問題がある箇所があるらしいのです、その地権者と、道路箇所以外のところで。そんな関係がありまして、県のほうがなかなか交渉に行けないので、町のほうで何とか交渉してみてくれないかと、こういうことで、町のほうが２軒につきましても交渉いたしました。１軒につきましては、18年の１月12日に用地を買収、県のほうがしております。それにつきましても、町のほうで交渉して県のほうに引き渡したわけでございます。

関口議員が用地の件でどうなっているのだという地権者につきましては、平成17年の４月７日から交渉に入っております。この時点で、私を含めて３人の職員でその地権者に伺ったわけなのですが、その時点で結構ですよと内諾をいただいたのです。余りにもあっけないので、こっちがちょっと拍子抜けしたというか、何で町が来るのだというようなお話をいただきましたので、町として危険な道路なので何とかしたいと、こういうことなので協力してくださいと、いいですよというお話になったわけなのですが。

その後、うちのほうが直接買うわけではありませんから、その次のときには、同年の６月13日、この日に県土整備事務所の用地担当と一緒に伺いましたら、では不動産鑑定しているのだろうから、それのコピーが欲しいと。そのコピーについては、早目に出してくれというお話があったのですけれども、18年の１月12日までですか、その間に県土整備事務所としてコピーは出せないと、見ていただくのは構いませんけれども、それをコピーするということに対しては、県としては、ちょっと申しわけないけれども、コピーを出すことはできませんよと、こういうお話だったのです。町のほうも困りまして、県のほうに何とかコピーを出していただけないかと。必要箇所を何かマジックで消してしまって、それを県のほうが町のほうへくれましたので、それはコピーを届けたのですけれども、納得していただけなかったと。それから何度も、その間に電話は私も入れますし、職員も入れますし、お会いしたいという電話はしているのです。なかなか、事業家で忙しくて行き会えないと、電話もこっちからするとプツッと切られるような感じで、何度かけても行き会えないので、では、なかなか行き会えないのではふいに行ってみようと、私も単独で七、八回も行って、会えなくて帰ってきたなんていうのはあるのですけれども。

18年の７月６日だと思うのですけれども、今度、さらに行って、行き会えましたので、そこに町の廃道敷があるので、廃道敷と地権者の土地と交換していただけないかと、そういうお願いをしたのです。そうしたら、いいよと、そこでもまたやっぱり内諾いただいたわけなのです。内諾いただいたのですけれども、その時点でうちのほうが面積交換でお願いしたいと、同じ地続きですから。そうしたら、だめだと、等価交換だと、そういう交渉では乗れないということで、またここでだめだよという話が来てしまいまして。ただ、18年の７月28日には、現地で境界確認には本人が立ち会ってくれて、いいよというようなところまでいっています。

それから、平成18年の10月５日ですか、もう一度地権者と交渉したのですけれども、地権者がちょっとだめだと、面積交換なんてもってのほかだと、等価交換だと、もう激怒してしまいまして、交渉はしないと。ここで一たん打ち切られるような話をその場で私ども言われてきたのですけれども、それでも、それから19年の７月までの間に何度も電話したり、突然行って、行き会っていただけないかというようなことをお願いしたのですけれども、結局行き会っていただけなかったと。

それで、平成19年７月４日に、町長が初めて、もう私の力では限度があると、町長、ぜひ一緒に行っていただきたいということで、平成19年の７月４日、町長と初めて交渉へ行ったと。そこで、そのときは世間話と、いいムードになってきたので、その次にまた19年の10月15日に町長とやっぱり行ったのですけれども、そのときにはやはり不動産鑑定士のコピーが欲しいと。また、そのコピーについてはうちが持っているわけではありませんから、県土整備事務所にお願いしてコピーを下さいと、前回と同じようにマジックで消してあるコピーをいただいて、後日、19年の10月19日ですか、その日にまた地権者のほうには提出をさせてもらいました。ただ、コピーそのものは前と全く進展がないと、同じようなコピーを提出せざるを得なかったということでございます。

それから、ことし、20年の３月24日の間にも、何度も電話したり、突然お邪魔したりして、家族とはお

話しできる状況ですから、どういうときがいいのでしょうと言ったら、雨が降っているときは比較的うちにいるというようなお話を聞きましたので、では雨の降っている日に、なかなか電話でも行き会ってもらえないですから、行ってみましょうということで、平成20年の３月24日、町長と直接出向いて、留守で会えなかったのですけれども、家族の方に、来てこういうことだったですよというのをお伝えくださいと、そういうお話を申し上げました。

それから、20年の４月14日までの間にも何度も電話を入れたのですけれども、もうだめだよというお話で、行き会わないと。そういうことでしたので、４月14日に突然店のほうを訪ねましたら、家族が畑にいると、では畑に行ってみましょうということで、畑へ行きましたら、こんな大事なこと、畑で話すような話ではないと、まして、いろいろ内容はあるのですけれども、突然来たり、そういうのは無礼であろうということでまた激怒しまして、もうこれ以上、ちょっと町として交渉する材料もないし、難しいだろうと。その後においては、埼玉県の用地課、工事をやっている課、そういうところと協議を重ねまして、町は今のところ打つ手がないと、今後は町もご協力しますから、県のほうでも動いてみてくださいと、そういうことで現在に至っております。

町としては、踏切を渡ってすぐの土地については、ちょっと今は、町というか、私個人としてはお手上げ状態ということでございます。ただ、道路につきましては、踏切が狭いまま一応供用を開始していただくように、先ほど課長が申し上げましたけれども、９月末に工事が終わって検査が終われば、警察、県土整備事務所、町、秩父鉄道で協議して、交通規制は出ると思いますが、供用開始するようになると思います。ぜひそういうことでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　大変ご丁寧にありがとうございました。

そこで、では最後の質問なので、させてもらいます。こういうことは調査すれば、あそこにああいうのが、うるさいというか、そういう場があるかどうかなんというのは、チェックはまずしないのですか。県が、さっき言ったあっちでもこっちでもという話で。今、平参事が言ったように、本当にあの人は忙しく動いているので、私にも時間指定で、この時間ならおれが体あけるから、この時間に来いよということで時間指定でした。その時間、５分早く行っても、やっぱり、５分、まだおれ仕事が残っているからと女の人が言いに来たので、外で待っていました。そのぐらい忙しい方なのだと思うので、私も夜分でした。呼ばれて、この時間ならあけるよというのが。

それはそれでいいとして、そういう道路をつくっていこうというときに、ただ思いつきで、カブトムシではないのだから、行ったところ、ここ広げてあっちやれだ、ここだめだったとやっていたのかどうか。私にはそういうふうに見えるです。さっき言ったように、話が今、先輩から出ましたけれども、そういう計画、動くのがすごく速いな、さっきも言うように大事なお金を投入しているのです。町民はかなりみんな我慢しているのだけれども、そういうところはかなりお金がかかっていて、町民の人も言っています。あそこ、何で通行どめになっていて、いつになったら開くのだいというのを。今言う、今の道路で道を通らせたって、バスはそれこそ入っていくのに前より大変ではないですか。おれのダンプカーだったら、右、左、どっちかこすったっていいけれども、観光用にバスが入っていくような道路形態ではないです。だったら、新井園と石屋さん、あそこを広げたほうがよっぽど距離が短いし、秩父鉄道云々ではなくて大丈夫だったわけではないですか。

では、最後に町長、今のいろんな施策の問題でちょっと町長にお伺いします。この町道幹線９号線は、今言ったようにわかりました。町長のいろいろやっていく中で、秩父鉄道と運命共同体だという話で、さっき平さんから等価交換という話が出たので、これは私が言うわけではないです、ある町民の方が、これは等価交換でやっていないか、この事業という話で出たのが、荒川の占用許可証は大澤町長がとって、秩父鉄道にユンボを入れて、３カ所、４カ所、何カ所ですか、もっとだよね、掘らせた。これは、困ったので等価交換ではないのかいと言う人がいるのです。それで、私もそれを聞けば、荒川を掘らせるのに、例えばライン下り、町長が大事にするなら、ライン下りが３社あるのだったら、３社が全部同じところで乗りおりしろよと言えばいいではないですか。今まで皆野が許可をとったりなんだりしたのを、大澤町長が皆野分まで行って、町長名で許可をとって秩父鉄道にユンボを入れさせるのなら。

私もあの日、長瀞町に通報しました。高砂橋の下を見ていたら、高砂橋の下を掘っているのです。聞いたら、いや、ライン下りの発着所ですと。何だい、今度は橋の真下に発着所ができるのかいと言って、長瀞のほうが見に来たけれども、もうそのときはユンボはそっちへ撤収していてわからなかったのでしょう。それをそういう等価交換と言う人もいるのだけれども、思いつきでやっていません、町長、どうですか。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　等価交換という、思いつきというお話がありましたが、全く違います。そういうことを考えたこともありませんし、そのことでやったこともございません。

ただ、河川の占用につきましては、県のほうからぜひ長瀞町でやってほしいという、県が調整不能ということを考えたのだと思いますが、長瀞町がやっぱり観光地長瀞と標榜している以上、長瀞町にもひとつお力添えをいただきたいということでそういうことが来たのだというふうに私は思っておりまして、別に秩父鉄道だけに占用させるというようなことも考えたということもございませんで、この細かいことにつきましても平参事が表に立ってやっていただいておりますから、平のほうから答えさせます。

〔「じゃ、平さん、答える前に、秩父鉄道と３社あるところを三者三様にほじくらせる指導をするんなら、町がそうやって指導入るんなら、１カ所、ここはライン下り発着所だよといって、３社が全部同じ場を使わせるようにしたほうがいいんじゃないか」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　参事、答えてください。時間が迫っています。

○参事（平　健司君）　時間がないというので、簡単に申し上げますけれども、町が指導する立場ではなくて、許可権者はあくまでも埼玉県であります。埼玉県がこういう許可を出したものについて、長瀞町が将来的には観光協会に出そうと。皆野町がやっぱりあそこを駐車場で使っているのですけれども、観光客はおろしているのです。観光協会から違うところにまたおろすというような形をとっていますので、長瀞町としても、今現在、観光協会のほうに渡す前に、舟下り３社が連絡会というのをつくっていただいて、窓口を１つにしてほしいと、そういうお願いをしていまして、その連絡会ができ次第、観光協会と町のほうで賃貸契約を結んで、もちろん無料ですけれども、観光協会に貸し出すと、観光協会からライン下りのほうに貸し出すということになろうかと思います。あくまでも県の指導で、こういう形でやりなさいという話から始まった事業ですから、先ほど町長申し上げましたけれども、町が主導してどうのこうのということではありませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１５分

再開　午前１０時３０分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大島瑠美子君）　次に、10番、渡辺强君の質問を許します。

渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　質問の前に、参考資料として、議長の許しを得て、「秩父市への合併申し込みについて　自立の道を歩む自治体」ということで切り抜き、あとはいろいろ、その他、プールの問題やら今の教育の問題についてコピーして皆さんに配らせていただきました。済みません、よろしくお願いします。

時間が１時間ということで、今10時半ですね。では、始めたいと思います。まず初めに、皆野町が秩父市へ合併の申し入れをしたことについて。皆野町議会は、６月定例会で秩父市との合併推進を求める決議を議決し、その後、皆野町長と議長が文書により秩父市へ合併を申し入れました。こうした状況の中で、長瀞町は市町村合併についてどのように考え、対処していくのかをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　渡辺議員のご質問にお答えいたします。

先ほども関口議員のときにお答えをしたのと全く同じことになると思いますが、お許しをいただきたいと思います。

市町村合併の問題につきましては、これまでもたびたび質問をいただいておるところでございますが、当町を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、それから町民ニーズの多様化、地方分権の推進等々で大きく変化をしつつあります。今後大幅に好転する要素が見つからない、そういうような状況にあり、財政状況は大変厳しい状況にあることも皆さんご存じのとおりでございます。

こうした状況において、私はこれからもずっと単独で行政運営をしていけるというふうに考えたいところでございますが、なかなか難しいのではないかというふうに思っておりますし、合併を絶対にしないということを考えているわけではない、先ほど申し上げたとおりでございます。今後のまちづくりを進めていく場合、最も重要なことは、町民の皆さんが安心して希望の持てる行政運営をしていかなければならないというふうに思い、微力ではございますが、懸命に努力をしているところであります。

そういうことでございまして、ご理解をいただけるのではないかと思いますが、皆野町が秩父市へ合併協議を申し入れたということにつきましては、先ほど申し上げましたような、６月10日開会の皆野町議会において、議員による秩父市との合併推進を求める決議というのが提案され、可決され、６月19日に秩父市へ皆野町長と議会議長が文書によって申し込みをした、その後、編入合併による合併協議を進めたいという申し出をしたというお話を承っているところでございます。

以上のような要約を申し上げました後に申し上げますが、市町村合併につきましては、経過を経た上で、

最終的には議会の議決ということが最重要課題となっておりますし、そういうことから考えますと、私たちは、町民の代表であります議員の皆様とともに、この問題については真摯に取り組んでいき、そして結論を出すべきときが来れば、そのときに皆さんにご相談申し上げて、議論を重ね、結論を出していきたい。町民のためにどうあるべきかということを考えるのが最優先課題だというふうに思っているところでございます。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　皆さんに、「町民の皆様へ　秩父市への合併申し込みについて」と、「広報みなの」で、皆野町長、石木戸町長が全町民に広報で流しました。手元にいっておりますように、細かい字で書いてありますけれども、私は読んでみて随分矛盾しているなと思うのです。その問題について、町長はどう考えているのかについて最初質問したいと思います。

まず、平成16年２月、住民投票して、秩父との合併がいいと投票した人が3,920人、皆野の人口が現在大体１万1,321人ですから、確かに多かったということは言えるのですけれども、まずその票数は、結局、3,920人対8,010人ということで、長瀞と合併と合併しない、あと回答なしということのほうが随分多いのです。石木戸町長は、住民投票、住民投票という結果だということを前から言っていました。しかし、石木戸町長の、ほかの町のことだからといって私は我慢できないのです。

といいますのは、この住民投票をするときに、私、何点かとってあると思うのですけれども、皆野町と長瀞の合併をすると、広域の消防、ごみ、救急、斎場などは使えないというような、木村英一、あのとき、当時町会議員だったのです。そういうビラを長瀞も皆野も含めて回して、町民もあの住民投票で相当の人が心配になってしまったということで、それでこのビラ合戦の中で、あの当時の皆野との合併、皆野町をよくする会ということでなったのは、この中に今議長である四方田忠則氏も入っているのです。皆野町と長瀞の合併推進署名というので会員になっているのです。その中には、今度の12名の議員の中には、いるのは林豊と四方田忠則議員、あとはみんな立候補を取りやめてしまったのです、吉岡修太郎さんが会長で。そう見ますと、あの当時のことを書いています。

あともう一つは、平成17年３月、皆野町・長瀞町合併推進協議会ができて決裂した。その決裂の中で、８回やったのですけれども、私も何回か傍聴しまして、全く、本当に真剣に取り扱ったかというのは私は疑問を持ちます。というのは、役場は皆野、名前は長瀞と、いいという方向で進んでいたのです。ところが、だんだん、大した論議もしない中で、やはり皆野の町民も、今の長瀞のブランドという、日野沢でも下田野でも相当、奥長瀞とか何かといって、うちの親戚も皆野にいますから、名前は長瀞でいいだろうというふうに大分まとまっていた。しかし、８回の最後の合併協議会の中で、設樂一夫町長以下みんなが皆野長瀞町を押しつけてきたのです。長瀞でも、推進協議会のメンバーも、そんなのおかしいと、大した論議もしないで、ここへ来て皆野長瀞町という名前を押しつけられて決裂したわけです。

ここでどうしても言わなくてはならないのは、あとは町長選挙の結果です。平成18年４月、町長選挙がありまして、石木戸町長が相当の票数をとって当選したわけです。しかし、私は、石木戸町長が秩父との合併を言ったといっても、町民は、長い議員生活して、石木戸町長は何であんなに票をとるかというぐらいとって当選しました。だから、あの票数は市町村合併を言って当選したわけではないのです。そういうことで、私は石木戸町長は、あと、皆野と長瀞と東秩父の議員の集まりの中で、私のところに酒というか、お茶をつぎに来て、渡辺さん、やっぱり皆野と長瀞は一番いいのですよ、合併は、そう言ったのです。何でそんなに急に変わってしまって、突然、私にしてみれば突然です。この６月議会で申し入れたなんて。

だから、そういう誤った考えで秩父の合併と言ったのはこれから禍根を残すのではないかと。

私は、そこで、この問題について、大澤町長が石木戸町長にこういう問題はおかしいのではないかと言ってほしいということ、このことを１つの質問。

あと、８月４日の新聞に、長野の小川村、宮崎の綾町ということで、これを皆さんに配りました。本当に粘り強く、町民と住民投票も２度もして、それで町長、村長選もやって、やはり自立の町を、国が言う合併すればいいというものではないのです。そういうことでなった、こういうことが書いてあります。

あともう一つは、私は、全国小さくても輝く自治体フォーラムということで、平成18年の６月24日、白川村へ行ってきました。このところで感激したのは、どんなに小さくても、地方自治を守るために、国の圧力に屈せず、輝く、財政が厳しいけれども、自分たちの町、村は自分たちでつくっていくということでつくっている姿を見て感激しました。ですから、別に町長にこうしろというのではないけれども、私は合併推進論者ではありません。だけれども、今町民が主人公という立場からすれば、合併するにはよほど情報を流して、そしてよほど住民の意見を聞いて決断してほしいのですけれども、それについて町長はどういう考えなのか。

あと、今、自民党、公明党の政権は、先ほどの前の議員が質問の中で、平成22年３月で、合併特例債を当てにして合併しようではないかということは私はまずいと思うのです。その期限でやらなくてはならないということだったらば、やっぱり住民に意思を表示しなくてはならない。しかし、ああいう状況の中では、私は、これに基づかないで、やっぱり情報を徹底的に、我々は、皆野、長瀞の合併が決裂した平成17年３月以降、長瀞町財政健全化委員会を開きました。その中で、町の財政は厳しいから、こういうところには無駄遣いをしないで直そう、そういう形で進んだと思うのです。だから、そういう、やっていけないということだけを押しつけるのではなくて、こうすればこういうふうに長瀞も合併しないでやっていけるのだというような方向を示していただきたい。それで、究極の中でどうしてもという、長瀞のブランドを消えないようにしていただきたい、この３つです。それについて町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

皆野町の合併の現在の行動といいますか、動向につきましては、私のほうからお話を申し上げるのは筋違いだと思いますので、お許しをいただきたいと思います。皆野町にはそれなりの考え方があっての行動を起こされたのだというふうに思っております。ただ、内部は非常に流動的だという情報も聞いておりますので、その辺はしっかり推移を見守りたいというふうに考えております。

それから、先ほどのお話のように、町民が主役という基本的な考え方のもとで町政を進めてまいったつもりでおります。そういうことから考えますと、当然合併のことが議題になって、皆さんと意見交換が始まるようになれば、住民投票もあるべきでありますし、それから皆さんに対する説明会も開く必要があるだろうというふうに考えております。それはもう少し、年を越した半ばごろからになるのではないかな、それは国の政権がかわる可能性が非常にありますから、そういう中で新しい国のあり方についての方針が決まった後に考えても遅くないのではないか。

私も基本的には、小さな町が自主独立の運営をしていくことについては非常に魅力的でありますし、この前の皆野町の合併協議のときに、皆野町に入りましたら、ぜひ長瀞町という町名でやっていただきたい、有名なブランドを使ってまちおこしをしてくださいという女の方の圧倒的な声を聞き、本当に勇気づけられたことを今思い出しました。そういう状況の中で、私たちはこの町をどういうふうに守り、発展させる

かということを皆さんとともにこれから真剣に討議していきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

あくまでも町民が主役でありますから、そのことにつきまして、もし具体的な動きがあれば当然そういう、先ほど申し上げましたような住民投票なり、それから説明会なりは、私たちのほうで各地域に出向いてお話を申し上げ、住民の生の声をお聞きした上で検討する、最終的には議会の議決ということをいただかなければ、私たちは勝手に動くわけにはまいりません。先ほど申し上げたとおりでございますので、ほかの町村も、小さな町が自主独立でやるという、その気概については非常に私たちは勇気をいただくわけでございますが、内容につきましてはそれぞれ違った部分がかなり多くありますから、そのことにつきましては、参考にはなるけれども、これを導入するというようなことにはならないだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　もう一回質問しますけれども、町長、今郡市では、荒川、大滝、吉田は秩父市と合併しましたね。吉田の場合は町長選挙の中で負けてしまったのです。私の親戚が出て、合併は小鹿野と吉田がいいということで、政策を掲げてしたけれども、結局、現職の猪野町長に負けてしまったのですけれども、それで合併が進んでしまったのですけれども。

お願いなのですけれども、吉田町、荒川、大滝が今住民からどんな意見が聞かれているか。町村会では、小鹿野、吉田の人は私知っている人がいて、合併してどうだったかと聞いたら、やはり問題は、石間のほうとか塚越の人なのですけれども、いいとは言いませんねと言うわけ。だけれども、ある特定の商売をやった、恩恵を受けている人はそういうことは黙ってしまうのです。いいとも悪いとも言いません。しかし、大滝や荒川村とか吉田の人たちの大半は、僻地はめった僻地になってしまって、今のやり方についての合併は、もう僻地は僻地で仕事がない。一部の秩父市の人たちは、役場の人事も秩父主導、それでいろんな形の行事も秩父主導になって、やはりこの山村が寂れていくという姿のような気がするけれども、そういう点で、合併してしまった村、町をどういうふうに見ているかについてお願いしたいと思います。

そのことを町民がやっぱり知らないで、何か皆野でも長瀞でも、私は町民に会うと、長瀞は合併はどうするのだ、皆野はあっちへ行ってしまうだろうけれどもという声が、うんと心配しているのです。その心配は当たり前だと思うのです、この山村で暮らしていくには。子供が、少子高齢化で今後どうなるかというのは当然の心配です。そういう点で、そういう調査をしてほしいのです。これから私たちは年をとっていって、子供がこの町や村に住んでいくにはやはり何か工夫しなくてはならないので、それについてどういうふうに考えているのかお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　秩父と合併した町村のことについて、私がとやかく言うのはまずいのかなと思いますが、ご質問でございますから、私の知り得た範囲内でお話を申し上げたいと思いますが、１つ、典型的な、象徴的なことがございまして、こういうことでご理解いただけるかなと思います。

ことしの４月から、旧大滝村の就学前、学校へ入る前の子供さんが６人しかいないという話を聞きました。そうしましたら、秩父市は４月から大滝村の保育所を閉鎖するということに急遽決めて、大滝村には子供の就学前の保育所がなくなった。結局、そうしますと、そういうところで勉強したい子供さんは、一番近いところで荒川、それから秩父市ということになるわけでございまして、その負担は非常に大変だという話を何人かの方から聞きました。

私は、一つの首長として一般的に考えますことは、６人しかいない子供を守るのが、それが自治体の責任だというふうに考えました。今もその考えは変わっておりません。少ないからだめだという考えを持つこと自体が、それは中心の市街地に住んでいる方の考えの一部にはあると思います。しかし、それは決していいことではない。子供の教育の平等ということから考えますと、そういうところに重きを置いてもいいのではないかという思いを持っております。そういうことから考えて、私のところへ入ってくる情報は、合併してよかったという人はほとんど情報として入ってきておりません。特に大滝のほうの人たちの話は、限界集落になってしまうというような話をお聞きして、合併のあり方は難しいねという否定的な話が圧倒的に多いようにお聞きをしているところでございます。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　この質問については終わりです。

次に入りたいと思います。温水プールの利用料金軽減について質問したいと思います。まず、秩父郡市内には、秩父市と皆野町に温水プールがあります。利用料金は、両施設ともに、一般利用者で当該団体居住者は400円、そうでない人は600円と差があります。これの施設を利用する長瀞町民から、料金を安くしてほしいとの声が聞かれます。郡市内居住者であれば同じ料金で利用できるように協議、調整していただきたいが、考えを伺います。町長、お願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えをいたします。

秩父郡市内の居住者であれば同じ料金で温水プールが利用できるように協議、調整をしなさいというお言葉でございますが、公共施設の建設や維持管理には各自治体の住民の税金等が使われておりまして、施設のある自治体の住民の利用料とそれ以外の方の利用料に差が生じてもやむを得ないのではないかなと今思っております。

かつて、秩父広域市町村圏組合が主体となって、秩父郡市内の各公共施設の利用料を統一して利用できるようにするため調査、検討したことがあったようであります。しかし、利用料を統一するのには、各自治体の条例、規則、要綱等、すべての関係条文を改正しなければできないということ、また市町村合併の問題等により実現できませんでした。こうした経緯や、公共施設の相互利用ではなく、温水プールに限っての一方的な料金統一は、温水プールのある自治体の住民にとって不公平となるため、早々に実現することは困難ではないかというふうに考えているのが現在のところでございます。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　私は町長がそういう答弁するなとは思っていたのですけれども、私、前に６番議員が、公共のいろんなものについてはみんなが使えるようにほしいというような、新井議員が言ったような気がするのです。

私は、今、箱物をつくる時代ではないです。原谷と皆野はそんなに距離がないのです。だけれども、皆さんはご存じのように、プールというのは、温水プールは原谷と皆野しかないのです。それで、私もプールが好きで時々行くのですけれども、まず小鹿野のほうから来ている人もいるし、何かの都合で秩父のほうから来ている人もいるのです。見ますと、その表を見てください。大分差があるのです。例えば両施設の利用料金の格差が大きいということで、秩父市温水プールは65歳以上は無料なのです。だから、私は65になったので無料です。秩父市温水プールは秩父市原谷にあって、65歳以上は無料、年間使用料は市外、市内問わず無料なのです。ところが、皆野町の温水プールは、年間利用する、年間券を買うと65歳以上でも

１万8,000円、70歳以上だけは特典ということで、この利用料金を見てもらうと、70歳以上は市内200円、市外300円、70歳以上でない人は年間１万8,000円なのです。

しかし、こういうことでは、長瀞町民は、最近高齢化で65歳以上の人が、かなりお母さん方が行っていますけれども、やっぱり１万8,000円払うのだったら、車を運転する人は原谷まで行って、無料のほうへ行くと思うのです。ご存じのように、そういう中で、矢尾近辺の秩父寄りの人は、かなりの人が向こうに行き始めたのです、無料のほうに。

私は今、ここの下に書いてあるように、児童生徒などの町内、町外の確認が、原谷も皆野も確認するというのは施設側ではできない、そう簡単に、あなたは小学生かい、中学生かい、町外かいと聞けるのは、そんなの言っていられないと、券を買って入るので。あと、高齢者の場合、年齢確認が、秩父市の場合、あなたは65歳以上ですか、それよりももっといっていますかとかいっていないのですかとちゃんと確認できないと言っているのです。

だったら、町長に質問なのですけれども、やっぱり、そんなに利潤を追求するような施設でない、もともと町民や市民の健康を守るためにつくった施設ですから、プールというのは全身運動ですから、体にいいし、子供にとっては水遊びのできる、水遊びとか水泳を覚えるとか、いろんなことで大事な時期なので、そういうのを町村会で議題に出せませんか。ただできない、できないと言えば何でも、今は機構改革だって、今までどおりというやり方では財政が厳しくなります。今、皆野は財政が厳しいと言っていながら、声が高いから、秩父市の65歳以上の人は無料のほうに行っているのです。私の知っている人も。何とか、ただできないというので議題にものせないのでは、町村会で問題ではないですか。町長、お願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　今具体的な数値をお示しいただきましたので、これは今月末に町村会がございます。ここで私のほうからご提案を申し上げて、一つの議題として取り上げていただくようにしたいと思います。だから、渡辺さんのおっしゃるとおりにスムーズにいくかどうかということについては、秩父市とそれからめぐりの町村との関係等がございますので、私のほうから議題として取り上げていただくようなお願いはきょう早速事務局のほうにしてみたいと思います。討議をさせていただきます。ただ、結論についてはここでお約束をするというわけにいきませんので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　この問題については、余り論議するということよりも、やはり今、合併問題に絡んで、いかにも秩父市に合併してしまうといい施設を使えるとか、町民が、小さな村、町がそっちのほうにいけばよくなるというのは大間違いで、今町村の財政が厳しいという中で、皆野は秩父市と編入合併を申し入れたり、はっきり言って、議員の数は少なくなるし、いいように、編入合併ですから、議員も即時、合併になると、２月に町会議員選挙をやったと思ったら、町長も議員もみんなよさなくてはならない立場で、それで編入合併になったから、だれかさんが言ったように、では皆野町から１人議員を出せばいいほうで、２人出せばいいとかというようなことになってしまいます。本当に民主主義が崩れるので、そういう問題をやっぱりきちんと論議する、意見を聞く、そういう耳を持っていただきたいと思います。

では、次に入りたいと思います。次に３番目、学校プールの利用について。児童生徒が水泳を楽しむことは、長い人生において大きな力となるため、その機会をたくさんふやしていただきたい。そこで、第一小学校、第二小学校では学校プールを年間どのように利用しているのかをお伺いします。

また、長瀞中学校ではプールを利用しての教育をどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　教育長。

○教育長（新井祐一君）　ただいまの渡辺議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、長瀞第一小学校、第二小学校のプールの利用についてですけれども、今年度、第一小学校のプール開きは５月27日、第二小学校は６月２日でした。１学期中は授業として使用し、夏休み期間中は、第一小学校が７月22日から８月12日までの14日間、第二小学校は７月22日から８月６日までの10日間開設をいたしました。

なお、皆野、長瀞の小学生の水泳記録大会が７月25日に行われました。一小、二小ともに上位入賞等、優秀な成績を残しております。

次に、中学校ではプールを利用しての教育をどのように考えているのかというご質問ですが、ご案内のように現在中学校での水泳の授業は行っておりません。保健センター隣接の町民プールについて、かつて中学校が授業で利用しておりましたけれども、プール施設の老朽化に伴い、平成17年度から休止となった経緯がございます。なお、学習指導要領では、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができると、地域の実情に沿った状況になっています。町民プールの改修を含めて、現状では当分の間、中学校での水泳の授業の実施は考えておりません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　私は、今度の質問に当たって、すべての教育委員会、皆野町、秩父市、横瀬町、小鹿野町の教育委員会に電話して聞いたところ、夏休みについては長瀞と大差はないのです。例えば長瀞第一小で14日間、夏休みで、一小では８月12日で終わったと、７月22日から12日で14日間、二小では10日間と。ですから、大概お盆前に終わってしまうというのを調べたのです。しかし、これも地域格差がすごくあります。

やはりこの問題については、長瀞中学校のわきにある町民プールを廃止して５年経過したわけです。そして、長瀞第一小、二小もプールの改修をして、一小の改修費が、この前の決算で、1,333万もかけて19年度に第一小学校の改修、その前の年に二小を改修しまして、相当お金をかけて改修したのです。私は、町民の中から、プールがお盆前に終わってしまうのはもったいないのではないかと、子供が水泳で遊ぶのは本当に喜んでいるので、ぜひ何とかならないかということで質問も出したわけです。

今、この中で問題点は、皆野町では、皆野小、国神小、金沢小は大体、皆野小は11日、国神小は夏休みで14日、金沢小は７日、プラス温水プールを５日使っています。三沢小も10日。長瀞中学校が、毎週火曜日、皆野温水プールが休みのときは13日間、年間で水泳の教室として、学校行事として、夏休みは８日使ったと。皆野の中学校では水泳クラブがありまして、そこで泳ぐ練習をしていると。秩父市の原谷小では、４月末から温水プールを授業に使っていると。これも、秩父市では火曜日が温水プールの休業日なので、それを使ってやると。あと、秩父養護学校では年間使っているとか、障害者施設が年間使っているとか、そういう形で大変格差があります。

そういう中で、私は思うのに、この問題についても、2005年に町民プール、長瀞中学校のわきにある温水プールを廃止しました。それからずっと私も、町民から何とかならないかということで、これは2006年６月の議会で町民プールの再開はというようなことで質問したと思うのです。この当時の教育次長の答弁では、お金がかかるのでだめだという形でそのままになっております。ぜひ何とかその工夫については、まだできないというのではなくて、移動の時間があるだろうけれども、やっぱりプールの経験というのは

うんとさせたほうがいいというふうに私は思っているわけです。

そこで、質問です。この間、ここにコピーして皆さんに配ったように、若い教師は毎日が戦争、悩みをじっくり聞く場が欲しい、ゆったり成長できる学校はみんなが大切な学校というので、教育のつどいの中の報告をされております。今、学校の問題については、私のところにも投書がありました。ここでちょっと読み上げます。子供を取り巻く環境が深刻なときだけに、子供の周りにいる人々で支え合うことが切実である。教育懇談会や参加型の学校運営など、垣根を低くして先生や保護者らの連帯をつくり出している。全国の経験の交流に特徴がありますということで、一斉地方学力テスト、また教育関連法の改悪、学校指導要領の改悪などを強行しました。さらに、教員のリストラ、学校統廃合など、教育の現場はひどい。文部科学省の言うなりにしようとしているわけです。学校の先生方は、今うつ病になる人がふえていると。来年度からは、教員免許を10年ごとに更新を受けて、免許の再更新を来年度からするという方向です。

ですから、私が言うのは、プールに関してこれを出したのは、今の教育が統制が続いて、学校の先生も大変厳しいと。それで、では保護者はどうかというと、学校行事に出るのに大変、要するに若い父親、母親が働かなければやっていけないということで、学童は毎年のようにふえているのです。長瀞の場合ばかりではなくて、全国的に。あと、結局、給食費の滞納だって、本当はずるして納めない人ばかりではないのです。納めるのに大変苦労しているということで、教育長、これに書いてあるように、保護者、教育委員会、学校といろいろ懇談会を持って、やはりこのプールの問題についても話し合いをしていただきたいのですけれども、それについて３者で話し合う場を持ってほしいのですけれども、どう考えておりますか。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　教育長。

○教育長（新井祐一君）　いろいろ話が飛んでいてよくわからなかったのですけれども、常日ごろ、学校と保護者、最近、何年か前から学校評議員制度等もありまして、いろいろ話し合いの場を持っていただいております。また、学校と教育委員会につきましては、毎月定期的に話し合いの場を持っておりまして、いろんな協議をしているわけですけれども、ただいまお話のようなプールに関すること、あるいは学童、学童の場合にはちょっと学校とは関係が、ちょっと離れてしまうわけですけれども、学校とのかかわりにつきましてはこれからも話し合いを続けていくということには変わりはないわけですけれども、改めてこういった懇談会の組織をつくるとかという、そういうことにつきましては、ちょっとまだそういった計画は考えておりません。

〔「これについてもう一回やりますよ」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　プールのことにつきましてお願いします。

渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　はい。

だから、私はこれをなぜ出したかというと、今本当に教育が危機の状態なのです。言いたいのは、文部科学省が一斉学力テストで８億だか何かかけて勉強の、それは一方的なのです。要するに、教育現場のこととか保護者が望んでいることでないことでも、上の言うことについては一方的に進んでしまうという心配があるのです。ですから、私は、今度の教育長は、長瀞中学校でも校長をして、あと郡市内を相当歩いてきた人なので、やっぱり今までどおりというやり方ではなくて、保護者と先生方と教育委員会と、そういうのを、今答えられないと思いますから、ぜひ考えていただきたい。そうでないと、何か問題が進まないのです。今の国の政治のやり方、文部科学省のやり方について、ただ言うことを聞くだけでいいのでは

ないですか、合併と同じように。そういう形で、ぜひ考えていただきたいと要望します。

では次に、４番目の最後の質問に入らせてもらいます。現在、樋口農産物直売所は営業を中止しています。開店された当時は、年金暮らしの農家などの生きがい対策、荒廃農地の解消、観光振興や食の安全性の向上など大きな波及効果があると期待されました。町が多額の補助金を支出した施設が営業を中止していることについてどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　渡辺議員の質問にお答えいたします。

樋口農産物直売所につきましては、平成８年度に長瀞町農業協同組合が県と町から補助を受け、消費者に喜ばれる新鮮で安全な農産物の生産、販売、加工一貫体系の確立を目標として施設を建設し、平成９年４月から開業したものでございます。その後、生産者の高齢化、売り上げの低迷等により、本年５月のゴールデンウイーク後、営業を休止しておりましたが、農協からの説明によりますと、区域単位の農業者から、当初は四、五名だが、農産物の直売所及び秩父産の地粉を使ったそば、うどんを販売したいという話があり、事業内容を検討した結果、設置目的に適しているとのことで、再開に向けて厨房や浄化槽の改修も既に実施済みとのことでございます。10月から営業を再開する予定ですので、ご了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　私は、あの当時、相当の金額が町から補助金として出ていると思うのです。それで、その中身について、どのような町の補助金が出たのかについて。

あと、私はうちの近所の直売所に出している人に聞いたら、当初、あそこに直売所を出すについて私は疑問を持ったと言うのです。というのは、あのつくり方、国道沿いに背を向けてあの施設ができている。それで、あそこ、車が往来のときは物すごいですよね。飛ばしてきますし、どうしてああいうところにああいうつくりで直売所を出したのかというふうに思っていたと言っていました。結局、そういう点で、その過程を、今また再開すると言っていますけれども、それでまた続けられるのかについて心配なのです。

そこで質問なのですけれども、１つは今補助金のことを言ったね、町がどれだけ出したのか。

あと、直売所に出している長瀞町の人たちはどういう実態なのか。長瀞町で出している人は、農協主体で、秩父郡市なら直売所に出すのは秩父市の寺尾で、あそこは戦場ですか、親鼻の上へ上がったところに出す人、あと町内の役場のわきの農協というようなことでかなり広く出せるのです。しかし、遠いとなればやっぱりあれなので、どういう状況なのか。何人ぐらい、花をつくっている人と野菜をつくっている人、ご存じのように、役場の税務課長だった田端さんなんか本気でやっています。あの姿を国道を通るときに見ると、毎日やることがあると生き生きしているのです。それが幾らか、年金暮らしのお金になるということで喜んでいます。ですから、そういう人数はかなりいるのではないかと思うのですけれども、そういうことについての考えをお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、樋口農産物直売所の事業費の関係でございますけれども、当時の事業費でございますが、事業費全体で2,407万1,000円でございました。その内訳でございますが、県の補助金が1,000万円、町の補助金が500万円、ＪＡの自己資金が907万1,000円でございます。

もう一つの２点目でございますが、生産者の実態でございますが、今現在、秩父農業協同組合という形

で、農協の組合員でありますとどちらの直売所のほうにも生産物を搬入することができます。長瀞の農産物直売所の例で見ますと、これは平成20年、今現在でございますが、生産者が長瀞のほうへ持ってきていただく方が、町内外の方を含めまして211名、農協の説明ですと持ってきていただいておりまして、そのうちの町内者は96名でございます。その96名なのですけれども、この96名のうちで、実際に持ってきていただく方と持ってきていただかない方がこの中にいるようなのですけれども、実際に持ってきていただける方というのは大体半数程度、96名のうちの半数程度が農産物を直売所の方に持ってきていただけるということで聞いております。そういった状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　時間もそろそろ終わるので、これは最後の質問ですけれども、10月から始まるといっても、同じようなやり方では私はあそこは入りづらいのではないかと思うわけです。再開の問題については、どういうような見通しなのかについてもう少し詳しくお願いしたいと思います。

今、直売、つくっている人が、本野上ではフジマートに出せる人もいるのです。だから、本当にふやすには近場で出しやすくしなくてはならないです。そういう問題で、どうして再開は、ただ新しく始めるということではなくて、何か工夫があるのでしょうか。中身についてお願いしたいと思います。

あともう一つは、あそこに今度、学童保育所があの一角にできるのです。学童保育所というのは、多感な子供が、動き回る学童が、二小の子供たちの学童ができるのです。やっぱり問題なのは、安全の問題なのです。やはりきちんと、ほかのお客も来るわけで、学童だけでない人が来るわけですから、その安全問題についてどういうふうに考えているのか。来年度からあそこの一角に学童保育所が、年寄りの集まる場所ができるというふうに今度の予算案に組んであるのですけれども、それについて回答をお願いしたいと思います。

では、２つお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　まず、１点目の建物の現在のつくってある状況で、その工夫をどのようにやるかということでございますが、ご承知のように、あの建物につきましては面積等の敷地の状況も限られていまして、その限られている状況の中で、今回、地元の農業者の方からそこを再開したいということで、農協のほうでも鋭意検討して再開に向けての手続を進めたようでございます。その辺のところにつきましては、農協のほうと生産者のほうで検討していると思いますけれども、またこちらからもその辺のところを、ご質問の趣旨をまた農協のほうにもちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

それと、あそこのところの近くに学童保育所が裏側にできる予定になっておりますけれども、やはり安全問題というのは大変重要なことだと考えております。車の往来もある程度出てくるかと思いますので、学童保育所のほうを運営します町民福祉課とも協議をさせていただいて、どういったような安全対策がとれるかというところを検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔「いいよね、時間があるんだから。もう終わりますけれども」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　では、簡単に。

渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　簡単に。

私が言いたいのは、今、商業問題含めていろんな、長瀞第二小学校区には店も余り大きなものはないし、直売所もないということで今まで来ました。ですから、第二小学校区に学童ができることはいい、１つは、矢那瀬も含めて二小学校区にああいうものができることは、学童ができる、そして直売所ができて、近所の人がつくったものをすぐ買って食べられるということが大事なのです。ですから、今、二小の人たちが言うのは、矢那瀬も含めて第二小学校区はやはり住むには住みづらいと、ああいうつくったものを食べられる場所をやはり確保しなくてはならないということで、ぜひ成功させていただきたいのです。そうでないと、同じ長瀞でも、本野上や長瀞にうちを建てて住む人がふえていますから、矢那瀬や小坂、滝の上、樋口地区という形の人が本当に寂れてしまうのです。そのためにもぜひ頑張っていただきたいと思います。

終わります。

---

○議長（大島瑠美子君）　次に、２番、村田正弘君の質問を許します。

村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　質問ですけれども、１番目、行政改革について総務課長にお伺いをいたします。

当町では、行政改革大綱実施計画を策定し、行政改革に取り組んでいますが、現在までの進捗状況と実施効果について伺います。毎度同じことを申し上げます。

以上。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、行政改革実施計画の本年６月定例議会以降の進捗状況でございますが、平成20年４月30日に地方税法の改正が行われ、ふるさと納税制度が創設されました。当町におきましては、８月１日から町のホームページに掲載し、広く周知するとともに、「広報ながとろ」９月号にも掲載いたしました。その結果、これまで４人の方から寄附の申し込みがあり、そのうち２人の方から合わせて25万円納入していただきました。

続きまして、郷土資料館における民間活動導入による活性化策として、５月24日から６月１日まで郷土作家によります絵画展が開催され、期間中約1,600人の方々に入場していただきました。

続きまして、住民との協働事業として、児童生徒を危険から守るため、地域でのパトロールを中心に防犯活動を行うパトロール隊の登録者数は昨年同期と比べ10人の増となり、64人となり、さらに埼玉県が委嘱するスクールガードリーダー１人が配置され、安全で安心して暮らせるまちづくりに貢献していただいております。

続きまして、審議会、委員会等の会議の公開に関する指針を策定いたしました。今後、この基準に基づき、公開の可否等について検討してまいります。

この結果、行政改革実施計画の75項目のうち唯一未実施であった項目がなくなり、実施済みが64項目で全体の61.3％、着手が29項目で38.7％となりました。

次に、実施効果でございますが、平成19年度決算につきましては後ほどご審議いただくところでございますが、決算額で比較できるもののうち主な項目について、17年度と18年度との増減額、17年度と19年度との増減額を合計した額でご報告させていただきます。まず、歳出関係でございますが、町長等の特別職

の給料月額を特例で減額するとともに、期末手当につきましても、役職加算分、年間の支給月数を減額したことにより893万円の減となりました。

続きまして、職員の給料、各種手当につきましては、退職による職員の不補充、国の給与構造改革に準じた給与制度の見直しを行い、給与の適正化、調整手当、特殊勤務手当、旅費に伴う日当の廃止、地域手当の未導入、管理職手当の特例減額等により7,282万円の減となりました。また、自宅に係る住居手当を新築または購入から５年間に限定し、６年目以降に係るものにつきましては平成20年度から廃止いたしました。

続きまして、特別職委員の報酬額を原則として10％から20％減額するとともに、費用弁償を1,200円から500円に減額したことにより686万円の減となりました。

続きまして、町単独補助金につきましては、補助金の効果や適格性の評価を行うなど、総額の抑制を図ったことによりまして、平成17年度と18年度を比較しますと514万円の減額となりました。しかし、皆野・長瀞水道企業団高料金対策補助金が、17年度2,321万円、18年度1,760万円に対し、19年度は4,641万円となるなど、19年度の歳出総額が増加したことにより、全体では1,938万円の増となりました。

続きまして、負担金につきましては、一部事務組合、退職手当組合、扶助費的負担金等を除き算出しておりますが、その効果、目的が明確であるか等の検証を行い、削減に努めた結果、428万円の減となりました。

続きまして、議員の皆さんの報酬月額の減額、期末手当の年間支給月数の減等によりまして2,047万円の減となりました。

これらを合計いたしますと、9,398万円が削減されました。

このほか、測量機器等を、道路改良工事や排水路整備、道路鋼材部分整備等に伴う境界測量、境界ぐいの再現等を職員が行ったことにより、委託した場合の概算設計額に対し、機器借上料との差額2,550万円が減額となりました。

次に、歳入関係でございますが、徴収体制の見直しを行い、地区別に担当者を決め、催告書や電話催告の強化を実施するとともに臨宅回数の増加に努めた結果、町税と国保税を合わせた徴収率の対前年度比は現年度課税分で0.17ポイント増加の97.46％となりました。

続きまして、町営住宅入居者から駐車場使用料を徴収することといたしましたところ、253万円の増となりました。

続きまして、未利用財産の処分及び若者定住促進宅地分譲条例規則に基づき、蔵宮団地跡地４区画の売り払いを行った結果、合わせて5,609万円の増となりました。

続きまして、住民票の写しや納税証明書等の各種証明交付手数料の受益者負担を見直したことにより38万円の増となりました。

これらを合計した5,900万円が収入の増となりました。

実施計画の計画期間は平成22年度までですが、できるだけ早い時期に実施済みに移行し、実質的な効果が出せるよう、今後とも一層職員一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　いろいろ細かい数字を言っていただいて、足し算が頭の中でできなかったので申しわけないのですけれども、非常に努力をされたということについては評価をいたします。まだあと２年あ

るのですか、ということですけれども、先ほど答弁の中に早く終わりにしたいというか、実施済みにしたいというふうなことが聞かれたので、毎回同じことを言ったかいがあったかなというふうに私は自分で自負しております。今後とも、まだ改革というのはいつまでやっても終わりでないということ、エンドレスなので、ぜひ続けてやっていただきたい。それから、やる方向についても、今までは議員の給料を減らすとか町長の給料を減らすとか、そういった簡単にできることをやったと思うのですけれども、今後は非常に難しいことであろうというようなことが推察されることも期待をいたしたいと思います。

まだあと何か、未実施がゼロになったという、未着手がゼロになったということは非常に歓迎するわけですけれども、その辺も着手がおくれたというか、遅くなったものは非常に難しいものだったというふうに理解をしますが、このことについて、おくれたけれども、もう少し追いつくということについては何かお考えがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　着手してまだ実施済みにならないものについては、参事以下各課長が委員になっております行政改革推進本部がございまして、その席でも各課とも着手したものを早く実施するような方向で進めていただきたいということは話させていただいております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　そういう席で話させていただいているということなのですけれども、ぜひ督促をして進めていただきたいというふうに思います。

毎度聞くのですけれども、このことの進みぐあいについては町長はどんな評価をされているのか伺います。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

私は、非常によく職員が頑張ってやっていただいているというふうに評価をしておりまして、先ほど村田議員のお話のように、改革はエンドレスだというお言葉を重く受けとめさせていただいて、また新しいものについて何か手をつけるべきものがあれば、そのことについても、この会議でご指摘をいただいたこと以外にもやっていかなければいけない、そんな考えを持っているところでございます。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　２番目の問題に移ります。

町内のバリアフリーの状況について伺います。地域整備観光課長。町内の道路と公共施設のバリアフリーの状況は、町民や観光客が満足していると考えられていますか。車いすや電動車を利用する人や身体障害者が歩行する身になっての考えを伺います。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　村田議員の質問にお答えいたします。

町内の公共施設のバリアフリーの状況の考え方のご質問ですが、高齢者や障害のある方などが安全で快適な社会生活を送るためには、移動が容易な歩行空間の確保が必要です。しかし、現実には、道路、建築物の構造的な問題やさまざまな障壁が存在します。例えば道路を歩く場合には、歩道と車道の段差、建物の入り口など多くの障壁が考えられます。このようなさまざまな障壁を取り除いたり改善することにより、歩行者や障害のある方に限らず、すべての人々が安全で快適に生活できる環境づくりを進めていくことが

必要でございます。

豊かで活力ある社会を維持するためには、高齢者、障害者、子育て中の人々、すべての人々が社会に参画することのできる環境づくり、だれもが安全で安心で暮らせるまちづくりが必要でございます。町の管理する道路や施設など、バリアフリーの対応が十分でないところもありますので、町民や観光客等のニーズに即した、よりきめ細かい対応が必要になってきております。皆さんのご理解とご協力を得て、順次整備できるものから取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　ただいまのお答えを聞きますと、地域整備観光課長というか、町もバリアフリーが進んでいないというか、そういうものが不足しているというか、そういったことは認識しているというふうな答弁に聞こえました。認識していたら、なぜ、例えば、ではどこがどうなのですよという認識、それから以後こういったものを整備するための、よく大好きな調査、こういったことをやって、前に進んでいくというのはみんなの声を聞いてというような、どうも前に進み方がそんなのでいいのかなというふうに思うのですけれども、まず公共施設で、ないというか、進んでいないというか、そういう認識をされているところは逆にどこなのでしょうかということを１つ聞きます。

それから、今後、こういうものをきちっと調査をして、どことどことどこがどうなのだとか、地域の人が言ってくるのを待っているだけではなくて、地域整備観光課とかついていますけれども、地域整備課と書けば、そこが一生懸命調べて、それでこういうところをこういうふうにしたい、だからみんなが協力してくれとかいうふうなことをお願いするのが筋ではないかと思います。この２つのことについては、お考えはいかがでしょうか。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

町内の施設でバリアフリー化の進んでいないところというご質問でございますけれども、町道でいいますと、幹線５号線が歩道が設置されておりますけれども、あそこのところにつきましては、もともとありました桜の木等が優先をされて、桜の木を切らない形で歩道の整備がなされていますので、バリアフリーとなりますと、段差が２センチ以下とか、縦断勾配が0.5％とか、最大でも５％とか、２センチのところにすりつけるのには1.5メーターの平らな部分のところを設けなくてはならないとか、いろんな基準がありますので、そういったものを見ていきますと、すべてのところがバリアフリー化されていない。幅なども、今現在、主流は２メーターの歩道幅で、すれ違いができるとかという形になりますと1.5メーターとか、あと片側に寄っていれば、１メーターあれば何とか通行できるとかというふうなこともあるようでございますけれども、そういった勾配とかをすべてクリアしていくという形になりますと、かなりバリアフリーが難しい、全部がクリアされているというふうにはちょっと考えられないところもありますので、その辺のところはまた、道路の傾斜とか構造が本来もともと平らでないところに道路がつくられている場所もありますので、その辺のところを調べさせていただきまして、できるものから改善をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、公共施設につきましてお答えいたします。

今後の公共建築物の新築、増改築の際には、法令や県の施設整備基準に基づきまして、段差の解消、スロープの設置、多目的トイレの設置等、きめ細やかなバリアフリー化を推進していきたいと考えております。

公共施設としては、役場庁舎、保健センター、中央公民館が一般に利用される施設でございますが、役場庁舎につきましてはご承知のとおりバリアフリー化されているところでございます。保健センターにつきましては、２階部分がバリアフリー化されておりませんので、社協主催による障害者の方を集めた会議等は中央公民館を使用したり、社協に用事のある場合、あるいは心配事相談等で来客された方につきましては、社協職員が１階で対応するようにしているとのことでございます。中央公民館２階部分につきましてもバリアフリー化されていないため、高齢者、障害者の方用の公民館事業等につきましては１階部分を使用するようにしており、２階部分を使用しなければならない場合は個別に介助者をつけて使用していただいているようでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　中央公民館についてはというふうな答えでありましたけれども、介助者をつけてということなのですが、介助者をつけられない場合もあると思います。ですから、あの辺はよく見直しをしてください。階段のところに、片側につかまるところがあって、片側にないですよね、反対側に。あんなのは幾らの金でなくとも、ちょこっとした工事で終わると思います。ぜひそういうところをよく調査をしてお願いをしたいと思います。

国道と県道、町道、道路は大まかに言って３本立てになっているわけですけれども、そういうところはやっぱり役場側でよく調査をして、関係部署にお願いをしていくなり、自分の町の持ち分については、町できっちり計画的に、今後３年間なら３年間の間に、例えば100カ所あったら、その100を30ずつやるとか、そういう計画をきっちりつくって、それに予算づけをしてやっていただきたいと思います。

最後に町長にもう一回質問なのですが、バリアフリーと関係がありまして、前にも私が言っているのですが、歩道のない部分が長瀞町に、私の住んでいる近辺から第一小学校のあたりまでずっとあります。いっときは前に進むような話があったのですけれども、今はちょん切れてしまっていますが、この辺のことについては県土整備とどんな折衝をしてどういうふうになっているのかお聞かせください。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

村田議員の近辺の歩道につきましては、これは長い懸案でございまして、桜道からの進入路につきましては改修済みでございますが、国道に歩道をつけることが大きなテーマになっております。これは岩崎県議が真剣に動いていただいておりまして、実は小泉龍司さんが国会議員のときに県のほうに行って、県土整備部長に直談判をしていただいて、平成19年の末までに長瀞町については全部歩道をつけるという、そういう確約をいただいたわけでございますが、選挙に落ちたら途端に県のほうが動かなかったという、まことに残念な結果でありまして、このことにつきましては、選挙が近いということで、私たちとすれば、もう一度力のある人に国会に登板していただいて、お力をいただきたいということで今考えているところでございます。

いずれにしても、遅々として進まないということではなくて、遅々として進みつつあるということをご理解いただくことと、それから野上の郵便局を通り過ぎて町の中までは概略見通しがつきました。そうい

うことから、中学校のほうにも地権者のほうから協力をしましょうというお言葉をいただいておりますので、あとは村田さんのおっしゃる地域、一番肝心なところでございますので、これもしっかりやっていくように努力をし、県議を中心としてお骨折りをいただいているところでございます。もう少し時間をいただければありがたい、そういうふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時００分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　３番目の質問に移ります。

学校施設の耐震化計画について教育長にお尋ねをいたします。国でも学校施設の耐震化の早期実施を考えているというようなことが、新聞等々の報道によりますとあります。当町の計画はいつごろまでに完了することとしているのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　教育長。

○教育長（新井祐一君）　ただいまの学校施設の耐震化についてご回答申し上げます。

学校施設の耐震化については、長瀞町の計画ではいつごろまでに完了するのかというご質問ですが、平成18年に耐震改修促進法が改正されて、国土交通省の基本方針では、学校を初めとする多数の者が利用する建物の耐震化については、平成27年度までに少なくとも90％にすることを目標にしております。埼玉県では、この法律に基づいて平成19年３月に埼玉県建築物耐震改修促進計画を策定して、その中で学校の施設は平成27年度までに耐震化率100％にする目標が定められました。この目標に向けて、県内すべての市町村では耐震改修促進計画を平成21年度までに策定するように努めることというふうになっております。

今後の長瀞町の予定ですが、現在、第一小学校の体育館、それから第二小学校の体育館、それから中学校の技術科棟、この３つを今年度第２次診断を実施しております。これですべての施設の２次診断が終了いたします。その結果を受けまして、長瀞町耐震改修促進計画を策定していきたいというふうに考えております。目標年度ですけれども、平成27年度というふうにはなっておりますけれども、耐震性の低い建物の改修、それから補強を行って耐震化率を100％に27年度までにはする予定です。

なお、今年度、第一小学校の西棟につきまして、設計業務の委託を昨日入札を行ったところでございます。来年度から工事ができるといいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　平成27年ということで、最終リミットはまだ６年か７年ですか、あるということですけれども、前々から言われているように、一小は表から道路を通ってみて非常にみすぼらしい状態だということは皆さんが何回も言っていると思うのです。今度、学校に子供が行くというような人が、あの学校に子供をやるのかなというようなことを言う人もいます。ですから、そうなりますと、みすぼらしいのを直すのが、耐震のときに一緒にやりますということをたしか前の議会から言われておりますね。まだ27年だと随分間があるので、その辺はもう少し見ばえをよくするというか、見ばえをよくしたからといって、

中身がよくなるわけではないのですけれども、その辺のことについてはお考えはゼロなのでしょうか。

○議長（大島瑠美子君）　教育長。

○教育長（新井祐一君）　ただいまの第一小学校の件でございますけれども、第一小学校のほうの耐震化工事というのが来年度予定をしているわけですけれども、その予定の中にどこまでそういった耐震化以外の改修、いわゆる改修が組み込めるかということは、これも予算的な問題になりますので、ここで私のほうで、希望はもちろんあるわけですけれども、どこまでできるかということにつきましては、なかなかはっきりしたところは現時点では申し上げられないのが現状でございます。できるだけたくさんしていただければということですけれども、まだほかにも、体育館が３棟、それから中学校の校舎も、それから二小の校舎もというふうにたくさんありますので、その辺のバランスをどこまでとるかということがこれからの課題かなというふうに考えております。できるだけたくさんできればというふうに希望はしております。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　希望的観測は教育長が述べてくれましたけれども、いずれにしても金が絡む話だと思いますが、どのみち自主財源ではできないわけで、借金をするということが前提だと思います。この辺について町長はどんなお考えなのですか。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

今教育長がお答えしたことを中心にして、私たちも当然、議員のご指摘を重く受けとめさせていただいておりまして、やっぱり一緒にやるというのが非常に効率的で、別に足場をつくってやるということになると相当な費用が余分にかかるというふうに思っておりまして、これは精査してみないとわかりませんから、来年度の工事が始まるときにいろんなことについて検討して、できれば外装も含め、それから雨漏りも含め、一緒にやるということが一番効率的で効果的な、耐震構造改修工事ということの総合的なものになるのではないかというふうに考えて、できるだけそういうふうにしたいと思いまして、実質公債費比率というのが19年度末で長瀞町の場合は21.3から19％になりました。それで、例えば平成20年度に、単年度で例えば実質公債費比率が15％という数値がもし可能だとすると、実績に総合的、３年計画で16.9％という数値が下がるわけでございまして、これが多少上がっても、子供の安心、安全を守ることは我々の大きな使命だし、責任だというふうに考えておりまして、これは多少の数値の上昇についてはご理解をいただいて、学校の工事優先、そのためのほかのことにつきましても多少の影響が出てくると思いますが、それもお許しをいただいてやる方向で検討していきたい、基本的にはそういうふうに考えております。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　ありがとうございました。

次に、４番目に児童生徒の学力について教育長にお尋ねいたします。新聞報道等によりますと、埼玉県は全国学力テストの結果、小学校６年生は国語、算数とも正答率が全国平均を上回りましたが、中学３年生は数学が２年連続で全国平均を下回ったとあります。当町ではどのような状況かお伺いをいたします。

○議長（大島瑠美子君）　教育長。

○教育長（新井祐一君）　ただいまの村田議員の全国学力・学習状況調査の結果についてのご質問にお答え申し上げます。

全国学力・学習状況調査は、国が、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力、学習状況をきめ細かく把握、分析することにより、教育及び教育施策の成

果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に、全国の公立の小学校６年生と中学校３年生を対象に実施されたものです。平成20年度は４月22日に実施され、当町では、長瀞第一小学校、長瀞第二小学校の６年生87名、それから中学校３年生79名がこの調査を受験しました。

ご質問の長瀞町の調査結果でございますが、この学力調査の結果の取り扱いにつきましては、国、県のほうから指導が入っておりまして、こういうふうになっております。この学力調査が教育活動の一面にすぎないことを踏まえ、序列化や過度な競争につながらないよう十分配慮をするように定められており、都道府県教育委員会は、域内の市町村、学校の状況について、個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこととして、市町村教育委員会は、域内の学校の状況について、学校名を明らかにした公表は行わないことという指導を受けております。したがいまして、長瀞町におきましては、学校数も少ないことから、小学校、中学校の平均ということもちょっと不自然でございますので、公表しないということで統一をしました。この対応は昨年度と同じでございます。以上のようなことを踏まえてなのですけれども、数字的なものはなかなか公表できないという状況でございます。

ただ、まるっきり何の様子もお知らせしないということにもいかないと思いますので、少し大ざっぱなことでお答えしたいと思うのですけれども、長瀞町の小学校６年生の国語は全国の平均回答をやや下回っている状況です。算数の知識に関する問題では全国の平均を上回って、活用に関する問題、ＡとＢと分かれていますけれども、Ｂのほうではやや下回っております。それから、中学校３年生につきましては、国語、算数ともに全国の平均回答率を下回った結果となっております。

各小中学校とも、学力の向上に関しましては、日ごろから確かな学力の育成を目指して子供たちにきめ細かな指導を行っているところです。本年度の学習状況調査の結果をまた真摯に受けとめて、結果をよく分析して、児童生徒の学力向上を期して今後の指導改善等、具体的に職員一丸となって取り組むことが重要であるというふうに考えております。結果が来ました後に定例の校長会が開かれたわけですけれども、各学校にはこの結果を踏まえて今後さらに指導の充実を図るようにお話をしたところでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　国で結果は余り細かいこと言うなというような、かぎをかけられてしまっていて言えないというようなお話ですが、いずれにしても、学校で物を教える、あるいは企業でもそうですけれども、企業内訓練、企業で教育します、どのくらい覚えたかどうかということを効果測定をするわけです。効果を測定した結果、教え方が悪いのか、教わるほうの頭が悪いのかどうなのかというようなことをいろいろ反省をして、教育というのはやっていかれるわけです。

そういう面からして、小学校の６年生までに覚える漢字が、中学３年になって試験をやってみたら半分もできないとかいうふうなことが、よく新聞等では、いろんな報道ではそういうふうなことが言われています。今はコンピューターが発達してきましたから、漢字をそんなに覚える必要はないというふうに理解をしている人もいるかもしれませんが、漢字というやつは非常に意味がいろいろあって、その字をきちんと知っていないと、変換をするときにとんでもない字を入れて、それで文章をつくってしまうというのがいっぱいあるわけです。ですから、こういうことをなくすためには、小学校６年生までに覚える字とか中学３年までに覚える字とかあるのかもしれませんけれども、詳しいことは私はわかりませんが、そういうことがきちんと基本的な教育になるわけです。

この辺を改善するというか、教育長さんが今おっしゃったのは、そういうふうにやってくださいという

指導をしましたということで、指導はいいのですが、学校側の校長先生初め職員は、どうやったらその辺が覚えさせられるのか、こういったことを具体的に聞いて、自分らでつくった計画がちゃんとできているのかどうか、そういったことをチェックするのが教育委員会というか、教育長さんの仕事の一環であるかと私は理解しておりますので、今後、そういう意味合いで指導ということをやっていただきたいと思いますが、教育長さんのお考えはいかがでしょうか。

○議長（大島瑠美子君）　教育長。

○教育長（新井祐一君）　ただいまのお話ですけれども、各学校とも校長を中心に、こういったテストの結果につきましては分析をして、どういうふうに進めていこうかというようなことを常々行っておるところでございます。

実は、中学３年生の問題につきましても、この夏休みも既に、結果が出る前ですけれども、少してこ入れしなくてはということで、中学校では16日ぐらいにわたって補充授業等も計画をしてやってもらっております。そういった取り組みがさらに充実していくのではないかなというふうに考えておりますので、これからもそういった結果の分析、そしてそれに対してのまた指導の改善、この辺につきましてさらに進めていきたいな、そういうふうに考えております。また今後ともよろしくご指導をお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　前向きなご答弁をいただいてありがとうございました。ぜひそういうことを、先生も夏休みというときにそういう補習授業をやっていただくなんというのは非常にご苦労なことだと思います。サラリーマン的に物を考えれば、休みは休みなのだよということになると思いますけれども、ぜひそういうことを続けていただくようにご指導あるいはご監督をいただいて、きちっとできて、幾らか、一歩ずつ、一遍には学力は上がるわけはないので、少しずつでも上げる努力を教育長さんが先頭になってやっていただきたいと思います。いろいろ前向きなご答弁をいただいてありがとうございました。

次に５番目ですが、第二小学校の児童の通学について、これも教育長さんにお伺いをいたします。矢那瀬地区の児童は、通学路途中に人家のない暗いところを通るため、学校帰りは大変心配であると聞いております。保護者が途中まで迎えに行くのも容易でないとのことですが、何かよいお考えはないか伺います。

また今後、児童の入学見込みはどのような状況か、あわせて伺います。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　教育長。

○教育長（新井祐一君）　ただいまの村田議員のご質問にお答えします。

初めに、矢那瀬地区の児童の登下校の状況から申し上げます。現在、第二小学校の児童数は125名です。そのうち、矢那瀬地区の児童は19名です。さらに、そのうちの２名が１年生でございます。登校は１年生から６年生までが一緒ですので、心配なのは下校のときです。学年によって下校時間が異なって、特に金曜日、今年度の場合、金曜日の１年生が４時間で、２年生は５時間までありますので、１年生２名だけの下校というふうになるようです。この金曜日につきましては、担任やら学校で送っていったそうですけれども、２名は児童のご家族が話し合って交互に迎えに出ているということでございます。来年度も矢那瀬地区には２名の新１年生が入学する予定です。ただ、学校では、来年度が少し、学習指導要領が変わりますので、授業時数が変わってくるわけですけれども、時間の調整をして、１年生だけの下校にならないようにしたいというふうに校長のほうで話しておりました。

ご質問では何かいい方法はないかということですけれども、現状では、集団下校への調整、なるべく低学年だけの下校をなくすこと、あるいは見送りやら出迎え、そういった学校と家庭の協力、それから学校

パトロール事業の充実等、こういったことに努めてまいりたいというふうに思います。今後とも、学校、家庭、それから地域が連携して、子供の安全を守ることはもちろんですけれども、子供自身の防犯意識を育てていく、そんなことも大切ではないかなというふうに考えております。

来年度の１年生は２名という予定でございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　ことしも２人で来年も２人ということですが、私は、もっと先まで出生するから、追っていけばわかっているのではないかと思うので、ここにちょっと書いてあわせて伺うつもりでした。

ですから、あと５年、小学校の入学まで完了すれば、５年先までは確実に出生するから、この町にずっと住んでいたとすればわかるわけですけれども、いずれにしても、２人とか１人とか３人とかというふうな数のようですと、やはり家庭によって、交代で迎えにといっても、その交代も非常に大変というようなことも聞き及んでおります。ですから、そこら辺、離れているところをどうやって面倒見るかということが町の一番の課題だと思います。そのことについて、町長さんは何かお考えを持っているのかお伺いをします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　今、矢那瀬の地区のことについてご心配をいただいておりましてありがとうございます。今、県土整備のほうと、歩道のことにつきましては、明るいところに歩道ができるようなことを計画を立てたいという県のほうのお考えがございまして、小坂から矢那瀬につながるところにつきましては、擁壁の上を検討していただいておりまして、これができるようになればなるべく早く手をつけたいというのが県の基本的なお考えであります。そういうこともあって、しばらくの間ご不便をおかけいたしますが、これができれば、来年度あたりですか、可能だとすれば、それまでの間のことをどういうふうにするかというのは教育委員会としっかり検討していきたいというように考えております。

いずれにしても、子供を守ることは最大の私たちの責務ですから、中国のような地震で子供がみんな下敷きになっているというようなことがないように、それから交通安全を守ると、交通から弱者を守るということは当然私たちの仕事ですから、その辺もしっかりやっていきたいというように考えて今準備をしているところでございます。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　一生懸命前向きなことでやっていて、近々というようなお考えもあるようですが、地域の人がいろいろ協力してくれているということも理解できますが、今後ともぜひ地域に、それなりの手間のある人というか、余裕のある人を多く、学校協力隊、パトロール隊、そういうようなものにご尽力をいただくようにお願いをしてやっていただければ、幾らかでも、余り経費がかからないでできるのではないかと思います。

それから、細い道、太いか細いかはいずれにしても、あの薄暗いところは、木を切るとか何かするのにも非常に危険だとか、そういうようなこともあるようですが、この辺のことについては道路に関係することですから、地域整備課はどんなふうに考えて、何かできることがあったらやってやろうというような気持ちがあるのかどうか、計画があるのか。そんなに多くお金がかかることでもないと思います。その辺を勘案していただいて、ぜひ地域の人の負担も減らし、あるいは地域の人が物をやるときに安全が確保できるようなこともお考えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　矢那瀬地区の通学路の関係でございますけれども、通学路の関係につきましては、一部県道敷の中に入っている箇所もございますが、町道の部分のところもございます。そういったことで、町道のところにつきましては、通行の支障にならないような形で巡回をして、障害になる木とかがありましたら、障害物を撤去するような形でやっていきたいというふうに思っております。また、地域の皆さんも、場所につきましては、街灯とかそういったものが当たるようにということで、草刈り等も実施していただいておりまして、大変ありがたいことだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　いろいろ前向きに検討していただいているようですけれども、ぜひ実効が上がって地域の人が喜べるようにしてやっていただきたいと思います。希望的観測を述べて、私の質問は以上で終わります。

---

○議長（大島瑠美子君）　次に、８番、梅村務君の質問を許します。

梅村務君。

○８番（梅村　務君）　まず最初に、１番目、先ほどから１番、10番議員から出ております合併問題、それから財政基盤の確立について。

先般、皆野町で議会の議決を経て秩父市への合併を申し入れたということは皆さんご案内のとおりであります。当町としては合併についてどのような考えを持っているのか、先ほどから伺っておりますけれども、また財政の面から聞きたいと思いますので、お願いします。

また、しばらく単独運営で続く場合は財政の安定確保が最重要かと思いますが、その考えをお伺いいたします。よろしくどうぞ。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

町村合併につきましてはもう３人目ということでございますので、概略についてはお話が尽きているかなというふうに思いますが、財政の面というお言葉をいただいております。そのことを中心にお答えを申し上げたいと思います。

基本的に大まかなお話を申し上げますと、国の地方に対する財政政策のあり方によって、その数値は非常に大きく変動するというふうに考えております。そして、私は常々申し上げておりますように、地方の集合体が国家を形成しているということを、それが基本でなければいけないと思いますし、その基本を忘れた財政運営が国のほうで行われるということになると、国家は地方から疲弊して破綻をしていくような状況になる可能性というのがあると思います。ぜひ国のほうでもいろいろお考えをいただくということが大きな中心でなければいけない、三位一体の改革、財政、それから地方に税源を移譲するといって、実質的には３兆円の税源移譲という言葉の裏で地方交付税を５兆6,000億引き揚げたという、そういう隠れみのに隠れたような財政運営をされたのでは地方の財政はもたないというふうに私は考えております。

そういう状況でございまして、単独運営が続く場合の財政の安定確保というご質問でございますが、現

在の日本の状況は、ご存じのように、サブプライムローンの問題が深刻化して、きのうですか、４番目の大きなアメリカの企業が倒産をしたということもあるようでございまして、目先については非常に大きな変化があるだろう。ラジオをある人が聞いていて、私のところへ電話をよこしまして、小泉内閣のとき、その会社に郵政の中から100兆円の金が入っているというううわさがありますというラジオ報道があったと、そういう情報がありました。これは事実かどうかわかりませんから、確証はございませんが、そういうようなことがもし出てくると日本の財政は本当に大変なことになるという思いを持っておりまして、この辺も、アメリカの景気の後退、それから原油、穀物の高騰、そういうものが企業の圧迫をしている上に、サブプライムローン等の影響、それからアメリカの金融機関が倒産というようなことになりますと、局面は非常に暗転をすることが予想されるわけでございまして、この辺はちょっと先を見ないとお答えができないなというふうに思っておりますが、しかし、だから様子を見てそのまま推移できるような状況でもない、そんなことを考えております。

そういう状況の中で、私たちも今まで、総務課長からの答弁にありましたように、財政運営につきましてはそれぞれの努力をして億以上の減額をしてきた現状がございます。これは引き続き、新しいものについても手をつけて、そしてしっかりした財政運営ができるように頑張っていきたいというふうに考えております。

その中の大きな問題は、先ほどから申し上げましたように、皆さんからいただく税金の収納、それから過年度分であります滞納の整理ということが大きなテーマになってまいりまして、この辺につきましても、例えば一つをとってみますと、滞納の整理につきまして、ことしは前年対比の３倍近いような数値での収納ができているという事実がございます。そういうふうに、納めていただく皆さんのご理解が、少しずつではありますが、いただけてきたのではないかなというふうにありがたく思っておりまして、こういうことを重ねていけば、単体でいく、いかないも含めた将来の構想について財政的な裏づけをしっかり持つということが大切であります。そういう状況の中で、国のほうの状況がどうなるかも見据えた上でこれから考えていきたいと思いますが、明るいことばかりではないということをしっかり肝に銘じて、私たちももう一度基本に戻って町の財政を見直し、改めていきたい。

そして、実質公債費比率の問題等々につきましても、かなり、19年度は19％、３年連結19％でございますが、単年度では、19年度は16.3％という数字になっております。これは前年度が、その前の年が19％ですから、すごく数値がよくなったわけでございまして、例えば20年度の単体で15％にもしなったとすると、16％というような、16.3％というような数値になるわけでございまして、こういうものも含めたことをやっていかなければいけない。その裏には、先ほど教育長からご答弁がありましたように、学校の子供の安心、安全を守ることと、それからリニューアルをしていくということも大きな負担になるわけでございますが、これは思い切ってやっていかなければいけないというふうに考えております。しばらくは厳しい財政運営を強いられておりますが、その中で子供の安心、安全を守ることを第一に考えてやっていきたい、そういうふうに思っているところでございます。ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　いずれにいたしましても、19年度の決算を見ても剰余金も出ているようですし、非常に健全財政経営であるというふうに私は思っております。

かねてより、実質公債費比率というものが非常に取り上げられて、長瀞町というものが非常にある意味では有名になりました、ワーストツーでございますので。しかし、私はその都度言ってきたのは、そんな

に心配することないよということは常に議会でも言ってきたと思います。数年前から交付税の問題も、幾らか減額は緩やかになってきた、そういうことによって地方の自治というのは結構救われている部分があります。

そういう意味で、努力の結果ではあるでしょうけれども、サブプライムローンという問題を今町長取り上げられましたけれども、これがけさの朝刊です。リーマン・ブラザーズという会社が破綻したということで、これは恐らく世界の経済を根底から揺るがすような問題だと思います。それから、３番目のメリルリンチ、これにはある程度政府のほうで補てんするというようなことも言っておりますけれども、そういうものも含めて、20年度の長瀞町における企業とかあるいは店とか、そういうところが恐らく、もちろんガソリンのあれも上がっていますから、相当影響があると思うのです。例えば各企業が減収減益というような結果に陥るだろうと思う。そうすると、当然そこで税収は減ってくるわけです。19年度の決算でいきますと、税収は相当伸びています。伸びているのだけれども、それが20年度に対してはこういう大きな問題が起きると、小さな町だろうとやっぱり相当影響を及ぼすだろうと思うのです。

そういう中で、弱体化した企業の、いわゆる町うちの、そういう企業を振興するための施策みたいなものはございますでしょうか。あるいはまた、その見通しとしての20年度に対する税収、だからあと１年、ちょうど決算でまたかかるわけですけれども、そのときにどの程度を見込まれるのか、そういう考え方は、町長、持っていますか、どうですか。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　今、具体的なことについてはお答えをする資料を持っておりません。

しかし、例えば固定資産税だけを取り上げてみますと、今年度初めて、長瀞町で始まって以来５億円の壁を越えたという事実がございまして、これも評価を高くしたわけではなくて、そういうふうな状況になったということがあります。それと、先ほどから申し上げていますように、滞納の整理が急速に進みつつあるという、これは県の協力もいただいておりますが、前年対比で３倍ぐらいの数値で進んでいるということは非常にご理解をいただいたたまものだというふうに思っておりまして、そういうことの積み重ねが財政の安定化につながるのではないかというふうに思っております。

企業もそれなりに皆さん努力をされておりますことはご承知のとおりでありまして、うちのほうの前に、例えば東洋パーツ、日本イスエード等々は24時間操業をやっておって、こういうことが全町にわたってあるかどうかというのは私はわかりませんが、その近くを見るだけではすごいパワーを持っているというふうに思っておりまして、そのことが全町に広がるような状況になればありがたいというふうに思っておるところでございます。ここには大きな落差があるのだろうというふうに思いますが、１年間たってみないとよく最終的にはわかりませんが、願わくばそういう人たちの頑張りを期待したいというふうに思っております。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　今、サブプライムローンの話が出たので、ちょっとお聞きしたわけですけれども。

合併問題をちょっとまた振り返ってみます。先ほど１番議員の質問に対して、秩父市長との会話の中で、秩父市長は受け入れる意思はないというような表現がありましたけれども、それは町民の方は恐らく知らないというふうなことも言われましたけれども、実際問題として、全く個人的な考え方で雑談か、あるいは単なる世間話のような中でしたのか、あるいは秩父市長の意思決定がそこにあったのかどうか、その辺はどうなのでしょうか、それが１つ。

それと、もしそうであれば皆野町は徒労に終わるわけです、そういう意思がないということになると。隣の町のことはどうでも、でも、長瀞町もかつては合併するためのパートナーであったわけですから、この後また申し上げますけれども、それが不調に終わったということは、いわゆる長瀞というブランドをとるかという問題が非常に影響していたということは皆さん恐らくご承知のとおりだと思います。皆野町は皆野長瀞にすればというような意見も出た、そういう委員会の中として話も出たというふうな、先ほど言われましたけれども、確かにそうだと思います。しかし、長瀞はそういうものに固執した。当時、町長は避けて通れないという表現を常にやっていましたね。合併は避けて通れない。それは、多少のことは犠牲にしても合併すべきだという上からの押しつけで避けて通れないのか、長瀞町の財政そのものが大変だったのかということ。それから３年、一生懸命努力してきた、その結果が今ここへ出ているわけです。去年あたりから、財政的にも。それで、避けては通れないという言葉が、どうしても合併しなくてはいけないのではないのかなという考え方を我々は常に思っていたわけです。でも、結果的には避けて通れてしまったわけです。避けて通るのもやむを得なかった、合併できなかったということです。

そうすると、かつてのパートナーである皆野町が秩父市と合併したときに、では長瀞は合併する場合にどことやるのだろうという考えに立つわけです。東秩父ですか、若干接していますね、寄居町ですかということになる。しかし、先ほどからの町長の話ですと、いや、しばらくは考えないという中に、来年あたり、いわゆる政治そのものが変わる、例えば３分の２、自民党が今度の選挙でとれなければまさにねじれた国会になるわけです。その中に、地方に対する政策が本当に疲弊を救ってくれるのか、そういうものになるのかどうか。例えば民主党がとれば、民主党両院でねじれは解消するわけです。そのときに、来年の選挙を見てという、さっきから表現が相当入っていました。来年になって、その情勢を見て、我々議員の人たちも含めて、またその問題については考えられるであろうというような表現もしています、町長の考え方も。その中で、今、衆議院の総選挙が行われる中でそういう一つの期待を持っているのか、あるいはねじれ国会がずっと続いた場合に、地方はどんどん、どんどんだめになっていくのか、そういうふうなところがあると思うのです。

そうすると、もしこれで10年、20年単独でやっていけるという保証があれば、私は別にこの質問をしない。ただ、なかなか難しいだろう。今、公債費比率がこういうふうになる、20年度で16.3ですか、なるというようなことが急激になる。まことに結構なことで、いずれにしても、実質公債費比率はまず18を割ることが一つの目標でしょう。それで15になって、全く、実質公債費比率そのものを含めて10以下になればもう完全に安泰です、早く言えば。だから、そういうものが予測できるのかどうか。例えば合併という問題については、当分の間は考えていない、単独でやっていけるという自信のほどがさっきから町長の端の中に見えるのです。しかし、それがすべてではないというような表現もしていますので、非常にわかりにくい部分があるのですけれども。

そういう問題の中で、今町長が考えているのは、またこの後ちょっと質問しますけれども、政治が変わったときに、その変わり方を見て例えば合併の問題は新たに考えていこうということなのか、あるいはこの質問の中に、単独でやっていく場合には相当のあれがないと、ここにあるように、単独でやっていく場合、財政の安定確保が最重要というふうに質問していますけれども、これはもうとにかく当たり前の話で、いわゆる基盤となる財政というものが、政治が変わったときに当然変わってくると思うのです。さっきから言っているように、地方が疲弊したという原因は小泉内閣の改革のあれだと言っていますけれども、それも確かにあると思うのです。だから、そういうふうなことを含めて町長はどんなふうに考えていますか。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えします。

小泉内閣の負の部分が確かにあるというのではなくて、確実にあったというふうに私は思っております。そういう中で、今回、近いうちに選挙があるだろうということになって、その政権が、どの政党が政権を担うかによって私たちは考えていかなければいけないということを先ほどから申し上げているわけでございまして、例えば今の政権が続く場合は、例えば福田内閣になって多少の交付税の増額がございました。しかし、地方があっての国家なのだという意識を持つ政党が出てくれれば、これは地方に対する思いというのはもっと深くなって、昔に戻るということはないと思いますが、そういう状況があるのではないか。一極集中というような、東京と特定の市だけが、大きな自治体だけがよくなって、ほかのところは大変だということをやって国家の存立があるのかということをずっと常に私は考えておりますので、そういう方向にいく政党が政権を担うのではないかというふうに考えております。だから、それが新しい政権が例えばできたときにどういう政策を打ち出すかということが大きなテーマでございまして、それを聞いた上で私たちは考えていかなければいけない。今ここで軽々に、どの政党ができたときどうこうということを申し上げる、私たち能力があるわけでもございませんし、そういう発表があるわけでもございませんから、それをちょっと見させていただくというのが私たちの基本的な考えであっていいというふうに思います。

いずれにしても、財政が全く破綻状況で、合併しなくてもいいやという話にはならない。ただ、中期の財政シミュレーションの中では、平成22年ごろになりますと、長瀞町は基金がゼロで、繰り越し赤字が12億から15億ぐらいになって予算が組めないという、そういうこともシミュレーションの中ではありました。しかし、現実には、こういうふうにお互いの努力を皆さんと一緒に重ねてきた結果、繰り越しの赤字もございませんし、基金も前に増すような状況で積み立てができております。そういう状況から考えますと、努力も大きな、単体でいけるかいけないかのターニングポイントになるということは先ほど申し上げた趣意でございます。いずれにしても、このことについては非常に、目先を私たちが予測でここで発言をするということは避けたいと思います。

ただ、しばらくの間は単体でいきたいという、いくという意識を持って、それは議員の方も当然でありますし、役場の職員も当然であります。そして、町民のご理解をいただきながら町の運営をしていくということが私たちに課せられた使命だというふうに考えております。ですから、状況の変化に順応できるような柔軟な町政運営をしていかなければいけないというのが、私が今まで言ってきた大きな問題の中のポイントだというふうにご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　ちょっとだけお願いします。時間は十分ありますので。

最後に、先ほどブランドとしての名前をとるかというふうな話がありましたけれども、それをまた次で言ってください。ブランドの長瀞町というものに固執するという、合併問題が発生したときにそれに改めて固執するのか。私は、その後、なぜ長瀞という名前が必要なのだろうというふうに考えてみたのです。そうしたら、名前をとるよりも、例えばの話です、合併して町が非常に住民に対するサービスがよくなる、豊かになるということであれば名前はくれてもいいだろうというふうな、その後結論に達したのです。

なぜならば、名前をとって、例えばさっき言ったように、地方自治が疲弊していく中で住民サービスが著しく悪くなったということになると、名前のために悪くなったということさえ考えられる、これは仮定の話ですからあれしてください。それで、住民サービスをとるか、名前をとるかということになると、長

瀞というものに対する、長瀞町住民の一つの郷愁といいますか、名前に対する郷愁といいますか、そういうものがどうしても必要なのか。それから、経済的に考えて、長瀞観光というものが長瀞の財政においてどのぐらいの位置を占めているのか。長瀞という名前は観光のためにあるのか、あるいは皆さんの心の中にあるのかということ、それが１つ、非常に疑問に思った点なのです。

それで、長瀞観光のために長瀞という名前がどうしても欲しいのであれば、常々私が言っているように、長瀞観光に対する投資の問題、費用対効果ということを期待しながら、宝登山の植栽もそうだし、あれが将来観光に役立つのでしょうと思っているわけですよね。杉や何かを切ってどんどん植えていく。そうすると、長瀞町の財政を観光で賄えるような観光地にするという、そういうふうなことで長瀞という名前が欲しいのか、置いておきたいのかということが１つ。

そうすると、我々がもしそういうふうな状況に、長瀞観光によって財政が飛躍的に潤うのであれば、長瀞観光のために財政の大部分を使ってもいいと思うのです。農業振興でもいっぱいある、工業振興でもいっぱいある、例えば金利だけの利子補給みたいなのもあります。そういうものも含めて、そういうものも全部突っ込んで、本当に今言った費用対効果というものがあればそれでいいと思うのです。だから、その辺が、本当の長瀞という名前を残しておきたいという本意はどこにあるのかということが１つです。

それで、ずっと将来にわたって名前を残しておきたい、例えばの話です、もしくは名前をなくすことによって合併ができなかった、結果的に私は単独でやっていけるという自信は町長にもあると思います。私もかねて言っているように、やっていけると思っています。しかし、名前かあれをとるかということになると、今後発生するであろう合併の問題に対しても、住民の意識というのはそこに落ちついてしまうような感じがするのです。それをひとつ、町長の考えを答えてください。

それと、これは先ほども１番議員が申し上げたように、来年度の選挙、もうあと１年、町長選挙までに10カ月ぐらいになりますよね。私は、はっきり言って町長に立ってもらいたいのです。まさに３期目に入る、いわゆる今までの集大成としての町長の政策、早く言えばこれを完全に完成してもらいたい。それで、初心に返って、町長の政治理念、政治哲学というものを完全な完成した状態になって私はやめてもらいたいのです。だから、何かおりるような話も聞いているというけれども、私は町長は立つであろうと思うし、またそういう話も聞いておりますから、ひとつ、今から話をするのはなかなか難しい問題だと思いますけれども、でも私はそういうふうに思う。その辺もひとつ、ちょっとでいいですから聞かせてください。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　来年行われるであろう町長選挙につきましては、まだ来年のことでございますから、今からそのことに言及することは避けたいというふうに思います。

それから、先ほどからいろんなご質問をいただいて、よくわかりませんが、秩父市長の発言がどうのこうのというお話がありました。それは、秩父市長が、２年前の石木戸さんが町長に当選したときの公約を当選祝いのときに発表した、その行動について申し出をしたということだったというふうに思います。確たるものはありません。それで、栗原市長が私に、石木戸さんから合併協議をしてほしいという申し出がありました、しかし、それは断りました、そんな貧乏なところと合併しても意味がない、特例債ももらえる時期は過ぎたということで断りましたので、ご了解をいただきたいという話をしました。私は、ああ、そうですかと言った、それ以上のことは申し上げるべきでないというふうに思ったのが第１であります。それから２年後の今日のことについては、皆さんがよくお聞きのとおりだというふうに、私も梅村議員のご認識の上にあるものは何もない、やっぱり一般の報道でお聞きしたとおり、それ以上のものを持ってお

りません。ですから、皆野がどうなるかというのは非常に流動的だというお話は聞いておりますので、まだ確定しているのではないのではないかなという思いを持ってこれを見させていただく。

それから、先ほど長瀞という名前に固執しているとか、そういうお話がございましたが、これはアンケート調査をとりました。それと、国体のときに、私は宮城県と静岡県と高知県に国体の先進地を視察させていただきました。そのときに、長瀞というブランドはすごいなと思いました。宮城県の人は、半分ぐらい長瀞町へ行ったことがありますと、静岡の人もそうでした。高知の人は、半分ぐらいの人は、長瀞、知りませんねという話でしたが、そういう状況であります。それで、アンケート調査を実施した、その結果が60％というのは非常に重いと思います。これにこだわっているのではなくて、そういう数値を住民の方が寄せたということについては、それを重く受けとめなければいけないというのが私の基本的な考え方で、だからそれを固執するということはありません。観光に対する思い入れとか、そういうものについては私はあると思います。しかし、観光に対して長瀞町が予算の大部分をつぎ込んでいるというような、そういう状況もございません。

例えば宝登山の山を切る問題でも、長瀞町の出費は１年間に24万円です。それは、土地を借りた、その地代を県が払わないということで、それはまことに申しわけない、失礼なことだから、その45町歩の土地代を１年間で24万円支払いましょうというお約束はしました。その24万円のうちの半分は固定資産税として長瀞町に入るからであります。ですから、12万円を地主の人たちがお使いいただくと、そのくらいのことはあってもいいのではないかということを思って24万円という数値を出したわけでございまして、特別町名に対するこだわりがあって、どうしても長瀞でなければということではないということは申し上げます。

ただ、これは北堀県議のお話を聞きますと、例えば秩父ということが今出ていました。それで、例えば秩父１つになったとき、秩父市という名前がもしついたとき、埼玉県で一番財政力の弱い市になることは間違いありませんというお話をいただきました。具体的な数値を彼は持っているようであります。そこまでは聞いておりませんが、秩父自体の財政力というのは非常に弱い、市の中で一番弱いのだというお話であります。その裏づけになるのが、この間の交付税の額が秩父市が埼玉県で一番多く、57億円とかの数値、新聞で見ましたが、それが圧倒的に多いということは財政力の問題と裏腹ではないのではないかなというふうに思います。ですから、そういうお話を申し上げますと、お金だけにこだわってやっても、秩父と一緒になっても、それはそんなに解決をするような状況にならないのではないかなという思いを私は持っております。だから合併しないとかするとかでなくて、先ほど申し上げましたように、横瀬の町長、小鹿野の町長とのいろんな話の中では、とにかくしばらくは自分たちで単体でいけるような努力をお互いにしましょうと、その先に合併ということが始まったときには、それはお互いの協力体制をしいた上で秩父市と協議ができるようにするというのが私たちの責任だ、自治体を守る責任にはそういう重いものがあるという認識で一致をしているということを申し上げたわけであります。ですから、特別奇をてらうわけでもありませんし、私たちが自分の立場を有利にし、延命を図ろうということでもありません。

ですから、そういうことを考えますと、流れがどういうふうに変わるかというのは私たちは読めない部分がいっぱいありますから、その辺も含めて、ことしの秋に行われるであろう衆議院の選挙、それからその先にいろんな問題が出てくる、その数値というのが、半年ぐらいたたないと具体的な政策についてはよくわからないだろうと、そういうことがあったときに、やっぱり３町の首長、それから石木戸さんがどういうふうになるかわかりませんが、そういう人たちとの相談をする機会が出てくるだろうというふうに思

っていました。それ以上のものではない。そして、私たちもそのときは、先ほど申し上げましたように、議会の方たち、それから町の人たち、そういう人たちと真剣にこのことについては討議をする、そのときに私たちができることは、町の現状、それから将来計画、それから将来予想についての数値を出し、そしてこういうふうに、これとこれの場合はこういうことが予測できますよというものを出した上で話を始めなければ、何もなくて協議をしても意味がないのではないかな、そういうふうに考えております。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　それでは、次の問題です。もう少し時間が欲しいのですけれども、やむを得ません。

何回か質問しているのですけれども、農業振興ということについて、いつも絶望的な答弁をいただいているのですけれども、中国の食品問題、今度はミルクで大変な問題が起きています。ミルクで相当、万という、千何人ですか、今出てきているのは。

輸入野菜について、残留農薬、それと今の米問題、こういうものがあれだけ大きく報道されている中で、食の安全というのはやはり一番大事だろうと思うのです、特に学校給食等を含めて。私は地産地消という問題を前から取り上げているのですけれども、果たして長瀞という土地の農家の人たちというのは、今何軒もないと言っていましたけれども、実際、農協に出している。今樋口が休止状態だという状態の中で、皆野の農産物のあれが相当今活発に販売しております。それも含めて、どのような農業政策をこれから講じていくのか、それをぜひひとつお聞きしたいと思いますが。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

私は常々申し上げていますように、地産地消という問題と、それから食料というのは最大の戦略物資だという思いがあります。先ほど出ていました、いわゆる農薬の入った米につきましても、これはある意味では、外国からもしその米が来ているとすれば、戦略的なことがあるのではないかということまで疑ってかからないと、ギョーザの問題も含めて、そういうことを考えておりまして、やはり国内で自給ができるような農業政策を打つということが最大の政府の責務だというふうに思っておりました。

これは私、若いときから、米の減反が始まったときにいろんな話を聞きました。一番先には、戦後、脱脂粉乳と小麦粉を日本の子供に与えて非常にありがたがられたことがあります。それは裏を返したら、日本の食料政策を、食料の嗜好物、いわゆる主食を変えるというアメリカの30年間の長期戦略があったという話を最近聞きました。それで、今、大体１日のうち１食ぐらいはパン食という人がほとんど多くなっていると思います。そのとき、アメリカは何を考えたかというと、カリフォルニアで飛行機で種まきをして米をつくった、米をつくることを考えた。米を今日本は輸入しています。そういうアメリカの戦略に全部ひっかかっているのではないか。大きなことは言えませんが、私はそういうふうに考えています。ある雑誌、「国豊消尽」という本を今読んでいます。その中で、やはり私と同じようなことを、吉川という大学の教授ですけれども、その人の文章を読みますと、アメリカの長期戦略に日本は完全にひっかかっている、郵政の民営化もそうだという文章を読んで、ああ、私の考え方もあながち間違っていなかったのかなというふうに思いました。

先ほど言ったように、ラジオできのう、倒産した中に郵政の100兆円が小泉総理を通していっているということが事実だとすると、これはゆゆしき問題、日本の状況も本当にひっくり返るような状況になると思うのです。そういうことがないように祈るだけでございますが、そういう状況でございますので、食の安全については本当に命がけでこれから私たちはこれに接していかなければいけない。ただ、農業の高齢

化と農地の細分化が進んでおりまして、これは戦後の農民を守ると称する農地計画というのが大きな間違いがあったのではないかなというふうに思っています。ですから、ある程度大型農業という形をとらないと、今の食料の生産効率というのは非常に悪いわけです。それで、外国からどんどん輸入すればいいやというのは、わからないわけではなかったですけれども、今考えてみますと、ギョーザ問題だとか農薬の入った米ということで、命にかわるような問題になっているという問題があるわけでございまして、これはよく考えてみますと、役所の問題ではなくて、国の農業政策の失敗が極端にあらわれているのではないか、そういうふうに思っております。しかし、大きなことを言ってもしようがありませんから、とにかく地道に、この小さな町でも食料の問題をしっかりやっていかなければいけない。

しかし、今考えてみますと、みんな高齢化が進んで、農地を耕す人たちの労働意欲というのですか、そういうのが非常になくなっているということは確かなようであります。これを復活させるというのは本当に大変なことだというふうに思って、いい知恵が今浮かんでおりません。そういう中で、これからも、しかしやっていかなければいけないということから考えますと、このことにつきましては、農協の直売所も含めた、そういう地産地消の問題をもう一回原点に返ってやっていかなければいけないというふうに強く考えておりまして、これも農協等々も相談をしながらこれからも頑張っていかなければいけないというふうに思っております。

学校給食等々につきましても、地産の問題につきましては、バレイショ、タマネギ、それからシメジ等々につきましてはかなりの量を使っております。しかし、主食というものについてはみんな外国からの依存ということになりますから、この辺も、これは地方だけの問題ではなくて、国を巻き込んだ農業政策の転換が必要不可欠だというふうに考えております。個々の問題についてはまた後でお話をする機会をいただきたいと思いますが、そういうことから考えまして、地方の農業のあり方、中山間地の農地の扱い方についても、国がしっかりやっていただかないと大変なことになると考えておりまして、皆さんのお力といろんなお知恵をおかりしながら、これは原点に返ってやっていかなければいけないのではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　長瀞というところは確かに耕作地も狭いし、やはりその耕作者も今はいないというような部分がありましたけれども、確かにそうだと思います。アメリカの戦略で、小麦のパンとかそういうものが、戦後、脱脂粉乳というものも含めて、いわゆるＭＳＡ援助ということでどんどん日本に入ってきた、これは確かにその戦略に対しては思い当たることはあります。町長の言われたとおりだと思います。

しかし、皆野町の農協の販売、農産物の販売所がありますけれども、あそこは結構にぎやかなのです。車なども相当とまっているのです。特に養鶏、町長もやっておりましたけれども、卵、養鶏業者が３人ぐらいいて、１つのあれは、最近幾らかよくなってきたのですけれども、早く行かないと売り切れてしまうというような卵があるのです。これは事実なのです。皆野の農産物のあれで。ということは、皆野もどんどん、そんなに広い耕作地はどう見ても、三沢を見ても金沢を見ても、当然町うちを見てもないと思うのです。だけれども、結構そういう農産物が出ているということが、農業に携わっているとかが結構いるのかどうか、それはわかりませんけれども、長瀞も農産物の販売、そこでもやっていますけれども、生ものよりも乾物が多いのです。ということになると、失礼な話だけれども、ここへ買いに来る気にならないのです。皆野へ買いに行ってしまうのです。だから、恐らく矢那瀬の人たちは寄居のあそこが近いから行ってしまうだろうしということになるわけで、そういうものが、どうでしょう、補助金の見直しや何かを今

やったという話がありましたけれども、この前もこの話は私したのですけれども、例えば既成の農業に対する補助金、例えば果物をつくっているとか、ブドウ、そういうものに対するあれが、全く同じ金額が毎年同じように出ているのです。そうではなくて、では違うものに、それはずっと出さなくてはいけないものかと、補助金に対してはこれからまたよく精査しなくてはいけないと思うのです。それはどうしても必要なものなのか、必要でないものなのか。そういうものを精査して、例えばジャガイモをつくる、タマネギをつくる、そういうものに対して、給食にそれをみんな提供するというようなところまで持っていかないと、地産地消といったって話にならないわけです。その辺はやはり、行政の中で指導して農協とのタイアップをしてもらいたいのですが、その辺はどうですか。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　今、皆野の直売所がにぎやかだという話を聞きましたが、私も何回か行ってみました。長瀞町からもかなり皆野に行っているのです。やっぱり、直売所の経営については私たちは口を出す立場にありませんで、農協がやっているという事実がございます。農協も皆野に力を入れているということの、その結果がそういう状況になっていると思います。ですから、私たちのほうから申し上げられることは、長瀞町の直売所、樋口の直売所につきましても、新しい人が近いうちに何かやっていただくということで、内装が終わったようでございまして、そういうことを期待しております。しかし、ここの直売所については、基本的な考え方を、皆野に出した残りをこっちへ置くような、それから乾物というようなことであっては私たちはだめでありますから、もう一度いろいろ見させていただいたり、農協の幹部ともお話し合いをさせていただきます。そして、樋口が始まり、こっちもそういう体制がとれるということをお願いしたいと思います。

それと、10月ですか、11月ですか、勤労感謝の日ごろ、長瀞町の農産物品評会があります。それはもう、私、特別なことがなければ必ずお伺いするようにしていますが、かなりいいものが出ているのです。だから、そういうものをここの町に置いて、売っていただきたいとお願いをしても、例えば買う人が集まらないとだめなのです。これが問題でありまして、長瀞の人たちは全部長瀞の直売所で買うのだよという意識があれば、これは農協はすぐそれに乗ってくれると思うのです。ただ、長瀞の直売所はもうだめなのだから、買うのは皆野だよということになってしまうと、私たちの手の届かないところに置かれることになりまして、この辺も難しいことだなと思いますが、しかし、町うちのそういう事業所が栄えるということは、遠くに製品を持っていかなくてもいいということにもつながるわけでございますから、この辺は農協ともう一度その原点を訪ねてみたいと、そういうふうに考えています。それで、私たちが今お話をしましたようなことが可能なのかどうか、それから農協にそういう気持ちがあるのかどうか、長瀞町の現状と、それから消費の動向等々も踏まえて考えていかなければいけない、これは重要なポイントだと思いますので、早速動いてみたいというふうに思っています。

---

○議長（大島瑠美子君）　次に、７番、大澤タキ江君の質問を許します。

大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、船玉まつりについてでございます。長瀞町の夏の最大イベント、船玉まつりも盛会裏に終

わったようです。天候にも恵まれ、例年どおりのにぎわいであったことに関係者の皆様もほっとされたことと思います。

これにつきましては、ちょっと放送がありまして、雨が降りそうだというような放送が流れましたので、ちょっと心配しましたけれども、お客さんはそのまま、お帰りにならずにその場にいてくれたということでほっといたしました。何かちょっとした、ネットか何かで調べたのでしょうか、そういう中でちょっと間違いがあったようでございますけれども、そんなことでほっとしましたけれども、その後、反省会が開かれたと聞きましたが、その内容はどのようなものであったのかお伺いいたします。

また、船玉まつりにかかった費用の詳細についてもお伺いいたします。地域整備観光課長、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　大澤議員の質問にお答えさせていただきます。

８月15日に行われました船玉まつりにつきましては、多くの皆様のご支援、ご協力を賜り、成功裏に開催できたものと考えております。質問にございました反省会につきましては、船玉まつり実行委員会から運営を委託しております長瀞町観光協会の反省会でございます。８月27日に、観光協会役員及び事務局18名で行われました。主な検討事項としまして、協賛金の集金が大変厳しくなっているので、協賛金の集金方法の見直しや運営費を何か違う形で集めないと難しいこと、灯籠流しや万灯船、花火の打ち上げのタイミング等の再確認、警備、係員の人数不足、協賛者席の確保等の反省があり、本年度中に再度方策を考えるということになりました。

また、９月11日に警備反省会が開催されました。主な内容としましては、一般客の駐車場を確保していますが、まだ不足していること、露天商の出店場所は通行に妨げとなる場所にあり、通行の邪魔になったこと、対岸の見物人が多いため、対岸の立ち入り禁止区域の拡大を図ったらどうか、交通規制によるトラブルの発生等の問題が上がりましたが、全体的にはスムーズに進行できたという意見がありました。今回の反省点を踏まえ、来年の課題として受けとめ、よりよい船玉まつりが開催できますよう対応を考えてまいりたいと思います。

続きまして、船玉まつりにかかった経費でございますが、まだ概算でございますが、20年度の主な収入につきましては、協賛金930万円、雑入約47万円、町補助金213万円等で、合計で1,242万円となっております。昨年、19年は、協賛金1,020万円で、歳入合計が1,302万円となり、前年比で協賛金90万円減、全体では60万円の減となっております。20年度の歳出につきましては、主に花火代660万円、まつり行事費としまして、会場設営費、音響、灯籠等で約380万円、プログラム印刷等で約36万円、その他、弁当、保険料、雑費となりまして、合計で約1,227万円となっております。昨年の19年の歳出合計が1,250万円で、花火代が690万円で、20年度は19年度より協賛金の減少もありまして30万円の減でございました。繰越金につきましては、前年度約52万円に対しまして、本年度は約14万円程度となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　私も議員になりましてから毎年接待ということでお世話になっているわけですけれども、振り返ってみますと、毎年、前年度踏襲というような形ですべてのことが行われているような気がするのです。その中で唯一変わってきているのが花火ですか、花火をことしはこう上げようとかああ上げようとかというような、そういうもののほうに目がいっているのかなという思いがするのですけれども、

私たちの接待という立場から私もお話をさせていただきたいと思うのですけれども、これは実行委員長はたしか観光協会長ですよね。過去には、観光協会の皆さんも結構接待に来ていただきました。本当に、結構皆さんも本気で接待しておりましたけれども、今年度あたりは、観光協会の方が、商工会の観光部長が１人いらっしゃっただけで、あとは全然見当たらなかったのです。

そういった中で、昔と違って議員さんの数も減り、またそれぞれ議員さんも持ち場がある方もおりますので、本当に議員が少ないわけです。その中で接待をさせていただく。また、皆さんがあの中に、接待の人たちが集まった中で、皆さん集まりましたから、これからミーティングをいたしますとか、このようにやってくださいとかあのようにやってくださいとか、そういうふうに指示をしてくださる方も一人もいない、どういう方が来られるかも全くわからない、それからまた人数もわからない。そういう中で、ただだらだらと、どこまで手を出したらいいのかなというような状態。役場の職員さんは大勢出てきていただいて、この方たちはお勝手もということですよね。そういう中で、実行委員長は観光協会なのだから、もう少し観光協会の人たちがしっかりしてくれてもいいのではないかという思いが非常にしております。

そういった部分で、反省会を観光協会さんがやられたということですけれども、その中で、ただいま課長さんのほうからいただいた答弁の中には接待の話は一つも出ておりませんよね。このところ、観光協会は接待、非常に重要な、それぞれ重要ですけれども、各町村から首長ですとか、あとは県会議員、国会議員、それから各市町村の観光協会長さんですとか、本当にある人たちがお見えになるわけですから、もう少し接待のほうにも目を配り、気を配っていただいてもいいと思うのです。

また、特に今回痛切に感じましたのは、ＮＨＫの「つばさ」が始まるということで、ＮＨＫから４名おいでいただきました。今回こういうことがあるということで、非常にこの人たちに対して私たちも敬意を表さなくてはいけないと私自身思ったのですけれども、どこまで果たして手を出していいものかなという思いの中で、観光協会の方はいないかなとか、町役場のそれなりの方がいないかなと思って探しましたけれども、全く見当たらなかった。ちょっと見えましたけれども、知事が見えるということで、もう知事が来る、知事が来るということで、非常に皆さんの目線は知事のほうにいっていまして、ＮＨＫの皆さんに、その前にきっといろいろ、名刺交換ですとかごあいさつだとかされたのだと思いますけれども、そういった部分でＮＨＫの皆さんに対して非常に失礼であったのではないかなと私なりに思いましたけれども、そういった部分で、課長さんも多分ＮＨＫの人たちにお会いしたと思います。そういうところはご了承いただいていたのでしょうか。知事が見えるということで、接待がちょっとおろそかになるというようなことをお話をしていただいていたのでしょうか。そのところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　質問にお答えさせていただきたいと思います。

接待の打ち合わせの関係でございますけれども、町の職員のほうの打ち合わせは毎年実施をしているわけなのですけれども、全体で会場に着いてからの打ち合わせが今回なかったということで、その辺につきましても、打ち合わせができてスムーズに運営ができますように何とか方策を考えてまいりたいというふうに思います。

それと、ＮＨＫの方に知事が見えるというようなお話がなされていたかどうかということなのですけれども、ちょっと私のほうからは直接申し上げていませんでしたので、その辺のところはＮＨＫのほうに伝わっていなかった可能性があるかと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　先日、「つばさ」担当の委員ということで、私もＮＨＫの浦和放送局のほうに町長さんとご一緒させていただきましたけれども、そのときにたまたま先日お見えになりました４名の方たちがおりまして、先日は本当にろくなおもてなしもできなくて失礼いたしましたというお話を申し上げましたところ、いやいや、本当にすばらしい花火を見せていただいて感激をいたしましたというありがたいお言葉をいただきました。しかし、これからはもう本当に、「つばさ」で何とか長瀞の観光を本気で活性化していこうという大事な時期においでいただいた、そのときに、本当に端のほうに４人でいていただいて、なかなかそちらのほうに目が届かなかった、ましてや知事さんが見えるということで、特等席はともかく知事さんに、知事さんにということで、そちらのほうを知事さんのほうに用意したものですから、私はＮＨＫの方たちだってそこに入れていただいて、一緒に見ていただければ非常によかったのではないかと思うのです。しかし、そういう配慮が足りなかったということに対して、もう本当にそこのところでがっかりいたしましたけれども。

また、お弁当ですとか、そういった部分でも、本当に夏の暑いときですので、これは実行委員会のほうでお決めになるのでしょうけれども、ちょっと食欲のないときに余り食事として出していただくのには、えっというような感じで皆さんおりましたけれども、少しそちらにも気配りをしていただければまたよかったのではないかなと思っております。

また、招待でおいでいただいた皆さんにもオードブルは用意されておりましたけれども、これなども、そういう時期ですので、なかなか皆さんも手をつけないのです。これが最終的に、反省会のときにいろいろまた、とってもあったのでしょうけれども、出されたようですけれども、一番最終的には処分されたのかなという思いがしております。時節柄、本当に、そういうものも用意するのがいいのか悪いのかわかりませんけれども、私もよその町のお祭りにご招待いただいて接待を受けたという経験がありませんので、議長さんですとか町長さんはそういうところにたびたびお顔を出しているわけですから、そういった中でどの程度のものを出していただいているのかわかりませんけれども、私なりに考えますのには、あそこであれほど飲み物豊富にということでおもてなしをしなくてもいいのではないかなという思いがいたします。ちょうどお盆という、皆さんそれぞれが忙しいときですので、あそこまでする必要があるのかなという疑問を抱いているわけなのですけれども、そういった中で、来年度は、前年度踏襲、前年度踏襲ということではなくて、ぜひこういうところも少し見直していただければありがたいなと思っております。

また、もうずっと見晴さんをお借りしているわけですけれども、何かあの中にいるのに、ちょうど見物のお客さんがあそこの階段を皆さん通るわけですから、この中にいる人たちはみんな特別な人だからというようなことを言いながら通る方もおりますし、そういう目で横目で通る方もおります。そういった部分で、何となくあそこにいるのがちょっと心苦しいなというような思いもしております。いろいろなことをぜひ来年度は見直していただいて、お客さんと行政が一体となったお祭りですか、そういうものにしていただければと思います。

町からも大分お金が出ているわけですよね。先ほどのあれですと、協賛金が930万で、雑収入が47万ですか、というお話でしたけれども、町からも19年度の決算で見ますと、800万円ですか、船玉まつりに出ていますよね。

〔「出ているわけないだろう」と言う人あり〕

○７番（大澤タキ江君）　800万、船玉まつりに出ていたと思いました。250万ですか、250万出ていますよ

ね。失礼いたしました。800万は違いました。

そういう中で、ことしは協賛金が90万ばかり少なかったということですけれども、この協賛金につきましても、集め方がちょっとおかしいのではないかなというような話も聞いております。ある方は、本当に近くなってから、いただきに来ましたということで来てもらって、「何だい」と言ったらば、毎年の協賛金だよということで、「話がないではないか」と言ったら、「そうですか」という話で、「では、すぐ払えないから、後でこの日に来てくれ」と言ったら、「わかりました」とお帰りになったそうですけれども、その日に来なくて、2日ばかりおくれて来られたというようなお話も聞いております。何かへそを曲げて、おれは払わないと言ったらば、では、申しわけないけれども、プログラムをつくってしまったので、名前だけでも書いてくださいというようなお話をされたという方もおりました。最終的にはお支払いしたそうですけれども、やはり皆さんからお金をいただくということは大変なことでして、そういう中で一番頑張っていただかなくてはならないのは観光協会の皆さんなわけですから、町が主導でやっているお祭りのように見受けられますけれども、本来でしたら観光協会が主導で、本当に本気になってやっていただくのがこの船玉まつりではないかと思っておりますので、そういった部分をぜひ今後の課題として観光協会のほうにお話をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。この点につきまして、課長さん、もう一度、観光協会の取り組みに対して、ちょっと課長さんなりの思いがございましたらばご答弁いただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　お答えさせていただきます。

先ほど弁当の問題、オードブルの関係と、飲み物につきましては、これは協賛をしていただいている業者の方からいただいているものをかなり使っております。

それと、前年度踏襲というような形で今までかなりの部分のところが来ております。それと、見晴を毎年使用しているということでもやってきておりますけれども、あそこのところにつきましては、一番見晴らしがいいというか、花火が見られるのにはあそこが一番いい場所でございまして……

〔「長生館の庭もあるんですけれども」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君）　はい。

あそこのところは、若干謝礼金をお支払いいたしまして、借り上げている形で使わせていただいているということでございます。見晴さんは、ご承知のように、反対側も見晴さんが経営しておりまして、見晴さんのほうにちょっとお話をしましたら、反対側のところで自分たちは手いっぱいの状態でやっているというようなお話も聞いております。ですから、今のような現状で使わせていただいているので、見晴さんのほうにとっても都合がいいと言ってはなんなのですけれども、いい状況だという話では聞いているということでございます。

今まで出ましたお話を、観光協会、実行委員会のほうとまた協議、検討させていただいて、また来年度、よりよい船玉まつりになるように図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あともう一点、町の補助金は213万円でございます。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　それでは、船玉まつりに関連してもう一言述べさせていただいて、２番にいきたいと思います。

私なりに考えますのに、本当に船玉まつりには見晴さんが一等地ということで、町のほうにお貸ししな

ければ見晴さんも相当な利益を上げられる場所ではないかなという思いがいたしておりました。毎年毎年、最高の場所を見晴さんからお借りして、そこを接待所として使うということに対しまして、見晴さんに申しわけないなという思いもございましたけれども、見晴さんのほうで１棟だけで手いっぱいというお話をいただいているのであれば、それはそれでお互いのためによいかなとも思いますけれども、いずれにいたしましても、何となく、お客さんがあそこを横目で見ながら、ここはちょっと違うのだいなというような顔や言動をされますと非常に心苦しい思いがしているということは事実でございますので、このことだけはお話しをして２にいきたいと思います。

観光トイレについてでございます。平成３年の宝登山並木参道公衆トイレ以降、多くの観光トイレが建設されました。これらの建設費用を調べてみると、坪単価は大変さまざまなようです。これは、当時使った材料や建物のデザインが異なるためだろうと考えます。しかし、設計費については、設計図を机上で作成しますので、この限りではないと思います。そこで、設計費は建設費用とどう関連してくるのか伺います。

また、設計変更された場合は改めて設計者に追加の設計料が支払われるのかお伺いいたします。再び地域整備観光課長、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　大澤議員の質問にお答えさせていただきます。

トイレの建築費につきましては、ご質問のとおり、トイレの規模や使用材料、浄化槽の大きさなどから建設費が異なっております。設計費と建築費の関連につきましてのご質問ですが、設計費につきましては基準がありまして、埼玉県設計管理委託料算定基準に基づきまして予算計上してあります建築工事予定金額から算定するものでございます。この算定基準の計算式に数字を入れることによりまして、設計費が算出されるものでございます。

また、設計変更された場合、追加料金の支払いが行われるかとの質問でございますが、通常の変更であれば契約の範囲内で行いますので、追加料金の支払いはございません。ただし、当初の契約になかった新規の項目を追加した場合は、設計費の追加支払いがある場合もございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　材料や大きさで坪単価が違うというご回答をいただきました。私も、平成３年から観光トイレが７つできたわけですけれども、それぞれを見てみまして、それほどの変わりはないのです。すべて木造建築ですし、中に入っている便器ですとか手洗いですとか、そういうものが変わってくるのかなと思いますけれども、そういった中で随分坪単価は違うのです。一番高いのが、これは大澤町長になってからでしょうか、野上駅前観光トイレは、その前ですね。野上駅前観光トイレ、あれが一番高いわけですけれども、それとその前が大正館のわきの公衆トイレ、それが２番目。その後、今度は大澤町長になりまして、宝登山観光トイレと岩畳観光公衆トイレができたわけですけれども、そういった部分の中で、大澤町長になられてからはそれほどの坪単価は変わっていないです。過去のは非常に違います。本当に倍ぐらい違ってしまうのです、ほとんど倍ぐらい。一番安いのが長瀞駅前公衆トイレですけれども、あれが一番安い、先ほども申しました野上駅前観光トイレがその倍、そのぐらい違っています。今後もこういったものがつくられる場合には、そういうところもしっかりと確認をしてつくっていただきたいなと思っておりますけれども。

それはさておきまして、今回の岩畳観光公衆トイレ、前回、６月にも質問をさせていただきましたけれども、これは設計変更がされました。この設計変更については、設計変更に基づいてまた新規に契約がされたわけでしょうか、そのところをちょっとお伺いしたいと思います。

それと、これを変更するのには、文化財指定区域の隣接地なので、設計変更しましたというご答弁を６月にいただいております。文化財指定区域というのは、今に始まったことではなくて、もう何十年も指定されているわけですから、急に指定されたわけではないので、つくる前からわかっていたことだと思うのです。そういった中で、そういうことで設計変更したというのが何となく解せないというのですか、納得がいかないのですけれども、このところはどうなのですか。その設計変更についてまたお金が支払われたのかということ。

それと、当初105万だったと思うのですけれども、また数字を間違えると困るのですけれども、その後また支払われたとしたらばどのくらい支払われたのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、設計変更の関係でございますが、設計変更のほうにつきましては、当初の設計費でございますが、そちらは89万2,500円でございました。それで、新規の設計の変更がございまして、用地測量図の作成等ということで、面積測量、境界点の測量８点、境界点埋設８点、測量図の作成、これを新たに追加したために15万7,500円の設計変更がございまして、105万円の設計費という形になったものでございます。

それと、設計変更のときに、さきにご質問のありました自然公園の関係でございますけれども、それは変更工事のときのお話でございまして、変更工事をやったというところで自然公園の関係のお話が前回出ているかと思います。直接、この設計変更の費用のほうとは違う形になってございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　では、文化財指定区域の隣接地というのは、私の勘違いだったのかなとこちらは思います。

しかし、現地調査の結果、設計変更がされたということもおっしゃっていましたね。現地調査の結果、設計変更がされた。しかし、これはつくる前に現地調査というのはするのが一般常識のような気もするのですけれども、このところはどうだったのでしょうか。

それと、65％節水ができるということで、ああいう最新型の便器を使ったというご回答をいただきましたけれども、４月から使っているわけですから、夏の観光シーズンを終えて、現在のところ、その効果というのですか、実際に節水ができたのかどうか。

それとあと、狭いところに花木を植えたわけですけれども、きのう私も行って見てみました。キンモクセイの木が大分太くなっていましたけれども、真夏を通した割には結構まだまだ元気がいいなと思いましたけれども、半年ぐらいであれほど大きくなったということは、これから先どのくらい大きくなるのかなという思いがあります。また、根元に植えた木、これはどうなのかなという心配をして見てきましたけれども、あのままキンモクセイをどんどん大きくしていくわけですか。それで果たして大丈夫なものかなという不安があるのですけれども、このところはいかがなのですか。

別に、県のほうで補助金をいただいたということで、文化財指定区域ということで景観ということで植

えたということですけれども、そういうものを植えるということに対して県からのご指示というものはないのでしょうか。こういうところにはこういうものが合うのではないでしょうかとか、これではちょっと、これを植えておいて大丈夫なのかというような、そういうご指示というものはその時点でないのでしょうか、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、質問にお答えさせていただきます。

まず、トイレの節水の関係ですけれども、節水ができているかどうかということなのですけれども、あそこに使ってあるトイレでございますが、ＴＯＴＯのトイレでございまして、従来品のトイレに比べますと65％の節水ができるということになっております。従来品のものでありますと、洗浄水量は通常13リッターぐらい使うということなのですけれども、今回あそこに設置しましたトイレにつきましては、大便のほうで5.5リッターを流すという形で使用するということで、かなりの節水効果にはなっているということでございます。

それと、植栽をしました関係でございますけれども、あそこの場所につきましては、文化庁の名勝天然記念物の隣接になるわけなのですけれども、あそこは埼玉県立の自然公園の第２種の特別地域だったかと思います。そういったところに建物をつくる場合に、周りに植栽をしなさいということで、環境管理事務所のほうに申請をしまして許可を受けるという形になっておりますので、それに基づきまして建物の周りに植栽をするという形で、今回キンモクセイを中心としまして植えさせていただいたということでございます。余り大きくなりますと、やはり建物に影響が出てきますので、ある程度のところで枝を詰めるとか、そういったことはやっていかなくてはならないかと思います。ですので、これにつきましては受け付け担当課が同じ地域整備観光課の担当のほうで受けておりますので、建築より先に手続をして、許可を受けて建築をしたということでございますので、よろしくお願いをいたします。

あともう一点、水道料の関係で、水道料を含めて、電気ですか、そういった関係になりますけれども、電気は通常のところより若干高くなってきております。やっぱり電気を使う形態のものが入っていますので、若干高くなっております。それで、以前のものとの比較になるのですけれども、以前あそこにありましたものが、反対側に仮設のトイレがあったものですから、仮設ということで、ちょっと比べようがないものですから、特に比べることがちょっとできない状態でおります。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　議長、もう一点、済みません。今の課長の答弁に対してです。それこそ時間がありますので。

電気のほうが高くついているというお話をいただきました。当然そうだと思うのです。昼間もついていますよね。それとあと、昼間でも入っていくと電気がぱっとつくのです。だから、きのうも行ってみて、これは随分電気がかかるなと思って見てきました。

それと、比べようがないというお話でしたけれども、初めてつくったトイレではないわけです。７棟目なわけですから、観光トイレが、そのほかにも今までもあったわけですから、そういった中で比べようがないというのはちょっとおかしいと思うのです。

それと、こういう意見を言う方もいるのです。毎回毎回、つくるごとに設計しなくても、同じぐらいの面積だったらば前回の設計のあれが使えるのではないかというようなお話をする人もいます。これは補助

金の関係でやっぱりそういうことになっているのかなと思いますけれども、普通の建て売り住宅あたりを考えますと、民間ですと同じものをつくるときに同じ材料を使えば安くなるわけですから、そういった中で設計も使えるものは使うべきではないかと思いますけれども、ぜひそんなところもこれから検討していただければと思います。

それとあと、入札結果に対して、最終的には非常に高いお金がかかった、これに対して、今まで入札結果を見まして、ああ、随分今回は安くできたなという思いでいた中で、今回こういうことが出てきますと非常に疑念というのですか、表ではこんな入札結果を出しているけれども、裏ではこれ以上の金がかかっているのだという思いでついつい見てしまいがちです。そういうところも、今後は私たちがそういう目で見ているということもしっかりと念頭に入れて、入札結果どおりにでき得ればやっていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後２時５９分

再開　午後３時１５分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大島瑠美子君）　次に、６番、新井利朗君の質問を許します。

新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　一般質問をさせていただきます。

追加工事の必要性について地域整備観光課長にお尋ねいたします。平成19年度に施行された100万円を超える工事の14件中13件で変更工事が行われ、数％から二十数％にわたる金額が当初の契約金額に加算されています。設計の段階で予測できなかった必要不可欠なものもあるでしょうが、少し見積もりが甘いのではないかと危惧もいたします。野上下郷52号線、これは二小裏通りの延長で、滝の上から小坂に向かっての道です。それから、本中18号線、これは消防分署から石原に向かっての沢沿いの道、それから風布２、３号線、これは植平地区なのですが、この工事と変更工事の概要についてお尋ねいたします。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　新井議員のご質問にお答えいたします。

工事の設計につきましては、県の土木工事標準積算基準書及び設計単価表等に基づき、土木工事の設計を行っております。最初に、野上下郷52号線道路改良工事につきましては、この工事を行うことで道路の排水性が向上し、水たまりがなくなることや幅員が広がることで住民生活の向上と自動車、歩行者の安全確保を図るために、地元行政区長、関係地権者からの要望で、平成19年度に、当初計画178万5,000円、道路延長工事、60メーター、幅員4.5メーターを計画し、工事を着手いたしました。移転物件の補償契約につきましては、移設してもらう工作物の移設期間が短く、また道路の工事期間も短期間しかとれなかった

ため、物件補償の対象地については平成19年度の道路工事設計から除いておりました。その後、地権者との協議の結果、道路と民有地との段差があったので、早急に工作物を設置する必要があり、年度内に実施することで協議が調いましたので、変更工事を増工といたしました。主な工事内容は、延長60メーターから65メーターへ変更いたしました。また、側溝工の変更を31.9メーターから41メーターへ変更したものでございます。

次に、本中18号線道路改良工事につきましては、現状の道路幅員が狭く、交通量も増加しているため、水路を含めた整備を行い、住民生活の向上と安全確保を図るため、地元区長や関係地権者からの要望で、平成19年度に、当初契約額1,205万4,000円、工事延長距離50メーター、幅員４メーターを設計し、工事を着手いたしました。当初設計では、ボックスカルバート、長さ２メーター、約６トンを予定し、クレーンにて施工を約24メーターしましたが、残りのボックスカルバートについてはクレーンの設置ができないため、ボックスカルバート、長さ１メーター、約３トンにし、つるし込みが可能になる製品に変更しましたことにより割高となり、増工となりました。

また、用地購入地権者からブロック塀を施工したいとの申し出があり、全体設計では側溝設置を予定しておりますが、今回工事ではブロック塀手前でとめる設計になっておりました。ブロック塀を先行されてしまうと、側溝設置時にブロック塀に影響を及ぼすおそれがあるため、今回、側溝を先行で設置することが町にとっても得策と考え、側溝を増工としました。主な工事内容は、延長が50メーターから62メーターへ変更しました。道路側溝は40メーターから60メーターへ増工しました。ボックスカルバートは50メーターから40.9メーターへ減工しまして、道路路盤工、これにつきましては、当初計画では見ておりませんでしたが、通行上支障がありましたので、77平米増工いたしました。

次に、風布２、３号線、この路線ですが、辺地計画に基づき、平成10年度より道路計画、用地買収を進め、平成15年度より工事に着手いたしました。平成19年度に、当初契約2,257万5,000円、工事延長距離170メーター、幅員５メーターを設計し、工事を着手して進めてまいりました。工事請負契約後に、地元住民から次の集落まで道路を貫通して何とか通行できるようにしてほしいとの申し出がありましたので、道路延長を延ばせるよう再度検討しました結果、当初の道路構造物、これは積みブロックでございますが、これを一部減工しまして、擁壁工を増工として、延長を延ばして変更工事を増工したものでございます。主な工事内容は、延長が170メーターから214メーターへ変更しまして、積みブロック工を303.2平米から203平米に減工変更しまして、逆Ｔ型の擁壁工、これを25メーター、重力式の擁壁工、これを17.5メーターの追加工事を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　それぞれにお答えいただきまして、ありがとうございました。

これが結局、先ほど来からも、前回もそうですけれども、安い落札で請け負っていながら結局追加工事が安易に進められると、非常に最終的には割高なものになってしまう可能性もあるということから、非常に数字だけ見た場合には心配してしまうわけです、たしか二十数％もの増額になってきますと。ですけれども、今の内容から言っていきますと、確かにそういう変更の必要性があったというふうなことも言えるわけであります。でも、それをできるだけ早い段階で、見積もりの段階で設計をして、そして結局かかるわけですので、十分の上にもさらに十分に見込んで計画を立て、そしてそういう工事の発注をしていただきたいというふうに思うわけです。

いろんな理由から、ここまで来たらちょっと６トンがつれないから３トンにしたとか、いろんな話もありましたけれども、やはりその辺のところも検討をできるのではないかと思います。それに伴っての設計料の変更とかいうふうなものがあったりしますと、余計にかかってきますので、そういうふうなことから、私は、安易に安い、結局、落札価格で受けたのがそのまま別の内容変更で追加工事、大きくなっていったので、本来の入札制度というものが危うくなるというふうなことからの質問であると同時に、やっぱりしっかりした内容を説明していただくということがより私たちもわかりやすいわけで、決して、結局、内容を聞けば、ううん、それはやむを得ないかなという部分もあるのですけれども、そういうふうなことで、前もってできるだけ検討をしっかりしていただきたいし、説明もしていただきたいというふうに思うわけであります。

確かにやっている中で、ここまで来たのなら、ここのところをもうちょっと延ばしてくれれば隣のうちまで便利になるのだけれどもといって、風布の、植平のあたりでもつながる、途中でとまってしまって全然使えないよりも、やはりそこのところで工事費を、一応予算をつくった中で隣のうちまで延長できるような状態が、この間見せてもらいました。これはやむを得ないし、よかったのかなというふうなことで自分で納得してしまったのですけれども、ぜひいろんな面で早目にしっかりと検討してかかっていただきたいという思いであります。

ほかのことでも、実際のところ、私も14件中13件で工事費がいろいろと変更になっていたので驚いた次第です。そういうことから、実際のところは、観光トイレのように非常に、でき上がってきて、そして結局、最終的に設備の補充であるとか、また結局設計の変更であるとか、いろんなもの、確かにあそこの部分、特別地域であるために県や何かからの、文化庁、あそこは関係ないですか、県からの指導とか要望とかも出てくるかと思うのです。補助金をもらいますと非常に精算も難しくなってきたりするのもあるかと思いますけれども、その辺もしっかりと考慮して、あれほど安く落ちると思わなかったというものもあるかもしれませんけれども、その辺も考えていただきたい。

最近は、工事について、余り安過ぎてもいけない、高過ぎてもいけないということで何か設定ラインが設けられたような話も聞いていますけれども、そのことについて一言だけ触れていただきたいのですけれども。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　今年度から、工事については最低制限価格という制度、長瀞町の場合も導入いたしました。これは、品質の保証等、確保等を行いたいということで、余り低価格でもまた品質が確保できないという観点から、長瀞町でも今年度から導入させていただいております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　最低制限価格制度を設けて品質保持をねらうということですけれども、それについて、安ければ確かに安いほどいいというものでもないわけですが、その辺で設計の基準というのはどんなふうな、予定価格とかいわゆる設計価格とか、いろんなものをもとにして出るわけでしょうけれども。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　最低制限価格の設定に当たりましては、予定価格をもとにして計算する計算式があるのですけれども、今ちょっと手元にございませんので、詳しいことは申し上げられません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　それでは、もうちょっと攻めたいところもありますけれども、実際のところ、実際に用意された回答であるからかもしれませんけれども、本当に内容を、地元の声を聞きながら、協力者の声も聞き、ブロック塀を先に住民につくられてしまうと工事にも差し支える、いろんな難しい中をそういうふうに後にしてもらったりとか、住民の無理も時には聞かなくてはいけないものもあるかもしれない。先ほどの滝の上の道ですか、物件補償というか、物件の移設を後に見込んでいたのを、今度はここまでやってしまってくれという状況になったかと思うので、結局、周辺がよくなってきますと、住民の人たちもよく協力してくれる部分も出てくるかと思うので、そういうふうな変更も、当初見込めなかった、やむを得ないと同時に、いい結果に、どうせやることにつながっていったのかと思うわけであります。そんなので、これからも見積もりはしっかりとやって、そして発注していただきたいというふうに思います。

２番にいきます。２番ですけれども、樋口地区コミュニティ集会所について総務課長にお尋ねいたします。樋口地区コミュニティ集会所が平成４年に竣工しましたが、シロアリ発生や地盤の陥没等があり、建設時の地盤整備などが不十分であった感がいたします。工事内容について瑕疵があるときの損害賠償請求や補償はどうなっていますか。また、これまで修繕した経過と費用、今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　樋口地区コミュニティ集会所についてのご質問にお答えいたします。

この建物は、平成４年に県のコミュニティ施設特別整備事業補助金を受けて町が建築したものでございます。建築後15年以上が経過しているため、書類等は既に廃棄されておりますが、当時は設計管理業務を委託しておりますし、町の検査及び県補助金を受けていることから県による検査も行われているはずであり、設計図書どおりに建築され、地盤陥没等が予測できなかったと思われます。

工事内容に瑕疵があるときの損害賠償等の請求でございますが、長瀞町建設工事請負契約約款によりますと、瑕疵の修補または損害賠償の請求は引き渡しを受けた日から１年以内に行わなければならない、ただし、その瑕疵が請負者の故意または重大な過失により生じた場合には、請求を行うことができる期間は10年とするとされております。

次に、これまでの修繕の経過及び町が支出した費用でございますが、平成16年３月に陥没の影響と思われる修繕で、女子トイレを地元滝の上区で修繕し、地域振興対策事業補助金12万700円を支出いたしました。また、平成19年２月にシロアリの被害による修繕で、集会室の床の一部、畳約４枚分を町で修繕し、11万4,923円の合計23万5,623円支出しております。

今後の対応でございますが、樋口地区コミュニティ集会所改修工事として、９月１日付で建築工事請負契約を締結し、年末までには工事が完了する予定となっております。主な工事内容は、陥没箇所を埋め土し、地盤に鉄筋を入れ、より強固な地盤となるようにします。また、シロアリ対策として、地盤等の消毒、地盤から湿気が上がってこないようにするため、ビニールシートを張り、コンクリートを打ちます。このほかに、傷んだつか石、根太、畳の取りかえ、床の張りかえなどを行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　今お答えいただきましたけれども、実際のところ、この間、８月の末に、普通、監査役としてはいろんな工事が終わってから行くのですけれども、今回非常に特殊な例として、代表監査役

と２人で、総務課の職員に案内していただいて見させていただきました。畳を上げて、いろいろ落ちているところを見たり、あとはそれと同時に、３月の予算のときの会議録等も見させていただいた中に、非常に陥没した箇所というのがヒューム管が埋まっていたようなことが総務課長の回答の中で３月議会でありました。なぜヒューム管が縦に埋まっているのかわからないというふうなことでありましたけれども、そのヒューム管というのは埋まっていたのでしょうか。

それから、結局、実際のところ、私もこの間集会所へ行きましたときに、床下に見え隠れしておりましたものをちょっと拾ってきたのです。そうすると、これは床下の本当に表面土のすぐ下、言ってみればじゅうたん１枚ぐらいの表土のすぐ下のところにビニールだとかガラスだとかプラスチックだとか、そういうふうな破片が敷き詰めてあるというか、そんなような状況がありました。結局、これはある面でいったら、工事をするときに十分な作業もされていなくて、本当に表面に土をうっすらとかぶせただけのような状況であったかと思うのです。そういうふうな、言ってみればあの当時に、あと基礎が大分ゆがんでいたということでありましたけれども、よく見ますと、こうやって大広間がそのまま、畳下にも大広間があるようなほど、つか石の上にただつかが乗っかっているだけで、しっかりとした基礎もないと。いわゆる、ずっとありますね、布基礎というのですか、それともろうそく基礎というのですか、何かそういうふうな形であるだけで、こんな不十分なことをやっていて、坪当たり79万何ぼ、約80万円に相当する金額の工事がされたのかなということで非常に疑問を持ちました。それと同時に、周辺が、裏側のほうは湿っておりますし、ちょっと陥没しかかっているような状況も見えたりして、これだと本当によっぽどよくやらないと、シロアリ駆除や何かも非常に難しいのではないかというふうなこともありました。

ですので、今課長に答えていただいた工事内容で、果たしてあそこのコミュニティ集会所がしっかりとでき上がるのかどうか、それが非常に心配になってきます。その辺のところで、なぜ、あの老廃物といいますか、産廃物というのですか、ああいうものがあったのは見たと思うのですけれども、それとか穴のぐあい、ごぼっとへこんでいる、あれも見せてもらって、そういうふうなところへつか石を置いたような状況で、場所によってはそれも一緒に下がってしまっていて、空中に浮いているようなつかの状態もあったのですが、その辺のところをしっかりと補強する工事が発注されているのか。特に基礎は打っていないですね、つか石が置いてあるだけだから。そういうふうなことから、非常に、せっかくの工事をするわけですので、しっかりとしたものをやる、またシロアリ駆除のしっかりできるような、シロアリ防止ができるような工事であるのか、再度課長に質問いたします。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　３月議会のときに説明した中でヒューム管というような表現をいたしまして、そのときは写真等を見てそのように判断していたのですけれども、実際に現場を見たところ、ヒューム管ではなくて、コンクリートのサイロみたいな感じのものが２つ、ちょっと離れて並んでいるような状況で、大きさが１つは大きくて、もう一つはそれよりちょっと小さいようなものだったと思います。その２つのコンクリートの筒というか、そういうものが上のほうでつながっているというか、切れていて、もし液体が入っているのであれば相互に流れるような、溝が切ってあるような管か２つ入っておりました。それは、地盤の約20センチぐらい下にコンクリートが打ち始めてありまして、ですから、そのコンクリートの上に20センチぐらいは多分土が乗っかっているのだと思うのですけれども、そのような状況で、１つの中には確かに今新井議員が言われたような波板のような破片のようなものがありました。

あと、つか石がそのまま地面に置かれているというようなお話ですけれども、あの設計をした当時は、

全部、今ですと基礎のところをかなり、全面コンクリートで打つような設計をするようなのですけれども、そういうことでもなく、ずっと宅地で使っていたような場合は転圧等を行って、その上につか石を置くという方法もとっていたようでございます。

あと、今後、あのような工事で、これからやるような工事で大丈夫なのかというような話でございますけれども、昨日も、昨年設計していただいた業者の方にも再度相談させてもらったところ、鉄筋を入れて、お勝手の部分のほうは全面的に落ちているような感じになっているのですけれども、そこについては裏側のほうの舗装されている、建物の裏側が舗装されている部分もちょっとゆがんでいるというのですか、平らではなくて下がっているような、水が入るような感じの状況になっていると思いますので、そちらのほうまで鉄筋を入れて打ち直しをするというようなことで、若干沈んだり曲がっているような部分もあるかと思いますけれども、それをもとに戻すというような工事になってきますと、根本的に直さなくてはならないということで大工事になってしまいますので、これ以上陥没が進まないような方法をとるのであれば、こういうことでというようなことも伺っておりますし、そういうような設計をしてもらっていますので、とりあえずそれでやらせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　今回の工事が根本的に直すような状況にないような回答なのですけれども、実際のところ、今はいろんな公共建物、ましてや樋口の集会所は、いざのときには避難所に当然指定されている場所だと思うのです。そういうふうなことからいっても、結局、耐震性であるとかいろんなことからいえば、しっかりと、今の状態、結局、ここにありますけれども、がさがさのビニールだとかプラスチックだとか、そういうふうなものの上にただ鉄筋を配してコンクリートを少し打つだけで果たしてもつのか、その辺のところもしっかりとやっぱり設計の段階から出さなくては本当はいけなかったのかと思うのです。ですから、せっかくやることでありますので、また10年もしたら同じことをやらなくてはいけない、まして今度は鉄筋を打ち、コンクリートを打ってしまった床下がすっぽりあいているような状況だったら非常に困ると思うのです。ですので、もっと根本的な治療といいますか、修繕をするような方法を考えてほしいと思うのですけれども。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　建築廃材というようなものが確認できたのは、コンクリートの管というか、その辺だったような気がするのです。そこの部分については、当然そういうものは撤去したりはするのだと思うのですけれども、ほかの部分とまた違って、鉄筋を余分に管のところには入れていくような工法になっていると思いますので、ほかの部分よりは、二重になるというか、厚くなるというか、そういうことになると思います。

〔「もう一回」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　では、もう一回。

〔「時間だけはちゃんと守れよ」と言う人あり〕

○６番（新井利朗君）　十分な工事が必要でしょう。ここのところで、もう３回やったからおしまいだと言ったら。

〔「３回以上やるんだったら、もっと、設計が悪いんだからさ、それは。
わかりきっていることだから、もっときっちり言えばいい。設計が悪

いんだよ」と言う人あり〕

○６番（新井利朗君）　と言っている議員もいますけれども、本当に設計が悪いのです。だけれども、それと同時に、やっぱり注文の仕方をしっかりとすることが必要だと思う。

そういうので、10年もしたらまたいじるようなことになってももったいないです。とにかく避難所に指定されるところでありますので、その辺のところは十分の上にも十分考えてやる必要はあると思うので、床下を全部今度ははがしてやるのかと思いますけれども、基礎工事等を後から追加というのは非常に弱い部分もあるかと思いますけれども、しっかりとやってつくり上げておいて、直し上げておいていただきたいというふうに思います。課長、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長、これで最後で、簡潔にお願いします。

○総務課長（齊藤敏行君）　今回補強するというか、改修する部分というのは、玄関を入って奥に台所というか、お勝手があるのですけれども、その部分と、通常集会所で使っている畳の部屋が２部屋あって、続き部屋になっているのですけれども、その部分を全部ビニールシートを敷いて、鉄筋を入れてコンクリートを打って、地盤の強化とシロアリの対策を行うという工事を予定しております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。

◇

## ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大島瑠美子君）　日程第４、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第28号から議案第41号までの14件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

## ◎議案第２８号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第５、議案第28号　ふるさと長瀞応援寄附金条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第28号　ふるさと長瀞応援寄附金条例についての提案理由を申し上げます。

平成20年４月30日の地方税法等の改正により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入されたふるさと納税制度の寄附金の使途や基金の設置等について定めた条例を制定したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、議案第28号　ふるさと長瀞応援寄附金条例について説明いたします。

平成20年度税制改正により、いわゆるふるさと納税の仕組みが創設され、各自治体において寄附金の受け入れに向けてさまざまな活動が行われております。長瀞町では、ふるさと納税の寄附を通して施策を展開するという参加型まちづくりを進めるとともに、町外在住者との交流や事業推進に当たっての財源確保などを期待することから寄附金条例を制定するものであります。

まず、第１条ですが、これは目的です。この条例は、豊かな自然環境に恵まれ、風光明媚な長瀞を愛する人々やふるさとへの愛着のある人々からの寄附金で基金を設置し、寄附金を通じた住民参加型の地方自治を実現するとともに、基金活用による地域活性化を図ることを目的とします。

第２条は、事業の区分ですが、第１条の目的を具体化するための事業は次の各号のとおりということでございます。この事業の区分は、長瀞町総合振興計画の施策の大綱としております。

第３条は、基金の設置でございます。２条の規定する事業に充てるための寄附者からいただいた寄附金を適正に管理運用するために、ふるさと長瀞応援基金として基金を設置することとしております。

第４条は、寄付金の指定でございます。寄附者は、第２条の各号に規定する事業のうちから、みずからの寄附金を財源として実施する事業を寄附の際あらかじめ指定することができ、特に指定がない場合は、第２条に掲げる事業の中から町長が事業を指定するというものでございます。

第５条は、寄附者への配慮でございます。基金の積み立て、管理、処分、その他基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならないとしております。

第６条以降につきましては、この基金の管理運営についての事項を定めております。

条例案を１枚めくっていただきまして、11条でございますが、11条は運用状況の公表でございます。毎年度、この条例の運用状況を公表しなければならないとするものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上が議案第28号　ふるさと長瀞応援寄附金条例についての概要でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　この条例について賛成の立場から質問するのですけれども、私は、この条例が、この間課長に聞きましたら、秩父郡市では秩父市と長瀞町だけが条例を提出すると聞きましたので、そこで言いますけれども、今、東京都の石原知事が、地方の知事がふるさと納税制度で、東京都近辺に住んだりしている人たちには税金を課してふるさと納税で、例えば長瀞に育った人たちで東京都に住んでいる人が税金を納める制度というのですか、そんな報道がされました。

そこで、私は、１つは、長瀞から出て事業に成功したり、また長瀞から東京やそっちに出た人に積極的に、長瀞で観光事業のため、また何々をつくるためとかというので働きかける必要があると思うのですけれども、この点についてどういうような方向で、ただ広報に流しただけではなくて、積極的にやる必要があるのです。例えば長瀞から出た人が、自分たちの町を、協力をお願いするといったら、相当の人が、今大変な状況ですけれども、寄附してくれるのではないかと思うのです。例えば甲子園にだれかが出るというとすごいのです。私、本庄一高が行くのに、親戚の人が、本庄一出たのだけれども、応援でお金を出し

て、一緒にバスに乗って応援に行ってくれと言われて、相当お金が厳しいのに集まったという話を聞いています。ですから、どうですか、ただ広報に流すのではなくて、条例をつくるだけではなくて、積極的にこれをやる必要があるのですけれども、その考えについて町長どうですか。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　非常にありがたいことでございまして、私たちも、このことについては町の職員の中でも町外の人がふるさと納税をやっていただくという約束ができておりますし、固有名詞を出せば、秩父鉄道の社長がこの間おいでいただいて、20万円をふるさと納税したいと、長瀞町と一心同体で仕事をやりたいという思いをお金であらわしてくれたのだろうなと思います。

そういうようなことで、今ご提案のありましたように、町から出て成功されている方、そういうのを精査というか、皆さんでいろいろ思い起こして、そういう人にもお願いができれば、非常に厚かましいお願いになると思いますが、多分喜んでやっていただけるのではないかなというふうに思いまして、これも具体的に、ご提案を重く受けとめさせていただいて、早速議会が終わったら手をつけて、そういう方向でやらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第28号　ふるさと長瀞応援寄附金条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第２９号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第６、議案第29号　議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第29号　議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、議員の報酬の名称が議員報酬に改められることに伴い、関係条例を改正する必要が生じましたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、議案第29号　議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が平成20年６月11日に成立し、同月18日に公布されました。地方自治法の改正は、議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と異なっていることを明確にするため、改正前の同一条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し、明確にするとともに、名称を議員報酬に改めたものでございます。

議案第29号　議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例は、この地方自治法の一部改正に伴いまして、法が関係する議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例を第１条、特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例を第２条、長瀞町特別職報酬等審議会条例を第３条といたしまして、あわせて一部改正するものでございます。

それでは、参考資料の条例新旧対照表をごらんください。まず、議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、題名中の「報酬」を「議員報酬」に、第１条中の「報酬」を「議員報酬」に、第２条の見出しと条文の中の「報酬」を「議員報酬」に、第３条から第５条の中の「報酬」を「議員報酬」にそれぞれ改めるものでございます。

１枚めくっていただきまして、特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例でございますが、第１条中「第203条第５項」を「第203条の２第４項」に改め、「議会議員及び」を削るものでございます。

その下のページの長瀞町特別職報酬等審議会条例につきましては、第２条の中の「報酬の」を「議員報酬の」に、「報酬等」を「議員報酬等」に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が議案第29号　議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第29号　議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午後４時０３分

再開　午後４時１５分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第３０号～議案第３３号の説明

○議長（大島瑠美子君）　日程第７、議案第30号　平成19年度長瀞町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第８、議案第31号　平成19年度長瀞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第９、議案第32号　平成19年度長瀞町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第33号　平成19年度長瀞町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第30号から議案第33号まで、平成19年度の各会計の歳入歳出の決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第１項の規定に基づき、去る７月16日、会計管理者から各会計の決算書が関係書類を添えて提出され、同条第２項の規定によりまして監査委員に決算審査の依頼をし、８月15日に意見書が提出されましたので、同条第３項の規定により議会の認定を賜りたく提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　各会計の歳入歳出決算概要について、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（大澤彰一君）　それでは、平成19年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書によりまして各会計の歳入歳出決算概要を順次ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

表紙及び目次をめくっていただきまして、次の緑色のページをごらんいただきたいと存じます。平成19年度長瀞町一般会計歳入歳出決算書でございます。歳入決算額29億6,117万6,792円、歳出決算額27億9,635万128円、歳入歳出差引残額１億6,482万6,664円となってございます。

１、２ページの一般会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと存じます。歳入決算は、一番上にありますように、款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較で調製してございます。

次の３、４ページをごらんください。歳入合計欄をもとにご説明申し上げます。左から、予算現額28億7,220万4,000円、調定額30億9,517万6,891円、収入済額29億6,117万6,792円、不納欠損額853万2,197円、収入未済額１億2,546万7,902円、予算現額と収入済額との比較、マイナスの8,897万2,792円でございます。

収入済額の主なものでございますが、前のページに戻っていただきまして、款１町税９億7,644万9,079円、款10地方交付税８億6,024万4,000円、３、４ページに移りまして、款14国庫支出金１億4,515万

2,583円、款15県支出金１億5,189万2,176円、款18繰越金１億3,711万986円、款20町債２億9,281万1,000円でございます。

不納欠損額でございますが、２ページの町民税が42万9,157円、固定資産税が796万6,840円、軽自動車税が13万6,200円となってございます。それから、収入未済額でございますが、款１の町税１億2,184万1,002円、それから款12でございますが、保育所保護者負担金、それから放課後児童クラブ保護者負担金であります114万2,900円、それから４ページの款19の諸収入でございますが、育英資金貸付金償還金の諸収入の248万4,000円となってございます。

次のページでございますが、歳出決算について申し上げます。一番上にありますように、歳出決算は、款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調製してございます。

次の７、８ページの一番下の歳出合計欄でご説明申し上げます。歳出合計欄の予算現額28億7,220万4,000円、支出済額27億9,635万128円、翌年度繰越額はございません。不用額と予算現額と支出済額との比較は同額の7,585万3,872円となってございます。

支出済額の主なものでございますが、前のページに戻っていただきまして、款２総務費７億7,687万1,581円、款３民生費５億7,040万5,591円、款４衛生費５億1,166万876円、款８土木費１億1,426万625円、７、８ページに移りまして、款９の消防費１億5,259万5,044円、款10教育費２億8,616万2,043円、款12公債費２億5,525万8,257円でございます。

少し飛びまして、108ページをごらんいただきたいと存じます。一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は先ほど申し上げました収入済額合計で29億6,117万6,792円、支出総額は先ほどの支出済額合計で27億9,635万128円、歳入歳出差引額はその差額で１億6,482万6,664円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額は歳入歳出差引額同額の１億6,482万6,664円となってございます。

続きまして、右のページの国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について申し上げます。歳入決算額９億4,517万4,237円、歳出決算額９億309万6,931円、歳入歳出差引残額4,207万7,306円となってございます。

109、110ページをごらんください。歳入決算について申し上げます。一番下の歳入合計欄の予算現額は９億4,681万7,000万円、調定額９億9,314万362円、収入済額９億4,517万4,237円、不納欠損額112万6,900円、収入未済額4,683万9,225円はともに国民健康保険税の分でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが、164万2,763円でございます。

収入済額の主なものでございますが、款１国民健康保険税２億3,387万7,753円、款５の国庫支出金２億2,804万4,942円、款６療養給付費交付金２億2,524万2,236円、款７県支出金5,351万2,503円、款８共同事業交付金8,661万6,494円、款10繰入金5,013万6,685円、款11繰越金6,509万6,717円等でございます。

続きまして、111ページ、112ページをお開きください。歳出決算について申し上げます。歳出決算額、歳出合計欄でございますが、予算現額９億4,681万7,000万円、支出済額９億309万6,931円、翌年度繰越額はございません。不用額、それから予算現額と支出済額との比較はともに4,372万69円となってございます。

支出済額の主なものでございますが、款２保険給付費５億6,470万7,573円、款３老人保健拠出金１億4,256万2,553円、款４介護納付金5,378万4,996円、款５共同事業拠出金9,626万796円等でございます。

少し飛びまして、134ページをお開き願います。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でござ

います。歳入総額、歳出総額は、先ほど申し上げました収入済額合計、支出済額合計で、歳入歳出差引額はその差額でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額は歳入歳出差引額同額の4,207万7,306円でございます。

続きまして、右のページの老人保健特別会計歳入歳出決算書につきまして申し上げます。

歳入決算額７億4,135万710円、歳出決算額７億3,666万5,933円、歳入歳出差引残額468万4,777円となってございます。

135ページ、136ページをお開き願います。歳入決算について申し上げます。歳入合計欄の予算現額でございますが、７億7,939万8,000円、調定額７億4,135万710円、収入済額７億4,135万710円、不納欠損額、収入未済額ともにございません。予算現額と収入済額との比較は3,804万7,290円でございます。

収入済額の主なものでございますが、款１支払基金交付金３億7,826万4,896円、款２国庫支出金２億2,371万7,845円、款３県支出金5,843万円、款４繰入金5,675万3,000円等でございます。

続きまして、その下のほうの歳出決算について申し上げます。歳出合計欄の予算現額でございますが、７億7,939万8,000円、支出済額は７億3,666万5,933円、翌年度繰越額はございません。不用額、予算現額と支出済額との比較ともに4,273万2,067円でございます。

支出済額の主なものでございますが、款２の医療諸費７億3,374万1,438円でございます。

146ページをお開き願います。老人保健特別会計の実質収支に関する調書でございますが、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額は歳入歳出差引額同額の468万4,777円でございます。

右のページの介護保険特別会計歳入歳出決算書について申し上げます。歳入決算額５億1,478万864円、歳出決算額４億8,900万1,094円、歳入歳出差引残額2,577万9,770円となってございます。

147ページ、148ページをお開きください。歳入決算について申し上げます。歳入合計欄の予算現額は５億1,339万8,000円、調定額５億1,574万1,664円、収入済額５億1,478万864円、不納欠損額８万4,000円と収入未済額87万6,800円はともに介護保険料の分でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが、マイナスの138万2,864円でございます。

収入済額の主なものでございますが、款１保険料9,160万300円、款３国庫支出金１億1,039万2,939円、支払基金交付金１億3,707万9,000円、款５県支出金6,894万1,469円、款７繰入金6,461万1,000円等でございます。

次のページの歳出決算について申し上げます。歳出合計欄の予算現額は５億1,339万8,000円、支出済額４億8,900万1,094円、翌年度繰越額はありません。不用額と予算現額と支出済額との比較はともに2,439万6,906円でございます。

支出済額の主なものでございますが、款２保険給付費の４億4,095万6,964円等でございます。

少し飛びまして、170ページをお開き願います。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額は、先ほど申し上げました収入済額合計、支出済額合計で、その差額が歳入歳出差引額となってございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額につきましては歳入歳出差引額同額の2,577万9,770円となってございます。

以上をもちまして、一般会計、各特別会計の決算概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◇

◎延会について

○議長（大島瑠美子君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（大島瑠美子君）　次会の日程をご報告いたします。

あす９月18日は午前９時より本会議を開きますので、定刻までには会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。

◇

◎延会の宣告

○議長（大島瑠美子君）　以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

ご苦労さまでございました。

延会　午後４時４０分

# 平成２０年第３回長瀞町議会定例会　第２日

平成２０年９月１８日（木曜日）

議　事　日　程　（第２号）

１、開　　議

１、議案等の説明のため出席した者の紹介

１、議事日程の報告

１、議案第３０号～議案第３３号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第３４号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第３５号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第３６号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第３７号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第３８号の説明、採決

１、議案第３９号の説明、採決

１、議案第４０号の説明、採決

１、議案第４１号の説明、採決

１、発議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

１、請願第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

１、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

１、発議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

１、閉会について

１、町長あいさつ

１、閉　　会

午前９時開議

出席議員（１０名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 関口雅敬君 | ２番 | 村田正弘君 |
| ３番 | 大島瑠美子君 | ４番 | 齊藤實君 |
| ５番 | 野原武夫君 | ６番 | 新井利朗君 |
| ７番 | 大澤タキ江君 | ８番 | 梅村務君 |
| ９番 | 染野光谷君 | １０番 | 渡辺强君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 大澤芳夫君 | 教育長 | 新井祐一君 |
| 参事 | 新井敏彦君 | 参事 | 平健司君 |
| 総務課長 | 齊藤敏行君 | 税務課長 | 野原寿彦君 |
| 町民福祉課長 | 浅見初子君 | 地域整備観光課長 | 染野真弘君 |
| 会計管理者 | 大澤彰一君 | 教育次長 | 大澤珠子君 |
| 代表監査委員 | 中畝攻佳君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 若林実 | 書記 | 石川正木 |

◎開議の宣告　（午前９時）

○議長（大島瑠美子君）　皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大島瑠美子君）　本日の会議に、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君）　本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由にお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第３０号～議案第３３号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第１、議案第30号　平成19年度長瀞町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第２、議案第31号　平成19年度長瀞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第３、議案第32号　平成19年度長瀞町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第４、議案第33号　平成19年度長瀞町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各課長より歳入歳出決算の内容について説明を求めます。

最初に、総務課長、お願いします。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、平成19年度の一般会計全般の財政状況について説明いたします。

この薄い緑色の表紙の19年度行政報告書にまとめてございますので、これにより説明させていただきます。行政報告書の３ページをごらんください。まず、２の町財政の概要でございますが、（１）の歳入歳出の決算状況につきましては、歳入総額が29億6,117万6,792円、18年度に比べまして2.3％の増加でございます。歳出総額は27億9,635万128円、18年度に比べまして1.4％の増でございます。歳入歳出差引額は

１億6,482万6,664円となっております。

歳入決算の内容でございますが、５ページをごらんください。この表は、平成19年度一般会計の歳入決算と18年度との比較でございます。主なものについて説明させていただきます。まず、町税は９億7,644万9,000円で、歳入全体の33％を占めております。平成18年度に比べまして10.1％の増加となっております。

次の地方譲与税から交通安全対策特別交付金までにつきましては、国、県の客観的基準により配分されたものでございます。地方譲与税のうち、地方財政の三位一体改革で、所得税から地方住民税への本格的な税源移譲までのつなぎとしての所得譲与税が18年度で終了いたしましたので、18年度に比べ61.2％の減少となっております。

次に、表の真ん中辺でございますが、地方交付税でございます。８億6,024万4,000円で、歳入全体の29.1％を占めております。平成18年度に比べ2.3％の減少となっております。普通交付税が７億4,600万3,000円、特別交付税が１億1,424万1,000円となっております。

次に、国庫支出金でございますが、１億4,515万3,000円で、地域介護・福祉空間整備等の交付金や安全・安心な学校づくり交付金などの増により、18年度に比べ42.9％の増加となっております。

次に、県支出金は１億5,189万2,000円で、観光資源魅力アップ事業補助金や市町村緊急支援事業費補助金の増などにより、平成18年度に比べ40.1％の増加となっております。

次に、財産収入は4,862万3,000円で、町有地の売却により、平成18年度に比べ259.1％の増加となっております。

次に、繰越金ですが、１億3,711万1,000円で、平成18年度に比べ19.8％の減少となっております。

次に、町債は２億9,281万1,000円で、学校施設整備事業債の増加などにより、平成18年度に比べ2.4％の増加となっております。

次に、繰入金は、財政調整基金などからの繰り入れを行い、6,431万8,000円となり、平成18年度に比べ13.9％の減少となっております。

以上が歳入の主なもので、合計いたしまして29億6,117万7,000円でございます。

続きまして、歳出決算額について説明いたします。７ページをごらんください。この表は、平成19年度の一般会計目的別歳出決算と18年度の比較でございますが、主なものについて説明させていただきます。まず、議会費3,677万5,000円で、議員報酬、期末手当の減額などにより、18年度に比べ15.9％の減となっております。

次に、総務費は７億7,687万2,000円で、選挙費や財政調整基金積立金の増額などにより、平成18年度に比べ4.5％の増加となっております。

次に、民生費は５億7,040万5,000円で、戸籍電算化業務や後期高齢者医療に係るシステム改修委託料などの増額により、18年度に比べ0.4％の増加となっております。

次に、衛生費は５億1,166万1,000円で、秩北衛生下水道組合の下水道費の負担金の減額などにより、18年度に比べ8.6％の減少となっております。

次に、農林水産業費は2,255万5,000円で、排水路整備事業の減額などにより、18年度に比べ16.8％の減少となっております。

次に、商工費は6,746万6,000円で、観光階段整備事業や観光公衆トイレ建設事業の増額などにより、18年度に比べ150.7％の増加となっております。

次に、土木費は１億1,426万1,000円で、道路新設改良事業の減額などにより、18年度に比べ14％の減少

となっております。

次に、教育費は２億8,616万2,000円で、中学校体育館改修事業の増額などにより、18年度に比べ14.7％の増加となっております。

次に、公債費は２億5,525万8,000円で、元金償還の増額などにより、18年度に比べ2.6％の増加となっております。

次に、９ページをごらんいただきたいと思います。９ページの表は、歳出を性質別にあらわしたものでございます。主なものについて説明させていただきます。まず、人件費は６億9,494万7,000円で、職員給や議員報酬、手当の減額などにより、平成18年度に比べ1.5％の減少となっております。

次に、普通建設事業費は２億2,010万円で、中学校体育館改修事業や観光階段整備事業などの増額により、18年度に比べ39.9％の増加となっております。

次に、補助費等は５億6,625万6,000円で、皆野・長瀞水道企業団補助金、負担金の増額などにより、18年度に比べ6.1％の増加となっております。

次に、積立金は9,902万円で、財政調整基金積立金の増額により、18年度に比べ15.1％の増加となっております。

次に、物件費は２億6,588万4,000円で、戸籍電算化業務や後期高齢者医療に係るシステム改修委託料などの増額により、18年度に比べ10.8％の増加となっております。

次に、扶助費は２億9,101万1,000円で、児童手当、児童保育事業費の増額などにより、18年度に比べ5.1％の増加となっております。

次に、繰出金は３億7,885万3,000円で、秩北衛生下水道組合の下水道費の負担金や国民健康保険特別会計繰出金の減額により、18年度に比べ23.1％の減少となっております。

次に、維持補修費は2,261万2,000円で、調査や道路維持補修費の増額などにより、18年度に比べ58.4％の増加となっております。

これらの歳出を合計しますと、27億9,635万円となっております。

以上が歳入歳出の概要でございます。

続きまして、お手数ですが、３ページにお戻りください。歳入歳出決算の状況に続きまして、（２）の公有財産の状況につきまして説明いたします。まず、１の土地でございますが、平成19年度中に岩畳観光公衆トイレ46平方メートル、防火水槽用地46平方メートルを取得いたしまして、町有地を1,497平方メートル売却したため、平成19年度末現在では14万7,572平方メートルとなっております。

次に、②の建物でございますが、平成19年度中に岩畳観光公衆トイレ21平方メートルを建設したことによりまして、平成19年度末現在では３万4,069平方メートルとなっております。

次に、基金の状況について説明いたします。４ページをごらんいただきたいと思います。４ページの中ほどに各基金の運用状況を表にしてございますが、表の下の合計欄をごらんいただきますと、平成18年度末現在高の合計は３億8,134万4,000円でございましたが、平成19年度中に財政調整基金などを9,902万円積み立て、また財政調整基金などを6,431万8,000円繰り入れしておりますので、６つの基金の平成19年度末現在高の合計は４億1,604万6,000円となっております。

次に、町債の状況について説明いたします。11ページをごらんください。一般会計債の合計欄をごらんいただきますと、平成18年度末の現在高は26億1,329万3,000円でございましたが、平成19年度中に２億9,281万1,000円を借り入れ、２億1,609万4,000円を元金償還いたしました。このため、平成19年度末の現

在高は26億9,001万円となっております。

なお、次の12ページに金利ごとの元金残高を借り入れ先別に表にしてございます。

一般会計決算全般の概略の説明につきましては以上でございます。

続きまして、総務課の平成19年度主要事業につきまして、行政報告書に基づき説明いたします。行政報告書の18ページをごらんください。第４、総務部門における主要施策の１の広報、広聴活動の充実でございます。町民への情報提供とあわせて、町政に対する理解を深めていただくため、「広報ながとろ」を毎月発行し、全世帯及び関係機関に配布いたしました。また、町政に対するご意見を伺うため、町への提案制度を平成17年６月から開始し、郵送、電子メール等で５件の提案等が寄せられ、その一部を「広報ながとろ」に掲載、公表いたしました。

次に、２の町民相談業務の実施でございますが、法律相談、行政相談につきましては毎月１回、人権相談につきましては年５回実施いたしました。法律相談は37件、人権相談は４件ございました。

次に、19ページの４の財産管理事業の（１）の財産管理事業でございますが、役場庁舎の維持管理を初め、普通財産、行政財産の管理や物品の管理、調達などの事業を行っております。なお、庁舎管理につきましては、空調設備の修繕工事を実施いたしました。19年度中の普通財産の取得、処分の状況は表のとおりでございます。

次に、（２）の入札につきましては、平成19年度は29件の入札を実施いたしました。その状況につきましては、表の①から③のとおりでございます。

20ページをごらんください。５の交通安全対策事業でございますが、全国交通安全運動、交通事故防止運動を実施、協力するとともに、町独自の啓発活動として、交通安全母の会の協力をいただき、マスコット人形650個を作成し、街頭キャンペーンの際や高齢者、新入学児童に配布し、啓発活動を行いました。

交通安全指導として、乳幼児健診時にチャイルドシートの着用指導、主要交差点においてシートベルト着用調査、新入学園児を対象とした紙芝居による交通安全教室の開催等を行いました。また、交通指導隊による児童生徒の下校時の交通安全指導に合わせて防犯パトロール活動を実施いたしました。

啓発事業といたしまして、町民の希望者に交通安全反射たすきを配布いたしました。

大字長瀞、大字本野上地内に押しボタン信号機を新設されるとともに、中学校前の押しボタン信号機が音声式に変更されたところでございます。

次に、６の地域振興対策事業費でございますが、地域の振興を図るため、大木小路区、小坂区、根岸石原区、井戸上郷区、上長瀞区で実施した事業に対して補助を行いました。

次に、７の職員研修状況でございますが、職員の資質向上と専門的知識の習得を図るために、表にありますように研修に参加、実施し、述べ71人が受講いたしました。

次に、21ページの８の人権・同和問題啓発事業でございますが、人権啓発及び同和問題の啓発を図るため、啓発標語入りのウエットティッシュを作成し、園児、小中学生、教職員、行政区長等に配布し、啓蒙を図りました。

９の各種期成同盟会事業でございますが、沿線市町でそれぞれ負担し、秩父鉄道整備促進協議会を通して秩父鉄道が実施する安全対策事業に対して支援を行いました。

10のイメージアップ事業でございますが、平成19年度におきましてもシンボルマークの活用を行い、主な事例として名刺や各種印刷物などに活用し、その普及に努めたところでございます。

次に、11の行政改革推進事業でございますが、効率的な行財政運営と町民サービスの向上を目指して、

現下の状況に対応するため、町民と行政の協働の推進、厳しい環境下でも持続可能な行財政基盤の確立、簡素でわかりやすい組織体制の構築、職員の意識改革と定数等の適正管理を基本とする平成18年度から22年度までの５カ年の行政改革大綱及び実施計画に基づき、全庁的体制で見直しや改革に努めました。

次に、12番、情報公開・個人情報保護制度事業でございますが、公正で透明な開かれた町政を推進するため、町が保有する行政情報の提供を行いました。また、町民のプライバシーを保護するため、個人情報保護制度の充実に努めたところでございます。

次に、22ページをごらんください。13の情報化推進事業でございます。（１）の庁内ＬＡＮ（情報系）の整備でございますが、町民サービスの向上、事務の簡素化、効率化を図るため、職員の使用するコンピューターをそれぞれ接続した庁内ＬＡＮの整備として、ノートパソコンを配置し、運用しているところでございます。

（２）の庁内ＬＡＮ（基幹系）の整備でございますが、町の事務処理の根幹をなす住基、税務、財務システムの活用により住民サービスの向上、事務の効率化に努めました。

次に、（３）の公式ホームページの運営管理でございますが、長瀞町公式ホームページを平成12年に開設し、積極的に情報提供を行っておりますが、平成19年４月から平成20年３月末までに10万1,015件のアクセスがございました。

次に、14の例規集データベース化管理事業でございますが、データベース化した町の例規を年４回データ更新し、情報の提供に努めました。

次に、25ページをごらんいただきたいと思います。18の統計調査でございますが、（１）の工業統計調査を83件の製造業の事業所を対象に実施いたしました。

また、（２）の住宅・土地統計調査につきましては、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する調査を抽出調査により実施いたしました。

（３）の商業統計調査は、92件の卸売業、小売業を対象に実施いたしました。

（４）の就業構造基本調査につきましては、無作為抽出により選出された41世帯の就業、不就業の調査を実施いたしました。

次に、20番の選挙執行事業でございますが、埼玉県議会議員一般選挙、長瀞町議会議員一般選挙、それから次のページに記載してあります参議院議員通常選挙、埼玉県知事選挙を執行いたしました。

54ページをごらんいただきたいと思います。９の長瀞町開発行為等審査会については、３件の開発行為等の申請があり、それぞれ審査会を開催いたしました。

次に、55ページの第11、消防部門における主要施策の１の常備消防事業でございますが、秩父広域市町村圏組合の消防負担金として１億3,510万6,000円を負担いたしました。

次に、２の非常備消防事業でございますが、長瀞町消防団運営交付金として70万円を交付いたしました。また、自動中継弁、自動車バッテリー、団員制服等の備品を購入いたしました。

以上が総務課の主要事業でございます。

○議長（大島瑠美子君）　次に、税務課長、お願いします。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　続きまして、税務課の関係につきましてご説明申し上げます。

行政報告書の13ページをお開きいただきたいと存じます。第２の歳入に関する事項、１の町税についてご説明申し上げます。下の表の町税収納状況をごらんいただきたいと存じます。初めに、現年課税分でご

ざいますが、１の個人町民税の調定額は３億5,460万4,000円で、前年対比26.6％の増額となっております。これは、税源移譲の関係及び税制改正等により前年対比プラスとなったものでございます。これに対します収入済額は３億4,873万1,000円で、収納率は98.3％でございます。

次に、法人町民税でございますが、調定額は7,345万7,000円で、前年対比19.5％の増となっております。町内の電機関連事業を中心に、全般的に業績がやや上向きになったものでございます。これに対します収入済額は7,314万1,000円で、収納率は99.6％でございます。

次に、２の固定資産税でございますが、調定額は４億9,646万8,000円で、前年対比1.8％の増となっております。固定資産税は評価替え第２年度に当たりまして、土地につきましては、引き続き地価が下落傾向にあり、1.6％の減となっております。家屋につきましては、規模の大きい病院の建設や評価の高い店舗等の建設があったため、前年度対比6.4％の増となっております。償却資産につきましては、設備投資による増加があったものの、減価償却による評価額の減少により1.1％の減となりましたが、固定資産税全体では1.8％の増となったものでございます。これに対します収入済額は４億8,144万2,000円で、収納率は97.0％でございます。

次の国有資産等所在市町村交付金でございますが、調定額は169万円、前年対比13.1％の減となっております。これは、内容の変更はございませんが、交付金の算定の基礎となる課税標準額が下がったものによるものでございます。

次に、３の軽自動車税でございますが、調定額1,621万1,000円で、前年対比4.3％の増となっております。これは、軽乗用車の登録台数の増加によるものでございます。これに対します収入済額は1,580万5,000円で、収納率は97.5％でございます。

次の４のたばこ税につきましては、調定額は3,861万3,000円で、前年度比4.4％の減となっております。これは、喫煙率の低下に伴う喫煙本数の減少によるものでございます。

以上、現年課税分の調定額合計は９億8,104万3,000円で、前年度対比10.6％の増となっております。これに対します収入済額は９億5,942万2,000円で、収納率は97.8％で、前年度と比較いたしまして0.1％の増でございます。

次に、滞納繰り越し分でございますが、町民税、固定資産税及び軽自動車税を合計いたしました調定額１億2,577万9,000円で、前年度対比1.2％の減でございます。これに対します収入済額が1,702万7,000円、収納率は13.5％でございます。表の一番下の欄でございますが、現年課税分と滞納繰り越し分を合計いたしました町税調定額の総額は11億682万2,000円となりまして、収入済額は９億7,644万9,000円、収納率は88.2％で、前年度と比べまして0.8％の上昇となっております。

次に、不納欠損額についてご説明申し上げます。税目別で見ますと、滞納繰り越し分の個人町民税が37件で、７人で37万9,000円、法人町民税は１件、５万円、固定資産税が146件、16人で796万7,000円、軽自動車税が32件、10人で13万6,000円で、合計いたしまして、216件、30人、853万2,000円について不納欠損として処分させていただいたものでございます。

処分理由につきましては、地方税法の規定に基づき、地方税法第15条の７第５項の該当による即時消滅が56件、３人で596万8,000円、滞納処分停止後に３年経過したことにより納入義務が消滅したものが６件、１人でございます、２万1,000円、時効により租税債権が消滅したものが154件、26人、254万3,000円となっておりますが、このうち処分停止済みのものが20件、４人で30万1,000円となっております。現年課税分と滞納繰り越し分を合計いたしました調定額11億682万2,000円から収入済額９億7,644万9,000円と不納

欠損額853万2,000円を差し引いた収入未済額１億2,084万1,000円が20年度に繰り越されます町税の滞納額となっております。

次に、歳出関係でございますが、行政報告書の22ページをごらんいただきたいと思います。（１）の固定資産税標準宅地時点修正事業でございますが、依然として地価の下落傾向が見られますことから、不動産鑑定士による不動産鑑定評価を行い、平成20年度の固定資産評価額に反映させました。

（２）の口座振替の普及促進でございますが、納税者の利便と安全のため、口座振替の納付の普及に努めました。口座振替納付の状況は表にあるとおりでございます。

以上で税務課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　次に、町民福祉課長、お願いします。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　続きまして、町民福祉課関係についてご説明させていただきます。

まず、総務部門の関係でございますが、23ページを見ていただきたいと思います。16、交通災害共済事業の推進でございますが、交通事故により災害を受けた方に見舞金を給付いたしました。

次に、17、戸籍住民事業でございますが、（１）の戸籍関係では、戸籍の電算化を実施し、全部、個人事項証明等の発行を行っております。平成19年度末現在、本籍数は4,066件、本籍人口１万272人でございました。また、戸籍の全部事項及び個人事項証明等の発行件数は2,980件でした。

次に、（２）の住民基本台帳関係でございますが、平成19年度末の人口は8,281人、世帯数は2,830世帯で、昨年と比べますと人口で107人の減、世帯は19世帯の増となりました。

次に、24ページをお開きください。（３）の外国人登録の関係では、19年度末の人口は33人、世帯数は昨年と同じ21世帯でした。

次に、（４）の印鑑登録の関係では、印鑑登録申請件数等は320件でございました。

次に、（５）の住民基本台帳ネットワークシステムの関係でございますが、19年度発行件数は21件で、広域交付は４件でした。

次に、27ページをごらんいただきたいと思います。第５、民生部門における主要施策でございますが、１の社会福祉総務事業として、（１）の更生保護事業から（６）の援護恩給業務まで例年どおり実施させていただきました。

まず、（２）の紙おむつ排出用ごみ袋支給事業でございますが、秩父広域市町村圏組合から、少子高齢化対策といたしまして、乳幼児と寝たきり老人や身体障害者で紙おむつを使用している家庭の経済的負担の軽減を図るため、３歳までの児童174人と寝たきり老人10人に紙おむつ用ごみ袋を支給いたしました。

次に、（４）の社会福祉協議会助成事業でございますが、社会福祉事業の円滑な運営を図るため、2,400万円の補助金を交付し、日常生活用具貸与事業以下掲げられておりますような各種事業を実施いたしました。中でも敬老会につきましては、喜寿、米寿等の慶事該当者を対象として開催し、午後は高齢者のつどいと称して、高齢者が主体となって祝賀会を実施いたしました。

次に、（５）、シルバー人材センター助成事業でございますが、高齢者の生きがい、健康、社会参加を目標に活動しておりますシルバー人材センターの運営費として800万円の助成を行ったものでございます。会員数153人、受託延べ件数785件、契約総額8,285万6,000円の実績を上げております。また、ボランティア活動や福祉事業への協力も行っております。

次に、28ページをごらんください。中ほどの２、障害者の福祉でございますが、（１）の在宅重度心身

障害者手当支給事業から31ページの（18）の障害児（者）移動支援事業まで各種事業を実施いたしました。

まず、（１）の在宅重度心身障害者手当支給事業でございますが、これは障害手帳１、２級と療育手帳マルＡ、Ａの方に月額5,000円の手当を支給するものですが、昨年に比べ、透析などの重度障害者の増加により受給者が14人の増加となり、総額438万5,000円を支給いたしました。

次に、29ページ、（８）、心身障害者地域デイケア事業でございますが、在宅の心身障害者の社会参加促進のため、通所による自立訓練や授産活動を行うもので、昨年は５人でしたが、２人がグループホームへ入所したため、３人の利用となりました。

また次に、(10)、福祉タクシー利用料金助成事業から次のページの（13）の障害児（者）生活サポート事業までが障害者の外出支援に関するものでございます。福祉タクシー利用料金助成事業は、タクシーの初乗り料金を補助するものでございますが、昨年度は延べ247人の利用があり、前年対比延べ54人の減少となりました。

次に、(11)、自動車等燃料費助成事業でございますが、自動車等を自分で運転する障害者等の燃料費の一部を助成するものですが、32人の利用となり、前年対比10人の増加となりました。

次に、30ページをごらんください。(12)、自動車改造助成事業でございますが、脳梗塞等で身体機能が低下した方が自動車を改造することで、今までどおり自分で運転して外出することができるよう、身体障害者の生活の利便を図るため、自動車改造費の一部を助成するものですが、昨年は１名の申請がございました。

次に、(15)、介護給付費・訓練等給付費支援事業でございますが、障害者自立支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費を支給することにより、障害者の自立と社会参加を図ったものでございます。また、31ページの訓練等給付費のうち就労移行支援は、軽度の知的障害者が一般就労できるよう援助するもので、就労継続支援Ｂ型は、比較的重度の知的障害者や一度就労した方がその後離職してしまった場合に再び訓練等のために通う事業でございます。

次に、(16)、自立支援医療費及び精神障害者保健福祉手帳の申請等の指導でございますが、精神疾患の通院に係る医療費等の軽減や各種福祉措置が受けられる保健福祉手帳の申請や取り扱いの指導を行ったものですが、今まで２年に１度の更新で済んでいたものが毎年更新となったため、申請者数が56人と大幅に増加しております。

次に、(17)、障害児（者）日中一時支援事業でございますが、障害者を介護している家族の一時的な休息を目的として、施設に預け、障害児者の活動の場や社会適応訓練等の支援を行うもので、４人の利用がございました。

次に、(18)、障害児（者）移動支援事業でございますが、在宅の障害児者の外出支援のため、地域での自立生活、社会参加を促すことを目的に外出の際の移動支援を行い、昨年同様５人の利用がございました。

次に、31ページの３、高齢者の福祉でございますが、（１）の在宅支援事業から次の32ページの（７）の老人福祉施設助成事業まで各種事業を実施いたしました。

まず、（１）の在宅支援事業でございますが、介護保険で非該当となった方で日常生活に支障のある方にヘルパー派遣やショートステイ等の生活支援を行うものですが、利用者は２名で、通所介護、訪問介護をそれぞれ利用いたしました。

次に、32ページ、（２）、要援護高齢者等支援体制確保事業でございますが、いつでも在宅の要援護高齢者等が総合的な相談やサービス提供が受けられる体制を整備するとともに、緊急時に要援護者や家族に対

し支援を行えるよう、長瀞福祉会に委託して行ったものでございます。

次に、（７）、老人福祉施設助成事業でございますが、特別養護老人ホームながとろ苑の敷地を町が借り上げ、長瀞福祉会へ貸与いたしました。また、地域介護・福祉空間整備等交付金を利用し、地域密着型サービス施設の高齢者認知症対応型グループホームを整備いたしました。

次に、33ページ、４、児童の福祉に関する事業でございますが、（１）の民間保育所に対する各種補助事業でございますが、まず次世代育成支援対策補助金の延長保育等促進事業補助金でございますが、開所時間を規定の時間より延長し、11時間以上開所した場合に加算されるもので、たけのこ保育園に補助いたしました。

次の保育対策促進事業補助金の一時保育促進事業補助金は、父母の用事や育児支援として、月に数回、一時的に預かる事業を実施している保育園に補助を行ったもので、町内の２園に補助いたしました。

次の安心・元気！保育サービス支援事業費補助金は、わがまち子育て総合支援事業補助金の名称が変わったもので、障害児保育事業費補助金は、障害認定されている児童の保育に対して、それから１歳児担当保育士雇用費補助金は、１歳児の数により保育士を加配する場合の加算分として行ったものでございます。

次に、乳児途中入所促進事業費補助金も、低年齢児が増加した場合に、年長児に比べ保育士数が必要になりますので、補助を行ったものでございます。

次に、新規として、アレルギー等対応特別給食提供事業補助金でございますが、近年増加している食物アレルギーや障害等のため、給食等の処遇に特別の配慮を要する児童を積極的に受け入れる私立保育園に対し補助金を交付することにより、アレルギー等に対応した給食の充実を図るため補助を行ったものでございます。

次に、（２）、入所児童委託事業でございますが、保育所入所児童数は全体で延べ人数1,978人、委託料として総額１億4,098万5,660円を支払いました。３歳未満児、４歳以上児が増加しております。

次に、（３）の放課後児童対策事業でございますが、小学校低学年の留守家庭児童の健全育成のため、児童クラブ２カ所を開設し、民営の学童保育所には490万円の委託料を支払いました。３月末の入所児童数でございますが、民営の学童保育所が61人、公設は53人と全体で114人となり、年々入所希望者が増加しておりますので、入居基準に基づき選考させていただいております。

次に、（４）、家庭保育室運営費補助事業でございますが、保護者の就労等により家庭で保育することが困難な乳幼児を家庭保育室に委託して保育を行う場合の補助でございますが、昨年度は１名が半年間だけ利用いたしました。

次に、（５）、児童手当支給事業でございますが、小学校修了前の児童を養育する保護者に対し、３歳未満児の児童は一律月額１万円、３歳以上は、第１子、２子月額5,000円、第３子以降月額１万円の児童手当を支給し、生活の安定と児童の健全育成の向上を図ったものでございますが、被用者から小学校修了前特例給付まで、延べ支給人員9,075人、総額で5,630万5,000円を支給いたしました。昨年から３歳未満児は一律１万円となりましたので、支給額で688万5,000円の増額となっております。

次に、34ページ、（６）、要保護児童対策地域協議会事業でございますが、昨年までは児童の虐待防止を主に扱っておりましたが、児童環境が複雑になっており、虐待、非行などの要保護児童の保護につなげていくことを目的に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を密にして児童福祉の向上を図ったものでございます。昨年は、代表者会議と実務者会議をそれぞれ開催いたしました。

次に、５の各種医療費・年金等支給事業の（２）の乳幼児医療費支給事業でございますが、受給者数は

414人、支給総件数は5,937件で、総額1,108万6,364円を支給いたしました。

次に、35ページ、（３）のひとり親家庭等医療費支給事業でございますが、受給者数は昨年とほぼ同数で152人、支給件数は849件でございました。

次に、（５）、後期高齢者医療事業でございますが、平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度が円滑に行われるよう、保険料徴収システム開発や保険料負担の激変緩和措置に対応したシステム改修等を実施いたしました。

次に、40ページをごらんいただきたいと存じます。40ページの中ほどから43ページまでが健康担当関係でございます。まず、40ページ、８の保健事業の（１）の母子保健事業でございますが、①の乳幼児並びに②の妊婦に対する健康診査と③の相談指導事業は、すくすく相談からわにっこランドまで各種相談を実施いたしました。妊婦健診の対象者は、昨年度に比べ６人減の38人となっております。

次に、41ページ、（３）の地域組織活動でございますが、例年どおり、母子愛育会、食生活改善推進員協議会でごらんのような地域活動を実施いたしました。主なものといたしましては、母子愛育会では、子育て支援事業といたしましてジャガイモ掘りやうどんづくりを、食生活改善推進員協議会では、夏休みの親子料理教室や食生活指導の地区伝達講習会などを実施いたしました。

次に、（４）、老人保健法に伴う保健事業として、①の健康手帳の交付から次の42ページの⑥の訪問指導まで例年どおり実施させていただきました。

②の健康教育では、集団健康教育の中で栄養指導や筋力トレーニングなどを取り入れた元気モリモリ教室を地区ごとに開催いたしましたが、地区活動も自主的に実施できるようになり、職員が出向いての健康教育は減少いたしましたので、実施回数が減少しております。

また、③の健康相談は、地区活動時にも出向いて健康相談を実施したため、参加者数が例年より大幅に増加しております。

次に、42ページをごらんください。９の予防衛生事業でございますが、（１）の結核予防事業に係る①のレントゲン撮影でございますが、高齢者層の発病増加などから65歳以上の方を対象に実施いたしました。

また、②の予防接種につきましては、ＢＣＧを出生直後から６カ月までの乳児を対象に実施いたしました。

また、次の（２）、伝染病予防事業に係る予防接種につきましては、ポリオからインフルエンザまでの各種予防接種を実施したものでございます。このうち、麻疹と風疹、高齢者のインフルエンザにつきましては、郡内の指定医療機関で体調のよいときに実施できるよう個別接種となっております。

次に、国民健康保険特別会計についてご説明いたします。67ページから国保会計でございますが、まず68ページをごらんください。３の決算状況でございますが、国民健康保険特別会計の歳入決算額は９億4,517万4,000円、歳出決算額は９億309万7,000円で、昨年度と比べ、歳入は２％、歳出は4.8％の増額となりました。

歳入の主なものは、保険税の２億3,387万8,000円、国庫支出金２億2,804万5,000円、療養給付費交付金２億2,524万2,000円で、共同事業交付金8,661万6,000円は前年比53.5％の増額、一般会計からの繰入金は5,013万7,000円です。

次に、歳出の主なものは、保険給付費５億6,470万7,000円、老人保健拠出金１億4,256万2,000円、共同事業拠出金9,626万1,000円でございました。保険給付費は昨年に比べ1.3％の減少ですが、共同事業拠出金は前年比103.5％と増加しております。

次に、４、保険税収入状況でございますが、一般と退職分を合わせた医療分の現年課税分の収納率は96.1％、介護分は95.0％で、いずれも前年度と比べ向上しております。滞納繰り越し分につきましては、18年度と比較し、収納率が若干減少しており、全体でも83.0％と0.4％減少しております。

次に、70ページの６、医療費の状況をごらんください。一般と退職被保険者とを合わせた被保険者数の年間平均数は3,603人で88人の減少、療養の給付費等は６億7,404万4,000円で、１人当たり医療費は18万7,079円と、昨年に比べ約3,148円増加いたしました。

次に、７、被保険者の異動状況でございますが、19年度末では1,787世帯で、前年度比８世帯増加し、加入率は63.1％で昨年とほぼ同じでした。また、被保険者数は3,541人と、前年度に比べ92人の減少でした。

次に、９、保健事業ですが、特定年齢検診費の助成や健康に対する意識の高揚を図るため、パンフレットの配布、がん検診や成人病予防補助事業等を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めました。

次に、71ページをごらんください。①のがん検診でございますが、延べ782人の方に受診していただきました。18年度に比べ259人の減少となっておりますが、乳がん、子宮がん検診が平成16年度から１年置きに受診となっておりますので、減少しているものでございます。

また、成人病予防（人間ドック）補助事業では、ちょうど100人の方に補助いたしました。

次に、10、退職者医療制度でございますが、会社等に勤められ、退職された方を対象とする医療保険制度ですが、被保険者数は853人で、昨年度と比べ14人の増加となっております。

続きまして、老人保健特別会計についてご説明申し上げます。72ページをごらんください。老人保健は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定程度の障害の状態にある方に対して医療の給付を行い、健康の保持と適切な医療の確保を図るものですが、本年度末の被保険者数は1,155人となり、前年度に比べ31人減少いたしました。

73ページをごらんください。３、決算状況ですが、歳入決算額は７億4,135万1,000円、歳出決算額は７億3,666万6,000円で、歳入は1.9％の減、歳出は0.4％の増となっております。

歳入の主なものは、支払基金交付金と国庫支出金で全体の81.2％を占めており、歳出では、医療諸費が７億3,374万1,000円で99.6％となっており、前年度比320万8,000円の増加となりました。

次に、４、老人医療費の状況でございますが、受給者数1,155人で、１人当たり費用額は68万7,796円となり、昨年度と比べ１万4,519円の増加となっております。

続きまして、74ページの介護保険特別会計についてご説明申し上げます。介護保険制度は、要介護状態になり、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練並びに看護等を要する方が、その能力に応じて必要とするサービスを提供することを目的に開始された制度でございます。施行後８年余り経過し、制度の定着とともに介護サービスの利用が拡大し、介護給付費は年々増加しております。65歳以上の第１号被保険者の人数は前年度と比較して21人増の2,231人で、総人口の26.8％を占めております。また、第１号被保険者のいる世帯は前年度末と比較して19世帯増の1,539世帯で、総世帯数の54.3％を占めております。

75ページをごらんください。３の決算状況でございますが、歳入決算額は５億1,478万1,000円、歳出決算額は４億8,900万1,000円で、形式収支は2,578万円の黒字となっております。

歳出の主なものは、保険給付費で対前年度比0.9％増の４億4,095万7,000円となり、歳出に占める割合は90.2％となりました。

次に、76ページをごらんください。４の（２）の収納状況でございますが、全体の現年課税分の収納率

は99.5％と、昨年度に比べ0.2ポイント上昇しております。

次に、５、保険給付費支給状況でございますが、介護サービスでは、件数で5,483件、費用額で４億2,422万9,000円と、昨年に比べ、件数では635件の減、費用額では1,306万3,000円の減少となっております。また、介護予防サービスでは1,868件、3,611万6,000円となり、件数で1,029件、費用額で2,047万8,000円の増となりました。これは、平成18年度から介護予防サービスに特に重点を置くこととなり、要介護１の方が要支援１や２となって介護予防サービスを利用したものでございますが、77ページの一番下の介護予防サービス給付費明細をごらんいただきますと、昨年度に比べ、訪問介護や通所介護、通所リハビリなどが大幅に増加おります。これは、特に介護予防に力を入れていることもありますが、介護サービスの居宅介護や介護予防サービスを利用しながら、できるだけ在宅で生活していきたいとする方が増加しているものと思われます。

次に、78ページをごらんください。６の要介護認定状況でございますが、介護保険のサービスを受けるためには、本人の状態がどの程度介護を必要とする状態か判定する必要があり、その申請件数が468件でございました。全体では、新規が119件、更新が337件、変更12件となっております。

また、（２）の認定者数でございますが、前年度と比較して11人増の350人となっております。また、介護度別では、要支援１、２が全体の31.1％と最も多く、次いで要介護２が20.6％、要介護３が16％となっており、昨年に比べ要支援が14人増加しております。

次に、７、各種減額・免除認定でございますが、介護保険の規定によりまして各種利用料の減免等を行ったものでございます。（１）の負担限度額については72件、79ページの（２）、特定負担限度額６件、利用者負担額３件をそれぞれ認定いたしました。

次に、８の（１）、地域包括支援センター運営協議会でございますが、18年度から直営で設置した地域包括支援センターの運営について審議するため運営協議会を開催し、職員の配置状況と運営状況について協議いたしました。

また、（２）の地域密着型サービス運営委員会でございますが、町内に開設した認知症対応型グループホーム事業者の選考と認知症対応型共同生活介護サービス事業者について、要介護者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、新たに２事業者を指定いたしました。

次に、９、介護予防事業でございますが、（１）、介護予防特定高齢者施策といたしまして、要介護一歩手前の高齢者が要介護認定者にならないよう、通所型の介護予防事業を実施いたしました。

（２）、介護予防一般高齢者施策といたしまして、一般の方に参加していただき、講演会や地区ごとの筋力トレーニング等を11会場で実施いたしました。また、お手伝いいただくボランティア育成のための研修会を開催し、53人の方に参加いただきました。

次に、80ページをごらんください。10、地域包括支援センター事業でございますが、（１）、介護予防のケアマネジメント業務といたしまして、特定高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防ケアプランを33件作成いたしました。

次に、（２）、総合相談業務でございますが、高齢者が地域で安心して生活できるよう、来所や電話の相談だけでなく訪問するなど、607件の相談に対応いたしました。

また、（３）、包括的継続的ケアマネジメント支援業務でございますが、ケアマネや民生委員など関係機関と連携し、ごらんのような会議の開催や相談を受け付けました。

次に、（４）、介護予防給付業務でございますが、要支援１、２の方に対し、ケアプラン延べ833件を作

成し、生活に関する支援を行いました。要支援１、２の方の増加に伴い、昨年に比べ、延べで763件の増加となりました。

以上で町民福祉課関係の説明を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（大島瑠美子君）　次に、地域整備観光課長、お願いします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　続きまして、地域整備観光課関係の主要施策について、行政報告書に基づいて順次ご説明させていただきます。

最初に、第６、衛生部門における主要施策についてご説明いたします。行政報告書の36ページをごらんいただきたいと存じます。１の上水道の整備でございますが、皆野・長瀞水道企業団の財政基盤の安定を図るため、補助金を支出いたしました。また、樋口簡易水道の統合に伴う施設整備のための経費と簡易水道建設改良に係ります企業債元利償還金及び宮沢簡易水道の統合に伴います施設整備のための負担金並びに新たに水道企業団と下水道組合の統合に伴う負担金を支出いたしました。

２の下水道の整備でございますが、秩北衛生下水道組合で実施しております下水道事業及びし尿処理事業に対しまして、負担金並びに新たに下水道組合と水道企業団との統合に伴う負担金の支出を行いました。

（３）の合併処理浄化槽設置整備補助事業でございますが、公共下水道認可区域外の区域に合併処理浄化槽を設置される方に対しまして補助金を交付いたしました。平成19年度は、12基の設置申し込みをいただいてございます。

次に、37ページをごらんください。（４）の生活排水対策事業でございますが、水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定を受けたことによります長瀞町生活排水対策推進計画の策定を行いましたが、本計画に基づきまして河川荒川の水質検査を実施いたしました。

次に、３の廃棄物処理でございますが、（１）の有価物回収事業といたしまして、リサイクルの促進及びごみの減量化のため、有価物の回収を実施していただきました。６団体に対しまして報奨金を交付いたしました。

（２）の環境衛生施設設置事業でございますが、環境衛生の向上及びごみの減量化のため、生ごみ処理機等の設置を希望する方に対しまして補助金を交付いたしました。

次に、（３）の散乱ごみ・不法投棄対策としまして、不法投棄されるごみの撤去作業を行うとともにパトロールを実施いたしました。また、各行政区の皆様と春と秋に散乱ごみの一斉清掃を行っていただきました。

38ページをごらんいただきたいと思います。（４）のデポジット事業でございますが、空き缶回収機による空き缶回収を長瀞町環境美化推進協議会で実施していただきました。

（５）のダイオキシン対策でございますが、原則としてごみの自家焼却処理が禁止されたことに伴い、不要となりました簡易焼却炉の撤去希望者に対しまして焼却炉の無料撤去を行いました。平成19年度は14基を回収しております。

次に、（６）のさいたま環境整備事業推進積立金でございますが、不法投棄対策といたしまして、不法投棄された場所の原状回復等のため、通称けやき基金への支払いを行いました。

次に、４の生活環境の美化としまして、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施しております。

次に、39ページをごらんいただきたいと思います。（２）の公害防止事業でございますが、公害苦情件数は表のとおりでございます。

（３）の環境美化推進事業でございますが、環境美化を推進するため、デポジット事業の運営費としまして、補助金を長瀞町環境美化推進協議会に支出いたしました。

５の広域行政の推進としまして、ごみの収集、運搬を行っております秩父広域市町村圏組合に負担金を支出いたしました。また、ごみの減量化を図る商工会の主催による生ごみ処理機講習会開催に協力しております。また、家庭から出される粗大ごみの回収を３回実施いたしました。

６の首都圏自然歩道維持管理事業でございますが、埼玉県より管理委託されております首都圏自然歩道維持管理を実施し、ハイキング客等が安心して利用できるよう努めました。

次に、40ページをごらんください。７の自然公園維持管理事業でございますが、埼玉県の委託によりまして、許可申請進達事務等の自然公園保護管理事務を行いました。

次に、少し飛びまして、44ページをお開きいただきたいと存じます。第７、労働部門における主要施策でございますが、地域の特性や民間活力を生かした地域開発を図り、雇用の拡大と安定を確保するため、秩父地域雇用対策協議会や埼玉県雇用開発協会に対しまして助成を行いました。また、労働災害の防止や労働者の健康保持等を図るため、秩父地区労働基準協会長瀞支部に対して助成を行ったほか、労働者の生活の向上等を図るため、秩父地区メーデー実行委員会等に助成を行いました。

（１）の住宅資金貸付事業につきましては、融資あっせん希望者はございませんでした。

次に、45ページをごらんいただきたいと存じます。第８、農林水産部門における主要施策でございますが、１の農業委員会の（１）の農地の移動状況でございますが、農地法第３条の規定に基づく権利の移動は２件でございました。農地法第４条及び第５条の規定に基づく農地以外への転用は43件、２万2,439平方メートルでございます。

次に、２の農業振興事業、（１）の数量調整円滑化推進事業でございますが、水稲作付面積は3.4ヘクタールで、生産確定数量は14.5トンとなっております。

（２）の農業振興地域整備計画の変更状況でございますが、農振農用地から除外したものが18件、9,297平方メートル、編入したものはゼロ件でございます。

（３）の農業振興事業の実施状況でございますが、農業生産の確保と特産物の振興を図るため、ごらんのような補助金を交付いたしました。

次に、（４）の農業経営改善事業の実施状況でございますが、優れた農業経営体支援対策事業、山村都市交流事業をごらんのように実施いたしました。

（５）の中山間地域等直接支払事業でございますが、小坂集落における農業振興と環境保全及び景観育成の維持のための地域活動に対しましての交付金を交付いたしました。

次に、３の緑の村管理運営事業でございますが、お祭り広場や花の広場の管理を行うとともに、花の里づくり実行委員会を組織して、花でもてなす埼玉支援事業を活用し、ハナビシソウとコスモス及びアジサイ等の作付や野土山へ階段の整備等をボランティア活動により行いました。

次に、47ページをごらんいただきたいと存じます。４の畜産振興事業でございますが、家畜保健衛生所が行いますＢＳＥ関連対策事業、高病原性鳥インフルエンザ対策事業等に協力いたしました。

５の林業振興事業、（１）の松くい虫対策でございますが、松くい虫から松を守るため、予防薬剤の樹幹注入事業等を実施いたしました。

（２）の林道につきましては、本山根線災害復旧工事を行いました。

６の宝登山「四季の丘」公園整備事業でございますが、宝登山県造林伐採跡地の森林保全を推進するた

め、宝登山四季の丘植栽計画策定委員会を組織し、植栽に関する協議を行いました。

次に、48ページをごらんいただきたいと思います。第９、商工部門における主要施策でございます。１の商工業の振興でございますが、商工業者の指導、育成を行う商工会に対し助成を行うとともに、町内中小企業の経営安定を図るため、中小企業経営対策資金借入者に対し利子補給を行いました。

次に、２の観光の振興、（１）の花いっぱい推進事業でございますが、花の植栽事業として公共施設等への花の植栽を行うとともに、花の応援事業として、運動協力団体等に対しまして苗木や資材等の提供を行い、花いっぱいの推進に努めました。

（２）のインフォメーション事業でございますが、観光協会とともにテレビやラジオ等の取材に協力いたしております。観光パンフレットの英語判併記を作成するとともに、彩の国秩父観光協議会と協力して各種観光キャンペーンを実施いたしました。

49ページをごらんください。迎客対策といたしまして、観光案内所の運営や、観光情報提供事業といたしまして秩父路の観光情報番組での放映を行っております。

（３）の魅力ある観光地づくり推進事業でございますが、観光客が安心して観光を楽しめるよう、観光基盤の整備を図るため、岩畳観光公衆トイレ工事を行うとともに観光階段整備工事を実施いたしております。

（４）の花木の維持管理でございますが、南北桜通りや通り抜けの桜、野土山等の桜の維持管理を行っております。また、権田山の桜の里づくり事業活動に対しまして助成を行っております。

（５）の観光施設管理事業でございますが、主にトイレの維持管理を実施いたしました。また、清掃作業の一部を観光協会の方々のボランティアにより実施いただいております。

（６）の長瀞八景管理事業でございますが、仲山城跡周辺美化業務を地元団体に委託して実施いたしました。また、岩畳周辺のトイレ不足を補うため、仮設トイレの設置を行いました。これにつきましては、19年度で終了しております。

次に、50ページをごらんいただきたいと思います。（７）の観光団体等の育成、観光イベントへの助成でございますが、観光協会及び船玉まつり実行委員会に対しまして補助金を交付しております。

（８）の観光団体等事業への参加でございますが、観光関係各種団体が実施します事業に参加しまして観光振興に努めております。

次に、51ページをごらんください。第10、土木部門における主要施策について説明をさせていただきます。１の道路橋梁総務事業でございますが、交通安全上設置しております道路照明灯の設置及び維持管理を行うほか、町道、認定外道路及び水路に一定の工作物、物件を設け、継続して使用する道路占用許可事務及び公共物使用許可事務を行いました。

道路台帳作成事業につきましては、道路改良工事等により道路の状況、形態が変わった路線につきまして、既成の図面、調書等の補正業務を行いました。

また、境界確認業務としまして、申請に基づき、町道、水路等の民地の境界の確認作業を36件実施し、証明書を発行いたしました。

また、道路管理者以外の者が工事を行う道路工事施行承認事務を７件行いました。

測量機器等リースといたしまして、道路等の測量設計及び図面の作成を行いました。

次に、道路維持事業は、道路修繕を初め道路清掃を行うほか、地域住民の方々が自発的に町道を整備していただく際必要とする敷砂利、生コンクリート等の原材料を必要な行政区に支給いたしました。

次に、52ページをごらんいただきたいと存じます。（２）の交通安全施設整備としまして、道路の交差点、見通しの悪いカーブ、通行に危険な箇所等に道路反射鏡、転落防止さく等の設置を行い、交通安全に努めました。

続きまして、３の道路新設改良事業でございますが、測量設計等の業務委託を初め道路改良工事を行うとともに、これに伴う用地取得、補償を行いました。工事につきましては、道路改良工事６カ所の整備を行いました。個々の内容につきましては、各欄の表のとおりでございます。

（４）の職員による測量設計及び境界ぐいの再現作業は表のとおりでございます。

次に、53ページをごらんください。４の河川総務事業といたしましては、水路に堆積した土砂の処理等６カ所と水路の修繕１カ所を実施いたしました。

５の道路後退部分整備事業につきましては、接道規定に基づいて道路後退部分を町の道路敷地として適用させるため、道路用地として10件の購入を行いました。道路後退部分に関するものとして、用地測量８件を行いました。

６の建築確認申請等進達事務でございますが、25件の受け付け事務を行いました。

７の若者定住促進対策事業でございますが、定住人口の増加と町の活性化を図ることを目的に、町営蔵宮団地跡地４区画の分譲地売り払いを行い、これに伴う道路整備を行いました。

８の住宅管理事業でございますが、住宅に困っている低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に建設いたしました町営住宅４団地、91戸の修繕等による維持管理を行いました。また、住宅使用料の滞納につきましては、昨年に引き続きありませんでしたので、ご報告させていただきます。

以上で地域整備観光課関係につきまして説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３２分

再開　午前１０時４５分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育次長、お願いします。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　教育部門における主要施策についてご説明申し上げます。

行政報告書の56ページをお開きください。初めに、１の教育委員会事業につきましては、10回の定例会を開催し、12件の議決、１件の規則改正を行いました。

２の教育委員会事務局事業については、（１）、「ながとろ教育・第28号」の発行から58ページの（15）、幼児教育支援センター事業まで、就学支援、教育相談、幼稚園、保育園と学校との連携、就学に係る教育費の援助事業、国際理解教育、学校支援事業等の事業を実施いたしました。

その中で、特に（11）の「こどもと親の相談員」配置事業、１つ飛びまして、（13）の問題を抱える子ども等の自立支援事業、次のページ、（14）の小学校理科支援員等配置事業、（15）の幼児教育支援センタ

ー事業につきましてはいずれも国、県の委託を受け実施した事業で、(11)、「こどもと親の相談員」配置事業、(13) の問題を抱える子ども等の自立支援事業、(15) の幼児教育支援センター事業につきましては、いずれも不登校児童生徒の対応、問題を抱える幼児、児童生徒の早期発見、早期対応等を目的に学校等に支援員等を配置する人的支援を中心にした事業でございます。なかなか学校の先生だけで対応し切れない部分が多くありまして、こうした人的支援が必要不可欠な状況になっているのが現状でございます。

次に、58ページ、３の小・中学校管理事業でございますが、（１）の学校経営の充実から59ページ、（６）の学校事故防止までごらんのような事業を実施いたしました。

58ページ、（３）の教職員の資質の向上では、全教職員を対象にした長瀞町独自の取り組みとして、夏季休暇中を利用して特別支援教育、生徒指導等をテーマにした研修会を例年開催しております。また、新たに長瀞町に転入した教職員を対象にしました、長瀞町の自然や歴史、文化等に関する現地研修会を実施することにより、児童生徒への郷土に対する理解を一層深めるよう努めております。これも例年実施でございます。

59ページ、（６）の学校事故防止では、町民ボランティアによる学校パトロール隊活動の充実強化を図るとともに、県から委嘱を受けたスクールガードリーダーを配置し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制のさらなる充実に努めました。

記載してございませんが、３校と中央公民館へ昨年度、自動体外式除細動器、通称ＡＥＤと申しておりますが、を設置しまして、応急処置に対応するよう整備いたしました。それに伴う講習会も実施いたしました。

次に、（７）の施設整備状況でございますが、小中学校の施設整備につきまして、59ページ下段から60ページ上段にかけて表で示しました修繕や工事を行いました。主なもので、59ページでございますが、第一小学校のプール改修工事、校舎耐震診断、第二小学校での同じく校舎耐震診断、次ページ、中学校の校内運動場、体育館ですが、平成18年度実施した耐震診断の結果、耐震化をクリアできているということから、早期に改修工事、特に雨漏り改修を中心としてほぼ全面にわたる改修工事を国庫補助安全・安心な学校づくり交付金を受け実施することができました。

以上が教育委員会学校総務関係の事業報告です。

次に、４の社会教育総務事業についてご説明いたします。（１）の充実した人生を築く生涯学習の推進につきましては、実施事業を表にまとめてございますので、ごらんください。

表の一番下にあります人権フォーラムにつきましては、本年３月16日に、埼玉県ナース赤十字奉仕団看護師の木村美喜氏を招いて、「追想のフィリピン」と題して、戦時下における戦地での過酷で悲惨な体験を通して、改めて平和のとうとさ、命の大切さ等についてご講演いただきました。この事業につきましては、長瀞町赤十字奉仕団のご協力もあり、当日は108名もの参加者がありました。

次に、（２）の健康増進と生涯スポーツでございますが、61ページの上段の表でごらんいただいております事業を実施いたしました。

また、毎年実施しております長瀞町スポーツ賞の表彰では、功労賞１名、優秀選手賞、金賞、銀賞合わせて個人で９名、団体で８団体の表彰を行いました。なお、功労賞は長瀞町ソフトボール協会にご尽力いただきました高田雅夫氏でした。

①の団体への補助金交付から④の学校開放利用状況まで、それぞれ表にまとめてございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、（３）の基本的人権の尊重に撤する教育の推進でございますが、同和教育を柱とした人権教育啓発推進事業の実施と青少年健全育成推進事業について、62ページ上段の表でごらんいただいている事業を実施いたしました。

なお、中段にあります青少年健全育成関係団体への補助金については、ごらんいただいている３団体へ交付いたしましたが、一番下にあります長瀞町青少年相談員協議会につきましては、人材確保の困難さあるいは少人数での事業実施の困難さ等の理由から、平成19年度末をもって休止になりました。

続きまして、（４）の文化の振興と文化財の保護でございますが、①の文化の振興から63ページ中段になります、④の町史編さん事業まで、ごらんいただいているような事業を実施いたしました。

62ページ、②の文化財の保護のうち旧新井家住宅管理公開事業につきましては、民間活力導入による活性化事業の実施や隣接する花の里へのハナビシソウ鑑賞の観光客の増員等により入館者の増員を図りたいところではございますが、19年度については前年度比で若干入館者数が下回りました。平成19年度につきましては、入館者数１万1,317人、入場料で211万8,340円という結果でございました。

63ページ、④の町史編さん事業ですが、長年にわたり編集作業を実施してまいりました「持田鹿之助日記」の最後の刊行となりました第８集を終了しましたことから、町史編さん事業自体を休止といたしました。長年にわたり、資料の解読等、編さん事業にお骨折りいただきました専門員の先生方に感謝を申し上げるものでございます。

次に、５の公民館事業でございますが、中央公民館は生涯学習の拠点施設として多くの町民にご利用いただいておりますが、ご案内のように３つの機能を持った施設でございます。初めに、公民館の主催事業と参加状況について、表でごらんいただいております講座、教室等を実施いたしました。合計で８つの教室、講座と公民館まつりを実施し、延べ総数942人の方に参加していただきました。また、公民館では、図書やＣＤの貸し出しを行うほか、読み聞かせや紙芝居、人形芝居を行うグループやまぼうしの協力で子供図書館や地区お話会等の読書活動を実施いたしました。なお、公民館、ホーム等の事業や新刊図書、ＣＤにつきましては、毎月発行しております「公民館だより」でご案内しております。

次に、64ページ、６の勤労青少年ホーム事業でございますが、表でごらんいただいておりますように、５つの教室とホームまつりを実施し、延べ総数で352人の方に参加していただきました。

（２）の施設利用状況でございますが、合計で２万7,786人、前年度は２万8,714人でしたので、928名の減にはなりましたが、こういったご利用をいただきました。

施設修繕等につきましては、64ページの下段の表にまとめてございますので、ごらんいただきたいと思います。

最後に、65ページ、８の学校給食管理事業についてご報告します。内容及び運営面でございますが、表にまとめてありますように、小中３校と合わせまして、合計で748人に対しまして、最多で188回、延べで13万9,668食を供給いたしました。

次に、（２）の施設・設備の整備につきましては、表にまとめてございますので、ごらんください。

主なものは、表の１行目にございます屋根改修工事でございます。カバールーフ方式といいまして、現状の屋根にすっぽりカバーしてしまう工法で雨漏り改修工事を実施いたしました。

次に、66ページ、（３）の給食の啓蒙普及活動につきまして、学校給食への理解、協力を図るために、表にありますような試食会を実施いたしました。

最後になりますが、安定した調理業務を確保するため、人材派遣会社と契約し、調理員の派遣委託事業

を実施いたしました。

以上で教育部門における平成19年度主要施策の説明を終わります。

○議長（大島瑠美子君）　以上で各課長、教育次長の説明は終了しました。

ここで、決算審査報告を代表監査委員、中畝攻佳君にお願いいたします。

監査委員。

○代表監査委員（中畝攻佳君）　平成19年度長瀞町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、監査委員を代表いたしましてご報告申し上げます。

審査は、去る７月18日から８月15日までの間に、新井利朗監査委員さんと一緒に実施いたしました。その結果は、お手元にお配りいたしてあります審査意見書のとおりでございます。

１ページをごらんいただきたいと存じます。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されておりますし、決算計数を関係諸帳簿及び証書類と照合いたしました結果、誤りのないことを確認いたしました。また、予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿っておおむね適正に行われているものと認められました。各会計の歳入歳出決算は、表１、会計別歳入・歳出一覧に掲げてありますとおり、各会計とも歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は黒字決算となっております。

２ページをお開きいただきたいと存じます。一般会計におきましては、表の２、決算収支比率等前年度比較の中ほどに掲げてありますが、形式収支、実質収支ともに１億6,482万6,664円の黒字決算となっておりまして、この実質収支から前年度実質収支１億3,396万986円を差し引いた単年度収支は3,086万5,678円の黒字となっております。さらに、実質単年度収支につきましては、財政調整基金が6,381万8,000円取り崩されましたが、9,901万6,200円積み立てられた結果、6,606万3,878円の黒字となっております。

次に、予算の執行状況でございますが、歳入につきましては２ページから３ページにかけて記載してございます。３ページの中ほどをごらんいただきたいと存じます。３ページの中ほどの表３、歳入執行状況一覧の合計欄に示してありますとおり、歳入予算の執行率は103.1％、収入率は95.7％となっております。

次に、町税の収入状況でございますが、同表の町税の収入率の欄に掲げてありますとおり、収入率は88.2％となっております。

２ページに戻っていただきまして、下から８行目以下に記載してございますが、町税の収入状況のうち現年課税分の収入率は97.8％でありますが、滞納繰り越し分の収入率は13.5％と低調となっております。町税における不納欠損額は853万2,197円となっております。これは、時効の成立、滞納処分の執行停止により権利、義務が消滅し、徴収が不可能となったものを不納欠損として処分されたものでございます。

また、町税全体における収入未済額は１億2,184万1,002円と多額になっております。町税につきましては、負担の公平性と自主財源である町税収入の確保は重要な課題でありまして、積極的な徴収活動を展開していくことが必要であります。また、未納者に対しましては、法に基づく適時適切な措置を講ずるなど積極的な滞納整理を行い、徴収率の向上と滞納額の圧縮を一層強めていくことが重要であります。引き続き、実効性のある町税確保対策を展開されることを強く望むものでございます。

次に、３ページの上のほうに記載してございますが、歳入のうち町債につきましては、借入額が昨年度より681万1,000円増加しておりますが、これは商工債、教育債などの増加によるものであります。

なお、款別の歳入執行状況につきましては、後ろの７ページの表１に掲げてあるとおりでございます。

歳出につきましては、予算現額28億7,220万4,000円に対しまして、決算額は27億9,635万128円で、執行

率は97.4％とおおむね順調に執行されておりました。

３ページの中ほどの表の下のところに記載してございますが、ウ、町債の償還状況でございます。ここに記載してありますとおり、平成19年度の町債の元金償還額は２億1,609万3,828円で、年度中に新たに２億9,281万1,000円を借り入れた結果、19年度末現在額は26億9,000万9,786円となりまして、昨年度が26億1,329万2,614円でございましたので、7,671万7,172円の増加となっております。なお、町債の償還は計画どおり順調になされておりました。

次に、財政の構造でございますが、４ページをお開きいただきまして、４ページの表４、主要財務指標一覧をごらんいただきたいと存じます。平成19年度における財政力指数は0.521、経常収支比率は89.3％、経常一般財源比率は99.8％となっております。公債費比率は6.9％と、ここ数年下がってきてはおります。しかし、これらの指標からかんがみまして、財源に余裕があるとは言えず、財政構造に弾力性があるとは言いがたいものがあります。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。４ページの中ほどから６ページにかけて記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

最初に、国民健康保険特別会計でございますが、収支の状況、予算の執行状況につきましては、４ページの中ほど以下に記載してあるとおりでございます。形式収支、実質収支ともに黒字となっておりますが、単年度収支につきましては2,289万4,411円の赤字となっております。国民健康保険税の収入率は83％となっておりまして、現年課税分は96.1％ですが、滞納繰り越し分は16.1％と低率となっております。

国民健康保険税の不納欠損額は112万6,900円で、これは時効の成立、滞納処分の執行停止により徴収する権利、義務が消滅したものを不納欠損として処分されたものでございます。国民健康保険税の収入未済額は4,683万9,225円と多額になっている状況にありますので、収入未済の解消に向けて一層の努力をしていただくよう望むものでございます。

次に、５ページに移らせていただきます。老人保健特別会計につきましては、形式収支、実質収支ともに黒字となっておりますが、単年度収支は1,735万2,482円の赤字となっております。予算の執行状況につきましては、記載してあるとおりでございます。

次に、介護保険特別会計に移らせていただきますが、形式収支、実質収支ともに黒字となっております。しかし、単年度収支につきましては1,622万3,635円の赤字となっております。予算の執行状況につきましては、５ページの下のほうから６ページの上のほうにかけて記載してあるとおりでございます。

介護保険料の不納欠損額は８万4,000円ということで、時効により権利が消滅したものを不納欠損として処分されたものであります。収入未済額は87万6,800円となっておりますが、収入未済の解消に向けて一層努力されるよう望むものでございます。

６ページの中ほどに移らせていただきます。（４）、実質収支に関する調書につきましては、調書に記載されている計数に誤りはございません。

（５）の財産に関する調書につきましては、歳入歳出決算書の171ページ以降に記載されておりますが、このうち基金につきましては、このページの表５、基金の状況にまとめて記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

基金は、特別会計分も含めまして８種ございます。19年度末の基金残高は、合計欄の右に記載してございますが、４億5,717万1,532円で、前年度末より4,703万7,200円増加しております。

財産に関する調書は、各台帳に合致しておりまして、適正な管理がなされております。調書のとおり相

違ございません。

以上をもちまして、決算審査結果の報告を終わります。

○議長（大島瑠美子君）　これより各議案に対する一括質疑に入ります。

10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　まず、行政報告書の中と、あともう一つは大きな分厚い会計決算書、この中でページ数を言いながら質問したいと思います。

本来ならば、他の市町村では決算委員会をやって、それで本会議に入って進めるということをやっている議会もありますけれども、長瀞では一括上程で一括審議で終わってしまうということですから、どうしても質問が長くなります。そういうことを了承していただきたいと思います。

まず、成果報告書の４ページですけれども、今度の平成19年度の町債の状況を見ますと26億9,000万9,786円ということでなっております。今、長瀞では、借金も多いし、収入も高齢化、少子化で、あと会社がここから出ていってしまっている中で収入が少なくなってきておりますから、どうしても長瀞の町の財政については借金財政になるのではないかと思っておりますけれども、借金が悪いというのではなくて、今現在の26億9,000万の借金は、平成15年が23億4,069万だったのです。これは私がずっと見ますと、毎年ずっと上がってきているのが現実です。ただ、一時借金が少なくなった時期もありますけれども、大体借金が伸びているのです。

今後の問題として、この借金問題というのは、今度は秩北衛生下水道組合の借金が80億とか90億というふうに、町民はわからないから、長瀞は合併しなければやっていけないというふうに言って、今度の合併問題も皆野町が秩父市に申し入れたということで大変危機感を持っております。ですから、この借金について、今後どうなるかという見通しはやはり町民に知らせなくてはならないと思うのですけれども、今度の決算において今度はどういうふうに進んでいくかについて見通しを示していただきたいと思います。

次に、ページ数を言いますと18ページです。18の総務部門の主要施策で町への提案制度ということで、郵送や電子メールで５件の提案がされて、それを広報に載せたとなっていますけれども、私は、やはり一番、町民からいろんな意見があっても、それに対する対応というのは、やはりいい意見もあるし、ただ中傷的に、役場の人数が多いから首にしろとか、そういうことを簡単に言います。しかし、職員だって生活権がありますから、そう簡単に言われても人件費を減らすことは容易なことではないわけで、そういう中で、私がなぜこのことを言ったかといいますと、意外と責任のない適当なことを言う提案があるわけですけれども、やはり提案した人にちゃんとこういう問題でこうだというふうな返し方をしなければ、ましてや提案箱に入れるということは時間と勇気が要るのです。だれだれが言った意見というのは、自分の名前を書いて提案する人なら大したものですけれども、提案する人はなかなか、いいや、そんなことは面倒くさいとか、あと言っても憎まれるのでは嫌だからということで提案しないで、やっぱりこの提案制度をきちんと町民に毎月、全町に、紙１枚で印刷すればいいのですから、広報と一緒に配ったらどうなのでしょうか。そういう意見もあります。そういう提案制度が余り、少ないということは、やっぱり町民と一体となってまちづくりをするということではだめなのではないかと思うのですけれども、これについてどう考えているのか。私は、毎月１回、広報と一緒に意見を出してくださいというふうに出せばいいのではないかと思います。これは形だけの提案制度では、そんなに意見を言う人は、提案する人は少ないと思います。

次に、21ページの行政改革推進事業についてお願いしたいと思います。長瀞町は、合併しないで自主的なまちづくりをしようということで長瀞町財政健全化委員会をつくったわけです。それで、９回の、私も

委員になって出ましたけれども、その中ではかなり分厚い長瀞町財政健全化答申が18年１月に出ました。それで、その提案された中では、やはりこういうところを無駄遣いをなくすとか、こういうことをすれば自主財源をつくれるのだとかと、いろいろ意見がありましたけれども、この答申に基づいて行政改革を続ける必要があると思うのです。

ところが、この長瀞町財政健全化委員会が小菅委員長を含めて答申してから、この問題については余り論議されていないのではないかと思うのです。まだまだこの答申の中ではいろいろな提案がされて、委託料をこういうふうにしたほうがいいのではないかとか、補助金はこうしたほうがいいのではないかと、負担金はこうしたほうがいいのではないかというような意見も出ましたけれども、この９回やった意見書でまとめた答申について、どのように平成19年度はこの提案を盛り込んでやってきたのかについて報告願いたいと思います。

次に、42ページですけれども、訪問指導の問題です。訪問指導で、前年度は、18年度は被訪問指導実人数は319人、今度は66人、あと被訪問指導延べ人数が93人、前年度は342人ということで、なぜこのようになったのかについて報告をお願いしたいと思います。今、高齢化社会でひとり暮らしがふえている中では、この訪問指導というのは、保健師の訪問指導がますます大事になってきているのですけれども、これについてお願いしたいと思います。

次に、49ページをお願いしたいと思います。49ページは、観光施設管理事業ということで、公衆トイレ12カ所に維持管理を実施した、清掃業務の一部を観光協会のボランティアに実施したとなっております。今度のこの分厚い中では、公衆トイレ業務委託料144万4,670円とここには載っておりますけれども、これはどういうふうな人に公衆トイレ清掃業務委託でお金を使ったのかについてもう少し詳しくお願いしたいと思います。

特に、この公衆トイレの維持管理費が、前年度は、18年度の決算では571万だと報告されましたが、19年度はどのぐらいの維持管理費がかかったのか。特に前の観光課長の中では、水道料が幾ら、浄化槽のお金は幾ら、電気代、トイレットペーパー、清掃費ということで毎年出してくれましたね。今回もその数字を出してもらいたい。それで、どういうところにこの便所の問題、公衆便所はつくればいいというのではなくて、やはりきれいに、お金を出費しないで済むようなことも毎回ほかの議員からも言われております。この問題についてどういうふうに考えているのか。

その下の、次のページです。50ページで長瀞町観光協会補助金が180万と、これは年々、216万、200万、190万、そして19年度が180万と減らしたということは、これでいいと思いますけれども、この観光協会の補助金の問題は、前も出ましたように、観光協会の事務を、観光協会でつくっている一連の観光地は事務を役場職員にやらせていないのです。それはほかの議員からも出ていると思うのですけれども、この問題について改善する、改善するといっても、役場職員におんぶにだっこではだめだと思うのですけれども、この問題について今後どうしていくかについてお願いしたいと思います。

また、船玉祭実行委員会補助金については、今度は213万になっていますけれども、前年度は225万だということで、毎年これも減っておりますけれども、これについては回答は要りませんけれども、７番の議員が言ったような、やっぱり改善点は改善点として取り入れてほしいと思うわけです。

次に、52ページの交通安全施設整備事業で、一言、町民から言われたことを報告しておきます。反射鏡、要するにカーブミラーの清掃の問題で一区長から言われました。国道の本当に危ないところを清掃するのに、踏み台とかいろいろな形で掃除するけれども、これを次から次に区長さんがやるという問題について

は、安全問題を考えれば、必ず区長さんがやらなくてはならないのでしょうかというわけです。それは、名前も言っていいですけれども、国道沿いのカーブミラーの問題です。車がひっきりなしに通っているところのカーブミラーの掃除は確かに危ないと思うので、この問題の掃除を安全協会とか、区長がやるという仕事でなくしてほしいという意見も出ていますけれども、この問題についてどう考えておるのかお願いしたいと思います。

次に、54ページの町営住宅の管理事業についてお願いしたいと思います。蔵宮団地がこの決算の中では５軒となっていますが、今４軒ですね。根岸団地が６軒ということで今残っております。今、蔵宮町営住宅の人たちに、私はそばですから会うのですけれども、やはりあそこに宅地造成してつくっている姿を見ると、早くあそこの町営住宅を出なくてはならないのではないかと迫られておると本人は言っていますけれども、いずれ出るつもりではいるけれども、そう簡単にはいかないと。息子夫婦が住宅を構えて、そこに入り込むというのはもう年寄り夫婦ができないという感じの中では、ただ出ろ出ろと言っている、圧力をかけているということも含めて、いいか悪いかは別として、目に見えない圧力があるわけですから、やはりよく話し込んでもらって進めていただきたいのです。将来のことを考えますと、いずれは出なくてはならないわけですから、何かうまい話し合いをできないのかというふうに思っておりますけれども、これの対応については建設課ではどのような対応をしているのかについてお願いしたいと思います。今、私たちは、近所にいると、日影の問題やら、どんどんいいうちが建つと、本当に近所では言いづらいことなのですけれども、早くいいところを見つけて出てほしいなというふうな心情から発しているのです。そういうことで、どういうふうに考えているのかお願いしたいと思います。

次に、教育委員会における主要施策というのは56ページです。教育委員会の開催、年間10回やって、議決件数が12件というふうに報告されました。そこで、先ほど私が一般質問の中でプールの問題を言いましたけれども、今の文部科学省というのは、日の丸、君が代と、あと教育の統制化、上からの物すごい、教員試験というのか、当初もありますように、教員免許を10年ごとに更新するというので、働く先生方が本当にプレッシャーがかかるというか、毎日忙しくて、学校の先生は本当に自分の時間もない、特に中学校の場合はクラブをやっている先生方、私は役場が近いからよく見るのですけれども、日曜日といっても朝の６時ごろから先生が来ているのです。

そういう中で、個々の問題として、これから言う問題としては、先ほどの一般質問の中でも言ったように、やはり先生方だけを責めているのでは解決しませんし、また教育委員会にうんと期待しても、教育次長が今公民館長と一緒になって、公民館長も兼ねていますから、幅広いですから、そういう点では、教育委員会が主体となってというか、教育委員会、保護者と学校と一緒になって、その進め方を一緒になって、大変な教育の問題を話し合う場を持って欲しいのですけれども、この点についてどう考えているのか。

また、57ページで修学旅行の補助事業ということで、私は毎年決算で言うのは、小学生1,000円、中学生2,000円の補助をふやしてほしいということを言っておりますけれども、今回も小学生が84人、中学生88人に1,000円と2,000円出したというふうな。私はこの問題でなぜ言うかというと、一番、学校の行事で、いつも卒業式のときに中学生が言うのは、思い出として修学旅行のことを言います。それで、やはり一生に残る行事を町でもっと補助を出してもいいのではないかと思うのです。例えば私が言うのは、今、子供を持つ親は派遣の仕事しかないとか大変な時期に、このお金をふやすことはやはり生きるお金だと思うのです。今、教育の不用額を見ますと、かなりの不用額があるのです。不用額というのは、やっぱり計画が悪いから不用額が出る面もあるのです。単年度決算ですから、１年、何に使うかといったら、だから、そ

うい う問題ではこれもお金をふやしてもいいのではないかと思います。

次に入ります。65ページ、学校給食管理事業、給食費の滞納問題では、１番議員が先頭になって給食費の滞納をしないようにという決議をしました。だけれども、前年度は、給食費の滞納が18年度の決算では249万、ことしは、19年度はどのような決算になったのか報告願いたいと思います。この点についても、単に給食センターを責めるばかりではなくて、学校と教育委員会と本気になって滞納問題を考えていただきたい。前の教育長のとき、私は何回も言ったのです。吉田中学校では滞納ゼロだと、それは先生方と教育委員会と保護者が一緒になって集めて歩くということでゼロなのだと、長瀞中から吉田中学へ行った先生が私に報告したけれども、何回となく言っておりますけれども、この問題についてもぜひ改善していただきたいのですけれども、よろしくお願いします。

次に、決算書でちょっと質問したいと思います。37ページの議長交際費が８万4,000円で済んだと、前は20万もあった議長交際費が８万4,000円で済んだということは、私は、ああ、交際費というのはかけなければかけないで済むのだなというふうに思っております。あと、埼玉県町村議会議長会会費が54万4,000円、このことについては、私はこの前、議員を長くやったということで表彰されて、議長と一緒に自治会館へ行ったときに感じたのです。議長は毎月、役場の職員の運転で議長車を使って県の自治会館へ行っているというの、こんなのはおかしいのではないですかと大島さんに言いました。なぜかというと、これは毎回、役場職員が少ない中で、１日かけて行くようなものですよね。どういう会合をやるのだか、そうすると、私は疑問を持ったのです。１カ月に１回、議長車を使って、役場職員の運転手をつけて行く必要があるのかと。だけれども、この問題については県の議長会とか何かで決めるのだろうから、なかなか進まないです、タブー視されています。そういう問題。

あと、39ページの町長交際費が47万2,000円だと。一時、松本町長のときは300万も予算を組んだのです。それで、残ったのは本当に少ない。こんなことができるということはいまだかつてないのです。だから、私は大澤町長はこういう点ではすごいと思うのです、ほかの町村議員の立場からすれば。長は人の税金で交際をすることばかりを考えて税金を使っていたのだなというふうに、前も交際費のことで松本町長に質問すると、総務課長が、いや、かかるのですよ、かかるのですよ、冠婚葬祭、冠婚葬祭と大野課長が言ったことを覚えています。そういう意味でも、こういうことについてはやはりみんなに、他の市町村に知らせる必要があると思うのです。この問題で、町長はどのように皆さんに知らせていくのか。それで、やっぱり町村会で、うちはこうやっているのだということを言ってもいいのではないですか。だから、そういうことなのです。

あと、負担金も、埼玉県町村会費25万5,430円、この負担金の問題についても、やはり一町村長が埼玉県の中の町村会へ行って言うことは大変だと思うけれども、言ってほしいのです。そうでないと、この問題については解決が進まない、そういうふうに思うのですけれども。

それで、私はきのうプールの問題を言ったけれども、町村会というのは、やっぱり問題点を郡や埼玉県で調整する町村会だと思うのです。いいことはうんと伸ばしてもらって、悪いことは削っていくというようなやり方で、私の、余りにも原谷のプールと皆野のプールの格差があるのについたって、やっぱり言ってもらわないと気づかないのです。小さなことだと思っても、大きな問題なのです、これは福祉の問題で。そういうことで、町長にこれについては答弁をお願いしたいと思います。

あと、観光会談整備工事について2,604万、この問題で、私は、きのう新井利朗議員が、樋口の集会所でこういうものが出た、シロアリでこんなのになったと、入っていたというので、あの当時のお金からす

れば物すごいお金を費やして、県と町の補助になったけれども、ああいうことがあっていいのかと。私たち、和田の集会所は、１軒当たり10万、私はあの当時15万出したけれども、みんな集めたのです。それで集会所をつくったのです。だから、いまだかつて修理がないのです。樋口の集会所よりもっと前につくったのですから。それなのに莫大な金をかけてまた、この階段の問題では保証はどうなっていますか。あともう一つは、あの階段の保証期間は何年か。あともう一つは、観光協会はお金を寄附しましたけれども、どうなっていますか。そういう問題で回答を願いたいと思います。

とりあえずこれだけです。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、渡辺議員の質問にお答えいたします。

まず、町債の関係でございますが、毎年上がってきているというようなことでございまして、15年度との比較をされたようでございますけれども、これの増加している原因は主に臨時財政対策債という、地方交付税が振りかわっている部分が起債できるということでふえている状況かと思います。

それから、今後の見通しということでございますが、今後も臨時財政対策債が続くようであれば、そういうものは借りていくようなことになるかと思います。また、そのほかに学校教育施設の耐震化等が今後見込まれてまいりますので、補助金や一般財源だけで対応できるというわけにはまいりませんので、それらの状況によってはかなりの額がかかわってくるのではないかと思っております。

それから、次の提案制度についてでございますが、これにつきましては、年に１度でございますけれども、広報紙の中のページを切り取ると封筒になるような形でつくらせていただいて配らせてもらっているのですけれども、毎月配ればというような話ですけれども、毎月というわけにはなかなかいかないと思いますが、方法を考えて広報紙に掲載していきたいと考えております。

それから、行政改革についてでございますけれども、これは渡辺議員も委員になられました長瀞町財政健全化対策委員会の答申に基づいて行政改革大綱を策定しているわけでございまして、この大綱に基づいて事業を実施しておって、きのうの一般質問でも報告させてもらいましたので、ダブるかとは思うのですけれども、19年度に何をどうしたのかというようなご質問でございますので、お答えさせていただきますと、まず歳出の関係では、町長等の特別職の給料月額を特例で減額するとともに、期末手当につきましても、役職加算分、年間の支給月額を減額したところでございます。それから、職員の給料、各種手当につきましては、退職により職員の不補充、国の給与構造改革に準じた給与制度の見直しを行い、給与の適正化、調整手当、特殊勤務手当、旅費に伴う日当の廃止、地域手当の未導入、管理職手当の特例減額等により削減を図っているところでございます。それから、特別職の委員報酬につきましても、報酬を減額したり、費用弁償を減額したりを引き続いてやっているところでございます。また、町単独の補助金や負担金についても削減を図ったところでございますが、補助金につきましては、きのうもお話ししたとおり、皆野・長瀞水道企業団の高料金対策の補助金が増加したことによりまして、結果的にふえてしまったというような状況でございます。それから、議員の皆さんの報酬月額の減額だとか期末手当の年間支給月数の減等により削減をさせていただいているところでございます。

以上が歳出でございますが、そのほかに、歳入につきましては、徴収体制の見直しを行い、地区別に担当者を決めて、催告書や電話催告の強化を実施するとともに臨宅回数の増加に努めた結果、町税と国保税を合わせた徴収率の対年度比が現年度課税分で0.17ポイントの増加で97.46％となったというようなことでございます。それから、町営住宅入居者から駐車場の使用料を徴収することといたしまして、それが増

額となっております。それから、未利用財産の処分及び若者定住促進対策分譲条例、規則に基づき、蔵宮団地跡地４区画を売り払った結果、歳入がふえているような状況でございます。主にそのような内容のことを実施したところでございます。

それから、交通安全の関係でカーブミラー清掃についてお話がありましたけれども、カーブミラーの清掃や植木の枝切り等につきましては、行政区の皆さんのご協力をいただいて実施しているところでございまして、危険のない範囲で実施していただければと考えております。

それから、町長交際費につきましては、平成14年に基準を設けまして、それに基づいて支出をさせていただいているところでございまして、他の町村への公表というか、そういうようなお話でございますが、町のホームページの中に町長交際費を公開しておりますので、他の市町村で見るつもりがあるようであれば、そのホームページから見られるというような状況になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

行政報告書の42ページの訪問指導の実人数が昨年に比べまして大幅に減っている理由でございますが、昨年は要指導者から、実はそれ以外に、寝たきり者、痴呆性老人、その他ということで３項目ありまして、こちらのほうが102人ありました。ことしはそちらのほう、その他が特に、介護保険の認定調査も保健師のほうがやっていたわけなのですけれども、保健師のほうが産休や育休に入りまして、保健師の数が減りまして、その分、賃金で補正もとらせていただいたのですけれども、在宅の勤めを持っていない保健師というのがどうしても、探したのですけれども、確保できなかったということで、訪問活動が１人の保健師だけでやったものですから、数字的に少なくなってしまったものでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、観光トイレの関係でございますけれども、観光トイレ、どのような詳細だったかというふうなご質問でございますが、詳細についてご説明申し上げます。まず、観光トイレの維持管理の費用でございますが、19年度、手数料といたしまして、これにつきましてはトイレのくみ取り料、法定検査料等がございまして、金額が20万6,710円になっております。前年比と比べまして、１万4,075円の減になっております。

続きまして、委託料、これは清掃作業と保守点検等の費用でございますが、こちらが150万4,521円、これにつきましても１万6,155円の減となっております。これの内訳につきましては、清掃委託のほうが144万4,671円で、浄化槽の保守のほうが５万9,850円となっております。

続きまして、消耗品でございますが、これは主にトイレットペーパーほかの、洗浄剤とかそういったものになりますけれども、そちらのほうが32万3,705円になっておりまして、これにつきましても対前年度比２万921円の減になっております。

続きまして、修繕費でございます。これはトイレの修繕費という形になりますけれども、こちらの費用が44万2,270円になりまして、対前年比17万1,782円の増という形になっております。これにつきましては、年数が経過しておりますので、若干古くなったところがございまして、その辺のところの修繕で増加したものと思われます。

続きまして、電気料でございますが、電気料は12万1,770円、対前年比5,961円の減になっております。

続きまして、水道料になります。こちらが91万4,831円、対前年度比18万2,551円の減という形になっております。

続きまして、使用料、これは下水道使用料になりますが、こちらが54万8,193円になります。対前年度比２万3,970円の減という形になってございます。

それと、補修工事費でございますが、トイレの補修工事費につきましては、昨年度はございませんでしたので、前年度と比べまして41万2,650円の減という形になってございます。

続きまして、借上料でございますが、これは岩畳のところにございました仮設トイレの借上料でございます。こちらが39万6,900円となっておりまして、前年度と比べますと６万3,100円の減ということで、これは仮設トイレの基数を減らしたということが原因だと思われます。

合計をいたしますと、全部で445万8,900円となりまして、対前年度比56万7,601円の減という形になっております。公衆トイレの詳細につきましては以上でございます。

それと、先ほどご質問のございました、観光協会の事務をどのようにしていくかというご質問でございますけれども、これにつきましては、以前からなのですけれども、法人化に向けて話をしておりまして、ことしの観光協会の事業計画の中にも、法人化に向けて検討していくという形で事業計画には入れさせていただいております。そういう形でやっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、町営の蔵宮団地の関係でございますけれども、これにつきましては、以前、あそこを取り壊すときに話し合いを持たせていただきまして、そのときに、あそこに住んでいらっしゃる方は今の場所が一番いいということで、引き続いて住んでいきたいという意見を聞いておることは承知しております。昨年も若者定住促進対策事業の分譲をするに当たって話し合いを持たせていただいて、その辺のところもまた話し合いの中で出ておりますので、そういったことも尊重しまして、若者定住対策事業については進めているところでございます。

それともう一点、観光階段の保証の期間でございますけれども、これにつきましては、引き渡しを受けた日から１年以内に瑕疵がある場合には保証というのがあるわけなのですけれども、重大な瑕疵がある場合には10年という形になっておりますので、通常の工事と同じ形になろうかと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　教育関係のご質問３点についてご回答いたします。

１点目、いろいろな教育問題がある中、先生方も大変であると、それを学校だけに任せるのはまずいという、全くそのとおりでございます。現状へのご理解を大変ありがたく思うところでございます。それについて話し合う場を持ってほしいというご意見ですが、きのうの一般質問、プールでのご質問の中で教育長が回答したと思いますが、そのための話し合いをこの席でするとかしないとかというのではなく、いろいろな機会を活用、具体的には、きのうもご紹介しましたが、学校評議員というのがあります。また、ＰＴＡもございます。学校応援団というのも間もなく立ち上げます。それと、定例で行っております校長会、教頭会等、そういった機会がございますので、それらを活用しまして、まず問題提起をし、それに対しての認識と対応に取り組むよう、直近では校長会が毎月行われておりますので、校長会等を通じて指導、周知してまいりたいと思います。

また２点目、修学旅行補助金についてですが、議員ご指摘のように、毎回ご意見いただいております。

ありがとうございます。小学６年生の修学旅行、１泊２日で箱根、鎌倉、１人当たり負担金は約２万円程度です。それに対しまして、１人当たり1,000円の補助金。中学３年生の修学旅行、２泊３日では関西方面、１人当たりの負担は約５万円くらいになっております。それに対しまして、１人当たり2,000円の補助金。金額が多いとか少ないとかの見解は別としまして、教育費の保護者の負担の軽減につながる支援策として今後も継続してまいりたいと考えております。

３点目の給食費の滞納状況についてですが、平成20年９月１日現在の状況についてご報告してご回答にかえさせていただきたいと思います。平成20年９月１日現在、過年度分136万4,700円、現年分、20年度分ですが、４万3,000円、合計で140万7,700円、９月１日現在の状況でございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　渡辺さんから何点かご質問がありましたが、そのほかのことにつきましてもお答えをすべきことにつきましてはお答えをさせていただきます。

町長交際費の47万円というのが安いか高いかは別にして、それなりの努力をしてきた結果だというふうに思いますが、これが十分だということにはならない、いろんな工夫をしながらやらせていただいております。

それから、陰に隠れて見えない部分ですけれども、こっちのほうが大きいと思うのは、公用車の運転手を置いていないということで、これはシルバーから、私は１年ぐらいたったときだと思いますが、職員の兼務というのは非常に職員に対して失礼だと思いまして、職員を運転手とそれから事務関係の仕事をごっちゃにしてはまずいということで現場に戻しました。そして、シルバーからずっとおつき合いをいただいておりますが、60万から、たしか多いときでも80万ぐらいで、10分の１ぐらいの費用で済んでいる、これはかなり合理的になっているのではないかというふうに思います。

それから、先ほど起債の残高がふえているというお話がありましたが、総務課長から答弁がありましたように、臨時財政対策債というものがあって、後年度交付税算入、それが100％か50％なのかわかりませんが、今、臨時財政対策債が十三億幾ら借り入れがしてあると思います。それで、例えば50％交付税に算入したとしても６億5,000万ということになりまして、全体では、私が引き継いだときから借金は総体的にはふえていないというふうに思っておりまして、この辺は幾ら交付税に算入されるかによって違いますが、50％以上あると思いますので、実質的には減額になっているというふうに思います。

これから、来年度から学校の耐震工事をやっていかなければいけないということがありますし、実質公債費比率も実は19年単年度では16.3％という低い数値になりました。全体で、20年度は15％ぐらいに、もし落ちると16％近い数値になる、それを18％の限界ぐらいまでは上げてもやむを得ないだろう、そのために時間をかけて校舎の工事がおくれるのよりは、多少費用をかけてもやらなければいけない、これは町挙げての最大の工事になると思いますが、これをやらないよりはやって、多少の負担には耐えるということが大切だと思いますので、そのときのお力添えをいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどプールの使用料の問題がございましたが、これはきのう答弁をしたとおりでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

それからもう一つご報告申し上げますが、町税の滞納繰り越し分が、今年度、８月１日現在で例年よりの倍ぐらいの収納ができておりまして、これをしっかりやっていくと、しばらくぶりで滞納繰り越し分の２億円が１億を割るような状況になるだろうということで、税務課長に頑張ってやってほしいというお願

いを申し上げたところでございます。これは全体の協力体制がとれないとなかなか難しいことでございますので、１億を割ったからいいやということではなくて、なるべくゼロに近い数値を皆さんのお力をおかりしながら頑張ってやっていきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

私から申し上げる答弁は以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後零時０３分

再開　午後１時００分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　確かにこの膨大な議案の中で質問するということは切りがないというふうには思っていますけれども、やはり今の再質問というのは、答えられていなかったことが何点かあるのですけれども。ただ、問題は、１つは、岩畳におりる階段が物すごくお金をかけて、観光協会も寄附ということで、私がこの前の補正予算のときは、補正というか、予算かな、観光協会の会員からお金をもらうということで、また後ろに傍聴者が、観光協会長が来ていたから、私は言ったのです。もうみんな集めたのですかと言ったら、これから集めるのだというので、議案にかけられていたときにそう言っていたのですけれども、観光協会の寄附がどういうふうに集められたのかについてわかっていますか。集めると言っていたけれども、実際は自分たちの会費からで集めたのではない、観光協会の集まっていたお金で納めたと言う人もいるし、実際どうなってしまっているのでしょうか。

それで、今まで、さっき質問した中で、町の道路工事でも、この前言った、きのうの一般質問で新井議員が、樋口の集会所のあの下の、あんなものを埋めて、それで莫大な私たちの税金の予算を使って支払ってしまっていて、今言っても始まらないということではなくて、今これから町の行政をよく監視しなくてはならないのは、我々が一生懸命納めた税金が、結局形だけの決算の中でただ審議して、ああ、それで終わったことだからしようがないというふうになっては困るので、集会所のことも含めて、階段のお金は、いろいろ、2,000万以上のお金を使ったのです。設計費を入れれば2,300万ぐらいになるのでしょう、設計委託料を含めて。ですから、ただつくったというのではなくて、今後、あれが台風なんかでなった場合、また町の持ち出しになっては困るので、どういうふうに考えているのか。風水害だからしようがないというのではなくて、大自然の災害だからしようがないといえば、道路工事でもそうではないですか。例えば林道の開発したけれども、結局崩れたけれども、これはしようがないといって補正して出費されては困るわけで、その問題についてちょっと見解を報告願いたいと思いますけれども。特にこれから台風シーズンですから、階段の問題についてと観光協会の寄附問題、再度質問します。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、観光階段のご質問でございますけれども、まず寄附を集めた方法でございますが、観光協会の役員が中心になりまして、各会員の方にお願いをして集めたものを一括しまして、町に、ことしの３月末だったですけれども、300万円を町長立ち会いのもとに納めさせていただいたということでございます。ですから、個々からその趣旨に合った金額を皆さんのご厚意で集めさ

せていただいたということになろうかと思うのですけれども。

それともう一点、階段の関係でございますけれども、やはり階段は増水しますと水がつくところでございますので、技術的なところにつきましては土木事務所のほうに指導を仰ぎまして、通常、擁壁というもので横をもたせるわけなのですけれども、それが岩着といいまして、基礎の岩の部分にコンクリートがうまくすりつくように根入れを0.5メーター、要するに50センチから１メートル、深く岩を切りまして、そこのところに、斜めでやりますとやはり重力が滑る形になりますので、階段状に切らせていただいて、それでかなりの増水にももつような形で設計をさせてもらいまして、それでしたら土木事務所のほうも技術的に問題ないということで確認をいただいてその工事をしたということでございます。先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、瑕疵があった場合については１年間の瑕疵の期間が設けられておりまして、重大な瑕疵がある場合には10年間という形になっておりますので、特に設計上そういった形でやっておりますので、通常の増水であれば問題ないということで指導は仰いでおります。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　では、私も何点か質問をさせてもらいます。

初めに、総務課関係、まず１ページでいきたいと思います。防災対策についてお聞きします。大水だとか大雨だとか、いろいろな災害対策で危険箇所の確認方法はどういう形でとるのか、町民からのＳＯＳが出てわかるのか。今、ちょうど井戸上郷区が急斜面対策の点検というのですか、それをしているけれども、今の時期、あれだけ草が茂っていて、そこで今ここが危険かどうか見ているので、総務課の防災対策について、危険箇所の把握はどういうふうにするのかお聞きします。

それともう一点、まちづくりのことについてお伺いします。以前から私は、町民大会や町民祭りをやったほうが、まちづくりは町民と協働してできるという観点から開催を発言してきました。このことについてどのように考えているかお聞きします。

続いて、地域整備観光課にお聞きします。21ページ、各種期成同盟のところで、きのうも一般質問で質問しました町道９号線で出てきた話ですけれども、以前から私は長瀞駅の踏切を考えたほうがいいと。総務課の関係の交通安全対策という観点からも、あそこでは、観光客の方あるいは町民の方、バスや乗用車が線路に脱輪するような突っ込みっこまでしている状況を今後どうやって考えていくのか。きのうの答弁では、町長は、長瀞駅はお金がかかり過ぎるから上長瀞のほうにやったというお話ですけれども、今後、長瀞町、観光地長瀞のあの中心街、一番のもとを考えていくにはどういうふうにしていくのかお聞きします。

それから、町民や観光客の協働したまちづくりという観点から歩道の整備、例えば桜並木の歩道がかなり波打ったり、石がめくれ上がったり、草が生えていて、その草刈り等もできていないというので、あれでは観光客の人が気持ちよく散歩ということにはいかないと思うのです。今回、いいチャンスに、ＮＨＫの「つばさ」が来るので、きれいないい場を見つけてほしいと言っているところ、まず第一歩からやっていかなかったらいいところは見つからないと思うのです。そういうことからいって、歩道の整備あるいは清掃、それから水管橋や高砂橋を渡っての観光に、あの橋が相当さびたりしている状況でどのように考えているのかお聞きします。

続いて、健康福祉課のほうにお聞きします。32ページ、ながとろ苑関係で、土地代は無償提供でやる、

債務保証はする、そして意見は聞かない、それとこのながとろ苑については、私は天下りの道ができてしまったのではないかという観点から、どのように今後ながとろ苑とのおつき合いをしていくのか。私も今度施設長になった近藤氏と話をしたところ、中のことについては一切長瀞町とは関係ないと、だから議員がこういうことを言ってきても、私どもは規約にのっとってやっているから、口は出してもらいたくないということをはっきり言われました。長瀞町と関係ないというのなら、説明責任を果たしてほしいということを施設長にお話をしたら、しますというお答えをしましたけれども、いまだ実現できていないので、長瀞町は膨大な土地代、それと債務保証は長瀞はする、これではおかしいと。もっと風が、あの中に意見が流れていくような方向をどこかで改善していかなければ、福祉会でやったミスは全部長瀞町に持たされても私は困ると思いますので、お願いしたいと思います。

27ページ、シルバー事業のことに関しましてお願いいたします。シルバー人材で、お年寄りが活力を持ったという建前はよく私もわかっております。ですが、先日、年が来て、その年になるときに、シルバー人材センターも会員の数が減ってしまうと困るのだから、会員になってくれという勧誘をしたそうです。その方はたまたま、会員になったらすぐ仕事がもらえたのでよかったというお話ですけれども、町税の話からいって、民業圧迫にならないようにラインをしっかり引いてほしいと。これは長瀞町からもはっきり、お金を出している以上、補助金があるところと民間企業は対抗できるわけがないので、ある程度のラインをしっかりとやってもらいたいと思います。

続いて、教育委員会にお願いいたします。59ページ、学校施設の安全の観点から、以前にも私お話をしましたけれども、第一小学校に、去年ですか、去年も事例を言って、学校の中に簡単に入れる、そのまた同じ話が違う方から私のところにも入りました。第一小学校の玄関を入って、２年生を迎えに行くのに、その親は２年生の教室がどこにあるかわからなかったので、適当にその辺をうろうろしながら入っていったら２年生の教室まで行けたと、そういうことからして、耐震で大規模改造も念頭には入れているのだと思うのですけれども、安心、安全という立場からいけばどちらがという話になるかと思います。卵が先か、鶏が先かの話になってしまうのですけれども、そういった、たまたまそれが父兄だからいいけれども、変質者がそうやって学校へ入ったら、２年生の教室どころか、玄関からすぐ左へ曲がれば１年生なのです。そういったことから、学校の安心、安全ということをどの程度把握していて、私は大規模改造を早くしてほしいと、教育委員会にも先日お邪魔をして計画を聞いて、大変なのはわかるのですけれども、父兄の考えからいったら、何しろ学校の教室に入る前の玄関を何とかしてほしいという声が私のところに届いていますので、ここでお聞きしたいと思います。

では、大体２点ずつぐらいだと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、防災対策についてお答えいたします。

現在、秩父の県土整備事務所で井戸地区について危険箇所の調査を行っておりますが、町では地域整備観光課で危険な箇所について把握しておりますので、台風等が来る前にはその前に巡回をしているということでございます。

それから、まちづくりについての関係でございますが、町民体育大会につきましては、区長会でも了承されて現在中止になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、長瀞駅の踏切の関係についての質問にお答えさせていただきたいと思います。

長瀞駅の踏切につきましては、以前から検討しているところでございますが、なかなか、町道ということもございまして、経費のほうもかなりかかるということでございまして、立地条件も、建物等が両側、反対側にも設置されているということと、あと線路も何本も通っているというふうなこともございまして、なかなか整備に向けて前進できていないような状況でございますが、危険箇所ということで承知はしておりますので、これも今後整備ができるように検討してまいりたいというふうに思っております。

もう一点、歩道の整備の関係でございますが、石のめくれ上がったところの、幹線５号線のところでございますが、あそこのところにつきましては、桜がやはりかなり根を張っておりまして、桜の根で石がめくれているような状況になってございます。危険があるところについては危険を除去するような形で、そういったものをやっているところでございますが、これにつきましても今後危険がないように、そういうふうなところがありましたら、その危険を防止するために改善していきたいと思います。

また、草が茂っているところの清掃のところなのですけれども、ここにつきましては、シルバー人材センターのほうへ草刈り業務という形で委託を出しておりまして、シルバー人材センターのほうでも、大体年２回ぐらいだったかと思うのですけれども、草刈りと植木の手入れをやっておりますので、そちらのほうと相談をさせていただいて、やる時期とかそういうところも検討させていただきたいと思います。

あと、水管橋の塗装の問題でございますけれども、これにつきましても、かなり以前から水管橋の塗装が悪くなっているということで、当時の水道企業団とも協議をさせていただいているところでございますけれども、やはり実施するとなりますとかなり財政的に負担がかかるというふうなこともございまして、実施に至っていないというのが実情でございますので、危険な箇所もほうっておきますとだんだん出てくるかと思いますので、その辺のところも財政等も考慮させていただいて、危険のないようにやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　関口議員さんのながとろ苑の関係のご質問でございますが、ながとろ苑は、平成12年の４月に介護保険の制度が始まるのに合わせまして、町で介護保険の事業所がないと困るということで、町のほうから補助金を出させていただいたりして建設させていただいた施設でございます。建設の当初は、建物の関係の補助とか、そのほか借入金の償還ということで補助もさせていただいておりますが、やはり社会福祉法人ですので、独自で運営していただくのが本来ですので、年々借入金の償還金補助は減額させていただいて、昨年度からゼロになっている状態でございます。

法人の建物を建てるときは、ほかの社会福祉法人もそうなのですけれども、そこだけで建てるというのは、社会福祉法人というのは余り利益本位に走らない部分がありますので、厳しいということで、国や県の補助もいただいていますし、あのときは町の補助もさせていただいて、ほかの社会福祉法人も同じようにさせていただいておりますが、中の例えば組織とか、そういうことに対してまではちょっと口を挟むのはいかがかということになっておりますので、そちらについては町のほうからは特に申し上げてはおりませんけれども、施設の運営という中で、利益はいっぱい上げていいということではないですけれども、借入金の返済やら、またこれから何十年か先のことを考えますと、それなりのことはやっていただかなければならないので、前も村田議員さんにもご指摘いただきましたけれども、町としましては、ながとろ苑の

ほうに、運営については債務保証もしていますし、健全な運営をしていただくようにということで指導はさせていただいておりますし、これからもしていきたいと考えております。

それから、シルバー人材センターの件ですが、シルバー人材センターは、高齢者の生きがい、健康、社会参加ということを目的に、家にいるよりはシルバーで特技などを生かしていただいて、それが生きがいになったり、収入になったり、健康の保持になったりということでお世話になっているわけなのですが、民営圧迫にならないようにというお話ですが、今のところはそこまではいっていないのではないかなと私のほうでは考えております。シルバーのほうも、おかげさまで毎年、少しずつですけれども、契約金額も多くなっておりますが、高齢者の数もふえておりますので、当然のことですが、余り民営を圧迫するようなことにはもちろんならない程度で、健康や生きがいを持って働いていただく高齢者がふえるということはいいことではないかと考えておりますので、これからもそこら辺はいろいろ考慮しながらシルバーの事業の推進をやっていきたいと思っております。

以上です。

〔「天下りは」と言う人あり〕

○町民福祉課長（浅見初子君）　済みません。

うちのほうでは天下りというふうには考えておりません。今の施設長さんは昨年の10月の末でおやめになって、たまたま行っていただいているようですけれども……

〔「だから、それが天下りなんだよ」と言う人あり〕

○町民福祉課長（浅見初子君）　うちのほうではそういうふうには考えておりません。済みません。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　今の天下りではないかということについて補足説明をさせていただきますが、このことについては、前の吉田理事長のときからいろんなことがありまして、町は口を出してはいけないとか、いろんなご注文をいただきました。しかし、大金が出ているのだからという話を私は申し上げたわけでございますが、その推移については慎重に見させてもらいますというお話を申し上げ、今度のことにつきましては、はっきり申し上げると、ながとろ苑のほうからぜひ職員の中で適任者がいたら出してほしいというお願いはありまして、それに私たちのほうがこたえたわけでございまして、天下りというのはこちらから向こうへ押しつけるという形になるわけです。だから、そういう形では全く、その逆でありまして、うちのほうでもたまたま当時の近藤参事が福祉のほうの担当をやっておりましたので、近藤君に、こういう話があったと、もし希望があればという話を申し上げましたら、ぜひやらせてほしいということで、向こうに、10月末で退職ですか、それで11月の５日だか幾日に理事会があって、そのときにこういう方ならというお話を申し上げましたところ、ではぜひ来てほしいということで、向こうからの希望で私のほうがそれはこたえたということで、こちらから押しつけたということは全くございませんので、天下りにはなっていないというふうに私たちは思っております。

それから、上長瀞の問題、長瀞の駅の踏切ですか、あの話は前からお聞きしておりますが、とにかく上長瀞の供用ができれば、桜道が秩父鉄道の土地でございますから、これをいかに有効に生かすかということの一つのテーマとして、長瀞、上長瀞の一体化を考えて上長瀞の進入路をつくったわけでございます。これは間違っていないと思いますし、そっちのことも、しばらく前にご提案があった話を聞きますと、10億を超えるような大型の金ということで、とても町で今すぐというわけにいかないから、めぐりの整備から始めて、最終的といいますか、次に長瀞の桜道を含めた一体的な周辺整備をできればいいのではないかと

いうのが私の基本的な考え方でございます。

○議長（大島瑠美子君）　教育長。

○教育長（新井祐一君）　先ほどの第一小学校の玄関の件でございますけれども、私も何回もあそこへ行っては、どういう方法がいいだろうかなというふうに考えてみてはいるわけですけれども、構造的に西棟と東棟の間の壁が打ち抜ける、穴をあけられる壁ではないというような感じもしますし、そこの教室のほうも、今隣が使用している教室ですので、すぐすぐそこをどうこうということもできないかなというふうには見ております。いずれにしましても、これから耐震補修の設計に入るところでございますので、玄関の問題を含めて検討していければいいな、そういうふうに考えております。現在のままでは、確かにご指摘のとおり、非常に玄関が見えない状態になっておりますので、この改善をぜひ図っていきたいというふうに考えております。

○議長（大島瑠美子君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　今皆さんに答弁をしていただいて、町長、全部答弁が、もう本当に無理でしょう。今の答弁、みんな建前論だけです、全部。これから具体的にこうやっていこうかではなくて、希望的な、そういう方向だけでいって、本当に、きのうも私、一般質問でやらせてもらいましたけれども、町民サービスなんてもう本当に切り捨てているのです。今の話でもそうでしょう。お金がかかるからできない、お金がかかるからできない。例えば踏切一つ、私取り上げますけれども、寄居町はいろんなところの踏切をどこかとめて、では延ばそうかという、そういう会議をやっているのです。ここの踏切は閉鎖してこの踏切を広げよう、本当に長瀞町の観光を考えたら、あの長瀞の踏切、町長、あそこに一日立ってみてください。本当に危ない、ここ、危ないよ、危ないよと手を出したくなるような、本当に危険です。あれは事故がないだけ不思議なぐらいです。バスが来る、乗用車だったら両方が突っ込みっこする、うまい者同士ならいいけれども、危ないよというような運転する人もいて、あれはよく事故がなくて、世話ないなと私つくづく見ているのです。

では、上からいきます。防災対策、本当に地域整備観光課があそこを巡回していろいろ見ているかどうか。では、地域整備観光課の答えをもう一回だけ聞きます。巡回しているのだったら、では、私がよく散歩して、毎日ここ危ないなと見て通っているのが、千葉亭から風布方向に50メートルぐらい行った左側、あれは穴があいて、もう木の根っこがえぐれて、あの木の枝が倒れてきたら、あそこへちょうど私がたまたま通って頭でもぶつけたらどうします。私ではなくても、ほかの人でもあそこをよく散歩する人がいるので、本当に巡回しているのだったら、あれを何とかしなくてはと思いません。あの馬も草の中へ隠れてしまっているから、危ないよと印してあるのが草の中に入ってしまっているのです。私が勝手に出してしまって道路に出てしまうとまずいかなと思って、私も馬だとかパイロンは動かさないでいるのだけれども、本当に巡回しているのだったらそういうところが目につくはずです。これは防災は地域整備観光課ではないのだ、総務課だね。巡回していると言ったから、総務課、知っているのでしょうか。

まちづくりについても、体育祭や町民祭りは区長会でこういうふうに決めたからやりませんではなくて、何度も言っているでしょう。まちづくりをやるのだったら、こういうコミュニケーションをとって、町民と役場の職員が同じ土俵、グラウンドで顔を合わせていろいろ話をする必要があるのではないかと言っているけれども、区長さんが反対すればできないのかもしれないのだけれども、例えばこの前、マラソンがいい、散歩がいいと言ったけれども、散歩だって何だっていいのです。役場の職員のみんなと町会議員も全部、町民も希望者でレクリエーションをやる、そういうのが必要だと言っているので、区長会でどうの

こうのではなくて考えてみてください。

地域整備観光課については、今の踏切はよくわかりました。これは、染野課長にまたもう一回おれが聞いても大変だから、染野課長、そこで休んでいてもらって大丈夫です。かわりに町長がそれをやりますから。町長、お金の問題ではなく、本当に安全対策でいったら、何か少し考えてやってください。あんな端っこに、車が、あと１本、万が一こっちに来てもおっこちないように、安全な、木をつけるとかやってください。

観光については、その踏切がどうにかならないかということで、あとは歩道の整備だとか橋の色が、本当に考えて、ＮＨＫが来るからきれいにするのではなくて、ＮＨＫが来なくたって、毎日がみんなが本当に楽しんで散歩やら、今は七草寺で橋を渡る人がいて、この間話ししたら、汚くてさわれないねと言っていました。だから、そういうのを考えてやってください。

それで、次が町民福祉課のながとろ苑の問題、天下りではないと言ったけれども、町民から見れば天下りに見えてしまうのです。向こうから言ってきたから違うのだよと言えば、おれは今聞いたから、ああ、なるほどなとわかります。だけれども、この形を見れば天下りかさと町民の人は疑って見ますよ、町長。ながとろ苑内部のことには口を出せないと言ったけれども、やっぱりどこかで見直しをして、悪いものは悪いで、変えられるところは変えていかなかったら、もうだめだというからだめだよと、規則でやったら、ではあそこへ入っている理事の人がみんな町長の意見を聞いて、あそこで決議して変えるのなら変えられるけれども、同じ人がいつまでたったって理事をやっているのだから変わりはしないです。だから、理事は例えば、一言、近藤施設長に私が言ったのは、理事は再任は禁止だよというのをやって新しい人にかえろと言ったら、そんなことは長瀞町とは関係ないのだから、うちのほうの規則でやるからいい、こういう発言です。それでは、私がこの前の議会でも白鳥荘をつくったほうがいいよと言ったのがいいではないですか、町はお金がかからないのだから。ながとろ苑なんかはかかっている、これから債務保証まで全部するのです。白鳥荘だったら、経営は向こうでやるのだから、比べたらよっぽどそっちのほうがいいような気がしません。町長、このながとろ苑についてもう一回、町長の考えを聞きましょう。町長が意見を言えないような、それで債務保証はこっちでやるのだよではこれはおかしいです。

シルバーについても、さっき課長の答弁は民間を圧迫していないと言うけれども、今、大きな工事って出ないのです。では、例えば〇〇建材、〇〇工業がどんな仕事が簡単に入ってくるかといったら、植木だとか草刈りだとか、そういうのが入ってくるのです。大きな工事なんて今企業はやらないのだから、景気がいい、景気がいいといっているのはトヨタだとかそういうのだけ。有限会社関口だって、なるべくお金をかけないようにしようとやっているのだから、課長、ちょっとずれていますよ、企業と温度差がありますよ。町税を取ろうとしているのだったら、そういうのを考えてやらなかったら、補助金もらっているところと民間企業が対抗したって勝てっこないのだから。そういうことです。

教育委員会は、教育長がさっき発言して、あそこは危ないとわかっているのですから、ぜひ子供たちの安全を守ってやるということで、どんな応急処置でも何でもいいから考えていただければ、もうそれで結構ですから。

では、答弁は教育委員会を除いて、ほか、上、もう一回お願いします。

〇議長（大島瑠美子君）　総務課長。

〇総務課長（齊藤敏行君）　防災対策でございますけれども、先ほど私が申し上げましたのは、町では地域整備観光課で危険箇所を把握しているということで、台風などが来る際には地域整備観光課のほうで巡回

していただいているという話を聞いております。

〔「よく指令出しておいてください」と言う人あり〕

○総務課長（齊藤敏行君）　済みません。

それと、まちづくりの関係なのですけれども、先ほど議員に言われたような話は総務課だけで実施できるわけではございませんので、どんな方法が考えられるか、今後検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　何点かお答えをいたしますが、例のながとろ苑の問題については、先ほど申し上げたことにつきまして、私たちも四半期に１度ぐらい、新井参事と担当の課長と私も含めて、１時間なり１時間半なり現場を見せていただいたりするようにして、３回行ったところでございまして、全くコミュニケーションがとれていないということではありません。意見交換をちゃんとした上で、言うべきことは申し上げ、そして皆さんの、近藤施設長を初め事務長との対話も進めておりまして、内部も見ております。今度の増床工事はかなりいいものができたなというふうに思っておりますが、これも３億円という金がかかっておりますので、これもしっかり、私たちも債務保証をさせていただいておりますので、このことについても当然、時々お邪魔させていただきますという話で、ながとろ苑でもおいでいただければいつでも対応させていただきますということで、状況については悪い方向でない。ただ、今までの過去の長い歴史の中で、町は口を出すべきでない、出してはいけないという前任者の強い意志がありました。そういうことから含めて、非常に厳しい状況というような発言があるのかもわかりませんが、私たちはそういうことでなくて、同じ長瀞町にある施設でありますし、町で金を出し、債務保証もしているということを考えれば、問題があったときは口を当然出さなければいけませんけれども、うまくいっていればそれはそれで、私たちが見せていただくということは大切なことでありますし、気がついたことについてはお話を申し上げるということに尽きると思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの踏切につきましては、秩父鉄道にもいろいろ話を申し上げましたが、あそこの施設を移動したり、それから信号だとかいろんな配線が全部あそこに集まっているということなので、これをちゃんと見直しますという話をしました。ですから、上長瀞の道が進入ができれば、そのことを含めてどのくらいの、10億以上かかるような最初の見積もりでありましたので、とてもこれは手がつかないなと思いましたし、先ほど地域整備観光課長のほうからお話がありましたように、うちの移転等々にもかかってくるという問題がありまして、これは慎重に計画を立てていかなければいけないだろうというふうに考えています。ただ、向こうへ入ったときに、駐車場が非常に狭いという問題があって、この辺がどういうふうになるかということについても検討した上で道路の整備については考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。

それから、シルバー人材センターの民業圧迫という話は、何を指して関口議員が民業圧迫と言われているのかよくわかりませんが、私が想像するところ、植木の手入れをやっているという事実がありますから、そのことについてお話しになったのかなと思いますが、私たちは、お年寄りの生きがいといいますか、そういう面では非常によく頑張ってやっていただけているというふうに思います。その中の一つとして、植木の手入れをやる人が何人かおいでになる、あと草刈りをやるとかということで、民業の圧迫にはつながらないのではないかな。具体的にご指摘をいただければ、そのことについてはまた考えていかなければいけないと思いますが、今の状況で民業圧迫と言われてもちょっと具体的なものがわからない、植木の手入

れぐらいなのかなというふうに私は思っておりますので、その辺についても意見調整をしていただくほうがありがたいのではないかな、そんな思いを持っております。

それから、学校のことにつきましては、先ほど教育長が答弁したとおり、耐震の工事が始まるときにそのことについてはという話で、この間、夏休みの子供の作品展がありまして、今月の５日だったと思います。お邪魔して、校長先生と１時間ぐらい、いろんなことで、見せていただいてお話をしたときにもその話は申し上げてきました。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　では、最後なので、簡単に。

では、ほかのことはともかくとして、踏切の件で、町長、10億円かかったり、うちをどかしたりと言うけれども、もっと簡単に安全対策をとれば、本当に動く気になれば動くのだと思うのです。だから、もう一回、秩父鉄道とは運命共同体で、この長瀞町、秩父鉄道と運命共同体だと言っているのだから、本当に長瀞へ来る観光客が安全にあそこを渡ったりなんだりできるように、早急にどういうことができるか、できることから少しずつやらなかったら、今言うように一遍に10億円といったら、秩父鉄道もそれは足踏みしてしまうでしょう。違うことでも何でも、安全対策を一歩一歩進めるようにやるように言ってください。それが１個。

それから、ながとろ苑については、今言うようにうまくいっていれば、町長はうまくいっているかもしれないのだけれども、きのうの議会が始まる寸前に、この29床に対して長瀞町が知っているのですかと聞いたら、まだわかっていないのです。お金を出したりなんだり、債務保証をしている割には、29床入るというのは、最初の計画でいえば８月ごろにはできる予定だったのでしょう。それが、今ここへ来ても、まだだれが入るかも長瀞町はわかっていません。ながとろ苑はわかって、もうみんなに通知していると思います。その程度なのです。だから、私から言わせればうまくいっているとは思っていない、そういうことでどうですか。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　関口議員さんのながとろ苑の増床に伴う入所の件でございますが、７月末で建物のほうはできまして、８月中に中の整備をさせていただいて、９月１日からオープンという予定だったのですけれども、職員の体制が整わないということで、介護職が何としても全体的に不足しておりまして、ハローワークにお願いしたり、広報で出したり、いろいろな方法で職員を確保しているわけなのですけれども、整わないものですから、10月１日から入所させるというふうにながとろ苑のほうからは聞いております。町のほうとしましても、できるだけ早くということでお願いはしておりますけれども、規定の職員が整わないのに利用者を入所させるというわけにはいかないので、ながとろ苑のほうでも採用を積極的にやっていただいて、10月からは入所させたいということで準備を進めているところでございます。

以上です。

〔「議長、今のでちょっといいかい」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　関連して、町長、今課長が答えたように、そういう介護のスタッフが足りないという状況で計画が延びるのだというのは私も聞いて知っています。町長に最後に言いたいのが、さっきの天下りだという話ししましたけれども、ながとろ苑の中でそういういろいろな、スタッフでも何でもそうな

のだけれども、次のものをつくっていく体制がとれていないのです。だから、施設長、長瀞町役場から１人くれない、そういうのなのです。だから、そっちで人材をどんどんつくっていけという話ししていかなかったら、これまた今度、だれか１人、ながとろ苑の施設長に２年後、だれがいいかさなんていってやっていれば、また天下りと見られます。だから、スタッフを、ながとろ苑の中で本当に、私、中篠さんが行くときに質問しましたよね。あそこへ入っている人のサービスがよくなるか、全然素人が行って大丈夫なのかいというの。だから、向こうのスタッフでそういうものをどんどん、どんどんつくるように言わなければ、これは経営の問題です。うちでトラックを買ったのはいいけれども、運転手がいないのと同じなので、そういう指導をしていかなかったらまずいと、私はこれを発言して、町長、どういうふうに答えるかわからないけれども、終わりにしたいと思いますので、お願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　そういう問題も加味して、福祉だとかそういうことについて長い間経験をしていた近藤さんをということに、向こうの希望とこちらの人、本当は出したくなかったという思いがあります。しかし、施設のことにつきましても非常に大変な状況であるということでありまして、任期が来た、そのときに前の理事はほとんど、半分ぐらいやめたわけです。そういう中で、施設長を長瀞町の経験者から出してほしいということに対して、こっちがこたえるというのは筋が違っているとは全く思いません。当然のことをやって、長瀞町とながとろ苑が協力体制がとれる第一歩であれば喜んで出したいという思いがありました。それで、一番経験のある近藤さんにお話を申し上げたところ、お世話になりますというお話なのです。

今、介護士の問題を浅見課長のほうから申し上げましたとおり、今どこでも非常に仕事がきつくて給料が安いというのです。私は細かいことについてはわかりません。ただ、そういう状況で、介護士のなり手がいないという状況で苦慮しているというのはながとろ苑も同じなのだと思うのです。ですから、１カ月延びたというのは、その１カ月の間に介護士を見つけたり、募集したり、そういうことをやる期間が１カ月延びたということは、まことに我々とすれば、もっと前から準備をしていただければよかったなというふうに思いますが、これもやっぱりやむを得ないことで、私たちもこのことについては、この後、あそこが満床になったときに一度見せていただいて、こういう議会からのご質問がありましたというお話を申し上げて、みんなの意見もそうだよというお話を申し上げて、参考にしてこれからの運営に資していただきたいというふうにお願いをするつもりであります。１カ月間あけるというのはある意味で非常に大きなマイナスになるわけですから、その辺についてはしっかりやるようにお願いいたします。

ただ、そういう状況があるという事実、それからそれに対応できなかったという、それで、では上の幹部を今ながとろ苑の中から育てるというような状況になっていないというふうに私は見ています。下から、そういうスタッフがそろっていません。ですから、これは今度の近藤施設長の大きな仕事だというふうに思っています。そういうことから考えると、彼の責任は非常に重いなと思いますが、しっかりやっていただくようにこちらからも、町から出た人間ですから、督励をしていきたい。天下りだということは全く考えておりませんで、そういうことになると私たちもこれはまずかったかなというふうに思わなくてはいけないのかなと思いますが、私たちは天下りという発想で近藤さんを向こうに送ったわけではございませんので、それだけははっきり申し上げておきます。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

７番、大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、本体からお願いをしたいと思いますけれども、不納欠損額、今年度は大分多いです。昨年度に比べると、昨年度は159万ですか、今年度は853万2,197円ということで随分多いのです。特に固定資産税が多いようですけれども、今年度どういう形でこれほどの固定資産税の不納欠損が出たのか、また今後、20年以降はどのような動向でいくのかお伺いをしたいと思います。

それから、41ページの広報紙発行事務委託料ですけれども、これも本当に毎回私も言わせていただいていますけれども、私が議員になりましたときには540万ぐらい使っていましたけれども、最近は本当にどんどん、年々減っています。今年度は128万6,600円ということですけれども、これまた間違えました。失礼いたしました。今年度は幾らでしたか。ちょっと見てみないとわからないな。

いずれにいたしましても、この広報紙につきまして、行政改革委員会の中で、広報紙ですとかそういうものに広告を出したほうがいいのではないかというお話が出ました。「くらしのメモ」に１度か２度出たような気がしますけれども、それ以降、最近は出ていないような気がするのです。何か、それは又聞きですのでわかりませんけれども、もし出すというようだったらば、私の店では出してもいいですよというような人がいらっしゃるという話を私も伺っています。封筒を全部、私のほうで引き受けてもいいですよというようなお話を聞いているのですけれども、何か余り、いろいろな支障が、差しさわりがあるのでしょうか、行政改革委員会の中では結構出たのですけれども、なかなかこれが実現しない。そういった中で、減るのは減っているので、いいのですけれども、177万9,120円です。失礼いたしました。

それで、あと死亡欄、出生と死亡が長瀞町は載っていないわけですけれども、生まれた方についてはどうでもいいのですけれども、亡くなった方については、この広報を見て、ああ、この人が亡くなったのだというので慌てて行ったというようなことが昔はあったけれども、今は出してくれないので、本当に知らないでいて、１年もたってから亡くなったのを聞いて慌てて伺ったとかというようなお話が時々出ます。皆野町の例をお聞きいたしましたらば、亡くなった時点で遺族の者に出してもいいですかというような通知が来まして、いいですよということになると載せるし、載せていただいては困りますというものに対しては載せていないというようなことですけれども、そういう形でも何でも結構ですから、ぜひ載せていただきたいと思うのです。結構、町民からこれは要望が来ています。これで幾らか、若干経費がかかるのであっても、昔から比べたら非常に少なくなっているのですから、そのくらいのものは載せてもいいと思うのですけれども、このところをお伺いしたいと思います。

それから、79ページの観光案内所の業務委託料190万5,316円ですか、これにつきまして、金額云々ではなくて、毎回議会の中でも出てきますけれども、観光協会の事務局が役場の中にあるということで、ここに勤めていらっしゃる方たちからの話ですとか、あとこれはシルバー人材センターのほうに委託をしていらっしゃるのだと思うのですけれども、そちらのほうからのお話を伺うのですけれども、観光協会と町の観光事務局との連携がなかなかうまくいっていない、それによって業務に支障が出ることもあるというようなお話を伺っています。そこのところの連携を密にしていただかないと、私たち働く者にとっては非常にやりづらいというお話も伺っていますので、今後改善すべきところは改善するべきだと思いますけれども、これについてお伺いをしたいと思います。

それから、79ページの観光階段で、設計委託料が225万で補正のときに出ました。今回の決算を見ましたらば183万2,250円、結構差額が出ていますけれども、これは測量を町でやったのでしょうか。あのときに、２番議員さんのほうから、リースであるのだから、測量ぐらいは町でやれというようなご指摘をいた

だいたと思うのですけれども、この差額は職員がやったがためにこれだけ出たのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、観光階段につきましては、補正の当時のときに、町長からいずれは町道にしたいというようなお話も伺っていますけれども、その後、そのお話は進んでいるのでしょうか。その点を伺いたいと思います。

それから、同じ79ページの岩畳観光トイレの建築工事設計監理154万3,500円、これは設計は105万ということでありましたけれども、19年度の決算のときにはまだ監理をする状態ではなかったと思うのです。まだ、４月あたりから使い始めたのだと思いますので、監理というのがちょっと納得がいかないのですけれども、これはどういう監理なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、続きまして、行政報告書のほうで19ページの主要工事について、これは一覧表で出していただいてありますけれども、これは落札額ですべて施行されたのかどうか、追加の料金はなかったのかお伺いしたいと思います。

続きまして、23ページの婚姻の、結婚された方が105組あったということですけれども、それに対して離婚が30組ですか、大分、長瀞町は非常に多いと思うのです。よその町がどうなのかなというのがもしわかりましたらば、他町村と比べて、よそでもこれほど離婚率が高いのかなという思いがありますので、ちょっとわかりましたらばこれをご回答いただきたいと思います。

それから、24ページの外国人登録者ですけれども、どこの国の人たちが長瀞町に在住していらっしゃるのか、これをお伺いしたいと思います。

続きまして、28ページのシルバー人材センターにつきまして、送迎業務というのがあります。これにつきまして、福祉有償運送業務というのと送迎業務というのがあるわけですけれども、今、長瀞町でタクシーが１台しかないのだそうです。それで、ちょっと使いたいというときになかなかタクシーを頼めないという状況の中で、それでは、シルバーのほうでやっているから、シルバーさんのほうにでもお願いすればという話をしましたらば、シルバーさんのほうも大体決まった方が利用していて、予約をしてしまうので、これも使えないというようなお話を伺っています。それで、先ほどシルバーの話が出ましたけれども、民を圧迫しないようにというお話ですけれども、こういった部分に対しては民が、１台しかないということは、経営がうまくいかないので１台になったのでしょうから、ぜひシルバーさんのほうでふやすなりしていただければ町の人たちも助かるのではないかと思っています。この点をちょっとお伺いしたいと思います。車がどのくらいの台数があるのか、幾人ぐらいの人がかかわっているのかがわかりましたらばお伺いしたいと思います。

それから、32ページの緊急通報システム、これは現在何台あるのでしょうか。その中で空き待ちがいるのか、足りているのかをお伺いしたいと思います。

続きまして、39ページの首都圏自然歩道維持管理事業ですけれども、毎年これだけのお金をいただいているようですけれども、これには関東ふれあいの道は入っているのでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、41ページの食生活改善推進員協議会で、班員が28名で、43回事業を行って、延べ参加人数が198人ということですけれども、単純計算をいたしましたところ、１回の参加者が５人以下です。食の安全ということが今非常に叫ばれる中で、非常に大事な協議会ではないかと思うのです。それがこのようなことでいいのかなということを非常に、ちょっとＰＲ不足ではないのかなと思うのです。もっともっとこ

の協議会の委員さんをふやして、食の安全をＰＲしていただければなと思うのですけれども、今後どのように考えているのかお伺いをいたします。

それから最後に、救急車の、全国的に言われていますけれども、タクシーがわりに使うということで、非常に困っているということがよく報道されておりますけれども、長瀞町でもタクシーがわり、そういうことを言っては失礼ですけれども、そういうような事例といいますか、そういうような使い方をされている方が実際いるのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　大澤議員のご質問にお答えします。

まず、固定資産税の不納欠損の内訳をちょっとお話しさせていただきます。全体で固定資産税のほうが、滞納処分の執行停止、即時消滅というのを行いまして、これが596万8,140円、ちょっとその中に、１人の方で企業を２つ持っていた、その方が448万7,000円ありまして、この方はどういうことになったかといいますと、まずこの方、その前にうちのほうで調査等をいたしましたが、平成16年に亡くなったので、相続人を調査しまして、そうしたら、相続人11人が全員相続放棄ということで、その残っていた財産がありますので、相続財産管理人というのができるわけなのですけれども、その弁護士の方にお話ししたところ、この方は共同担保目録で５億8,000万円ほど借金がございまして、とても町までにはいかないということでございました。それで、以前から、14年から秩父市の納税課のほうとも調整しまして、この方の財産とか貯金、どういうぐあいかということを見ましてしたものが１件でございます。

もう一件は、またこれも事業所なのですけれども、これは県外のほうのもう既に倒産している事業所でございましたが、一応、これについても同じ債権者ということで、秩父市のほうといろいろ持っていたのですけれども、秩父市のほうでゴルフ場の会員権等を差し押さえしていたのですけれども、このゴルフ場の会員権も、ゴルフ場が倒産しまして、一切もう何もないということなので、秩父市のほうの滞納額が9,000万ほどあったそうでありますけれども、これを19年度で秩父市のほうで不納欠損したことに伴いまして、うちのほうも１号停止ということで一応かけてみましたが、もう一切何もとれるものがないということで、今回、即時消滅という形でお世話になって、金額的に596万8,000円という大きな金額になったと思います。

それと３番目に、個人の方で、町外の方で165万円ほど滞納されている方がおりまして、この方についても、転出、転出、繰り返していまして、それでうちのほうで交付要求ということで、平成６年から中断はかけているのですけれども、その後、それが競売になりまして、財産が全くなくなりまして、その方も一応うちのほうで交渉をかけたのですけれども、この方も亡くなってしまいまして、亡くなったので、今度は娘さんということなのですけれども、この方は、２回ほど結婚なされていまして、そうすると、前の先妻の関係と次の関係の中で、その中の子供のほうを当たらなくてはということで、まず子供のほうを当たりまして、２番目のほうの子供のほうは相続放棄をかけましたので、今度は第３相続人のほうを、今度は兄弟のほうを当たりましたら、結構もう亡くなっていたのです。それで、40人ばかり調査をかけて一応やっていたのですけれども、どうしても時期的なもので、一応処分停止をかけられればよかったのですけれども、ちょっと時期的に間に合わないということで、これについては時効が成立したものでございます。

これがほとんど主なものなので、実際のところ、もう財産が一切なくて、亡くなってしまって、もう実際とるものがないということでこういう金額が大きくなったのだと思います。今後についても、こういう

ことが余りないように、調査するのですけれども、亡くなってしまって、財産も処分されてしまうとこういうことになってしまうのです。だから、ただ何もしなくてそういうことは一切ございませんので、追うところは最後まで追いますので、その辺のところよろしくお願いします。

今後につきましては、20年度につきましては、確かに滞納対策も大変必要なのでございますが、徴収率を上げるということがまず滞納を減らすということなので、いろいろな、納付場所の多様化を考えてみたり、皆さんがまた、お金がかかることなのですけれども、コンビニ納付なんかも幾らか考えておることはおるのでございますが、そういうことで利便性に取り組んで、少しでも滞納がないように向上していきたいと思います。

それと、あともう一件、先ほどからちょっと今後の滞納金額について、一応うちのほうで一番問題にされた方が700万円ほど入れてもらいましたので、約束ができていますので、今後についてはある程度の金額が入ってくるので、この滞納金額は減っていくと思いますので、その辺のところよろしくお願いします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、広報紙についての質問にお答えいたします。

広報紙への広告料は、平成19年度から「くらしのメモ」に広告を掲載するようにいたしました。１件ございまして、その後は募集はしておりますけれども、希望がございません。

それから、広報紙への死亡者の掲載ということでございますが、これは前回の決算の議会でも回答させていただいたと思います。実際に広報紙に掲載する場合には、翌々月以降の広報に掲載するような状況になりますので、果たしてそれでというのもありますし、最近は葬斎場で式を行う場合も多くて、国道等に看板等が掲出されるので、そういうことでかなり亡くなられた方のあれを周知されるのかなというような感じもあります。これを仮に広報紙に掲載するとなると、家族の確認をとる必要があるため、かなり人数が減るような状況になって、果たしてそういうものでどうなのかというような部分もありますし、一たんやめた掲載をまた再開するという場合、掲載の必要性というのを説明するのがなかなか難しいという部分があるような気がいたします。

それから、行政報告書の19ページの主要工事の落札額ということでございますが、これにつきましてはそれぞれの入札をした際の落札額でございます。これに基づいて契約はされたと思います。

それから、救急車につきまして、出動報告が長瀞分署のほうから総務課のほうへ提出されますけれども、その報告書の中では個人的な事情で使ったかどうかというところまではわからない状況でございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　大澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、23ページの婚姻の、離婚の数が多いようだがというお話ですが、申しわけございませんが、他町との比較の資料をちょっと持っておりませんで、昨年度としますと、婚姻は14件減り、それから離婚は３件ふえております。年々ちょっと離婚のほうもふえているようなのですが、全体的に同じようではないかと思います。また改めまして、ほかの町村のほうを調べさせていただいてお話しさせていただきますが、こちらのほうは長瀞に住所があるということだけではなくて、本籍があって届け出もということになっておりますので、また調べましてご報告させていただきます。

それから、次の25ページの外国人はどこの国籍のお話ですが、これも詳しいのをちょっと持っておりま

せんで、申しわけありません。ただ、長瀞町には、外国から日本に来たときの普通の住まいとは別に研修施設が町内にありまして、横浜で登録されてすぐこちらに来るようなところがございます。これは企業がその研修施設を持っておりまして、企業といいましても、人材をあっせんするような企業なのですけれども、フィリピンやベトナム、それから中国などから20代、30代の方が、多いときには一度に15人とか十七、八人、少ないときでも七、八人いらっしゃいます。それで、日常生活の仕方とか買い物の仕方とか、研修されて、それから全国の企業に散っているようなこともありますので、そちらとこちらは関係する部分もありますし、そうでないところもありますので、改めまして調べさせていただきます。

それから、28ページのシルバーの送迎業務の福祉有償運送の関係かと思うのですけれども、これを使える方は限られておりまして、身体障害者手帳を持っている方と介護保険の要介護認定を受けた方というふうに限らせていただいております。車の台数は２台で、シルバーのほうとしては、運転手として登録は五、六人だと思いますが、実際に動いているのはやはり２人でやってもらっております。

それから、９月１日現在の登録者数ですけれども、年々ふえておりまして、53人おります。その方たちが病院に行ったり、ちょっとした買い物、長瀞周辺の出かけるときの足として使わせていただいております。これは、基本的にタクシーの半額程度ということになっておりますので、余り高くしてしまうといけないことになっております。ですから、逆に今、シルバーとしては、ガソリン代、燃料費も上がってきておりますので、かなり厳しくなっております。シルバーでやっているのは埼玉県で、多分今でもまだシルバーだけで、ほかのところは福祉の関係の、社協ですとか身体障害者の施設ですとか、そういうところでやっているのがほとんどで、町ではシルバーではほんのわずかでも利益が出るように考えてはいるのですけれども、半分以下ということにもなっていますし、今ちょっと赤字に近くなって、本当に福祉的にやっていただいている状況ですので、利用者も当然限られてきますので、民間のほうをそれこそ圧迫しないようには、もともとそういうふうに制限がされております。

それから、32ページの緊急通報システムの関係ですが、契約台数88台ありまして、今現在72台が設置をされております。多少あきが出ておりますので、要件に該当しまして、見守りの必要な方、ひとり暮らしの老人の方とかで必要な方がおりましたら、担当の方に話していただければ設置のほうはできるかと思いますので、よろしくお願いします。

それから、41ページの食改の関係でございますが、43回で198人の関係でございますが、この43回には、講習会のように人をいっぱい集めてということだけではなくて、ほかの役員会なども入っているかと思いますが、それにいたしましてもちょっと、班員数も昨年に比べまして５人少なくなっておりましたり、参加者数も延べでこのくらいの人数ですので、やっぱりうちのほうでも、また改めまして会員の増強、それからいろんな事業に対しての参加を呼びかけていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　大澤議員さんの質問にお答えいたします。

まず、観光案内所の業務の関係でございますが、観光案内所の職員と町の職員で連携をとっているかというふうなご質問でございますが、これにつきましては、観光協会のほうへ委託して観光案内所を運営しておりまして、シルバー人材センターのほうから職員の派遣を受けて、日中１人、業務に携わっているわけでございますが、地域整備観光課の観光担当のほうの職員と、観光担当がおるわけですけれども、あそこのところにはモニュメント等もございまして、あちらのほうに行く機会もかなり多くなっておりますの

で、そういったときにそちらのほうに寄りまして、観光の情報の交換とか、観光情報の関係については適宜対応しているというふうな状況でやっております。まだまだ情報の流れが悪いということでございますので、さらに一層その辺がうまくスムーズになるようにしていきたいというふうに思っておるところでございます。

それと、観光階段の設計の関係でございますが、観光階段の設計につきましては、９月の台風で破損をしまして、急遽、あそこのところに観光階段を復旧するという形で設計のほうを行ったわけでございますけれども、観光階段のある位置がああいう自然公園の特別地域、文化財の名勝天然記念物、それと河川区域というふうなこともありまして、なかなか技術的に難しい面があるというふうなことで、あそこの設計につきましては専門の測量設計業者のほうに委託を出しておりまして、その費用がこの決算書に書かれております183万2,250円と、そういう金額でございます。こちらは南建設のほうに委託をしてございます。

それと、観光階段がそのまま町道にならないかというようなご質問でございますけれども、観光階段のある位置自体が民地でございまして、観光階段の上に道がすりついていますが、銀座通り商店街から入ってきまして、それから大正館のほうに曲がっていくところが町道に認定されていますので、階段と直接はつながっていない形にはなっております。町道となりますとなかなか、民地という制約とかいろんな関係が出てきますので、観光施設という形で観光階段という名称で整備をさせていただいたものでございますので、よろしくお願いをいたします。

それと、岩畳の観光トイレの設計監理の関係でございますけれども、設計監理につきましては、まず設計金額についてでございますが、設計金額が105万円でございます。監理委託のほうが49万3,500円でございまして、この金額につきましては、工事を施工するに当たりまして、工事を監理する業務が必要だということで、工事を監理する業務の費用として先ほど申し上げました金額を、ここでいいますと山利建設技術が設計と監理業務をしておりますけれども、そちらのほうにお願いをしたものでございまして、その金額を支出したということでございます。

それと、首都圏歩道のご質問があったかと思いますけれども、首都圏歩道につきましては、ちょっと私の記憶ですと、関東ふれあいの道と同じ経路というふうに記憶をしてございます。ですから、同じ道ではないかというふうに思いますけれども、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　７番、大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　いろいろご回答いただきまして、ありがとうございました。

総務課長から死亡の掲示板が出るからというお話でしたけれども、結構、長瀞町もひとり暮らしが多くなりまして、よそになかなか出ないという方もいるのです。自分のうちの周りにそういう立て看板が出れば当然わかりますけれども、出なくてそういうものを見ないということも結構あるわけです。そういった中で、先ほど申し上げましたように、皆野町では、出してもいいですかという形で、亡くなるとすぐはがきが来ます。実際、私の兄が亡くなりましたので、そういう経験をしているわけですけれども、本当に亡くなるとすぐ、お葬式をして１週間ぐらいで本当に来るのですけれども、そういう形で、出してもよいか、不都合を生じるというような方は出さないでくださいということで来るわけですけれども、２カ月たってもいいのです。もし葬式の場合には、看板は当日までですぐ外されてしまうわけですから、あとはもう全然わからないわけですから、ですので、２カ月後でも私はいいと思うのです。荒川村あたりは、人が亡くなるとすぐ通報システムで流すのです。いつ幾日にどなたが亡くなりました、お葬式はどこでやりますと

いうことを、そういうところもあるわけです。そういうところで、長瀞町は不親切ではないかという、町民からたびたびそういう声を聞いていますので、ぜひこれは、ご検討だと検討ですので、実施をしていただきたいと思います。お願いをしておきます。

それと、ちょっと順が不同になるかもしれませんけれども、関東ふれあいの道、葉原峠ですか、長瀞分は非常にいい道なのです。寄居のほうに行くともう全然だめなわけです。寄居町と連携がとれないかなと思うのです。あの道を寄居町にお願いをしてよくすれば、ツツジのときもあれほどの渋滞はしないと思うのです。あちらに通り抜けが、何としてもあちらが悪いので、通り抜けを皆さんがちゅうちょするわけですから。そういった点で、寄居町とぜひ連携をとって、あそこは多分関東ふれあいの道になっているのではないかと思うのですけれども、そういったところで国なり県なりに要望をして、ぜひあの道はよくしていただければと思っています。長瀞町の観光にとっても重要なところですので、ぜひこれはやっていただきたいと思っています。

それと、観光案内所の話、これからスムーズになるようにしていきたいというお話ですけれども、あそこに、案内所にしてみますと、どちらが主体なのかなという、非常に、ちょっとわからない部分でどこに連絡をしたらいいのかなという。日曜日あたりですと役場は休みですし、土日が一番忙しいときですし、そういった部分で非常に困るというお話も聞いております。観光協会がちゃんとしたものがあれば、そこにお願いすればいいわけですけれども、役場の中にあるということで、日曜、祭日はお休みということですので、非常にそこで困る部分があるというお話を伺っていますので、ここのところをどういうふうにしていくか、今後話し合いをしていただければと思います。案内をするのに支障があるようでは、長瀞の観光のイメージが非常にダウンするわけですので、お願いをしたいと思います。

それから、岩畳観光トイレの監理料ですけれども、これを落札した方は一人大工なものですから、監理料というのが私は非常に納得がいかなかったわけですけれども、そういうシステムになっているということですので、一人大工であっても、どなたかそういう監理者をつけたということなのでしょう。そういうことだと思いますので、そんなところで、これはそれで納得をしたいと思います。

あとはまた、婚姻ですとか外国人登録につきましては、課長さんが後でお話をしていただけるということですので、私の質問はこれでおしまいにいたします。ありがとうございました。

○議長（大島瑠美子君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後２時３０分

再開　午後２時４５分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

野原武夫君。

○５番（野原武夫君）　大分時間が迫っておるので、ゆっくりやるということではなくて、皆さんに関心を持たれるようにやりたいと思います。もううるさいからやめろと言われないように。

それでは、まず最初に、教育部門における主要施策、この件についてちょっと聞きます。57ページの10番、国際理解教育事業のために幼稚園と保育園に18万ずつ金が出ておるわけですけれども、国際理解教育とい

うのは何を言っているのか、ただ英語をしゃべれればいいのかとか、あるいはディス・イズ・ア・ペンまでやるとか、国際語は英語だけではなくて、むしろ人口からいくとスペインのほうが多いのです。しかし、英語に集中するというのはちょっと間違いではないかと、それが国際教育というような感覚でしたらば、これはちょっと違うのではないかと思うのです。いずれにしましても、保育園と幼稚園というのはちょっと年齢差がありまして、同じ金額でこういった教育を実施するという意味ではちょっと内容がわからないので、ちょっとこの内容について、どういう教育を実施するのかお聞きしたい。

２番目に、次ページの58ページの３番、教職員の資質の向上ということがあります。これは先生方にもう少し資質を上げてもらいたいということなのでしょうけれども、本質的には先生方から上がっていった管理者になった人たち、この方々が大分で大変まずいことをやっている。需要と供給があるからそういうことが起きたという話もありますけれども、当埼玉県においてこういう問題がなかったかどうか、これは当然あったと思います。実は、私の親戚がそういう関係にいて、県の教育指導課におりました。非常に多くの校長先生になりたい人から貢ぎ物があったという話を聞いております。こういうことでありますから、現在の管理者たちが実際にそういったことをしないで管理者になったかどうか、そして一般の先生方から非難を受けるような立場にないかどうか、この辺をしっかりしなければ、実際に管理者たちが教育をするなんて立場ではないので、基本的に教育の立場がしっかりしなければいけない。当長瀞ではその問題はどうかということに入ってくるわけですけれども、これは難しいことで、個人的に町長に質問することではないので、あくまで教育委員会のほうにお願いしたい。そういう意味で……

〔「それは教育長じゃないよ、人事権が」と言う人あり〕

○５番（野原武夫君）　教育長が人事権ではないの。管理者たちが先生たちに対してこういった教育指導、資質向上する立場にあるかどうかということなの。だから、こういうことを期待するのは間違いではないかなとも思うのです。そういうことで、資質の向上を教育委員会が本気になって考えるには相当大きな問題があるのではないかなというふうに思います。

続いて、同じく教育委員会の問題ですけれども、新井家の状況なのです。現在、新井家の前に管理棟として資料室がありますけれども、この資料室はどういう立場で使われておるのかということなのですけれども、実は相当な人件費をかけて運営されておるのですけれども、ここにある１万1,317人に対して入場料が218万、これは給料は当然足らないどころではなくて、管理棟の経費にも足りない。これはコストの問題を言うわけではないのですけれども、あくまで金をかけるほうの立場からすると、もう少しこの新井家あるいは資料室を開放的に、あるいは多くの人に入れるような状況にしてもらったらどうか。ただ黙って眺めて、これだけ入りましたでは済まないので、もう少し、新井家なんて入りたくない人がいっぱいいるので、というのは200円では高いという話が多いのです。花の里を見に来て、向こうへ行けば、こっちへ入った後、100円で入れますよというと相当の人が行くのです。この事実というのは、100円なら行きますよという意思表示だと思うのです。そういう意味では、皆さんに多く見てもらうためにある設備ですから、その辺の入場料も含めて考えていただきたい。

それと同時に、今の資料室だから使ってはいけないよなんていう問題ではなくて、大いに開放していただいて使っていただきたい。実は今度、「つばさ」というものが来るので、12月に今やっている「篤姫」の展示会といいますか、それをやってくれるというので、一番いいなと思ったのだけれども、実はあそこは使えませんよという話が来ている。そういうことで縛られると、いろんな意味で使えないのでは、あるいはおもしろくないのではということであったのでは困るので、内容的に広く範囲を考えてもらって生か

してもらいたいというふうに思っています。教育委員会だけに限定しましたけれども、別に教育委員会をいじめるために言っているのではなくて、実際に我々はそういったものも含めて何とか長瀞町の経済効果を上げたいということでお願いしたわけです。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　それでは、ご質問にご回答いたします。

まず初めに、国際理解教育の内容についてということですが、一律で町内にあります幼稚園、保育園４園に対しまして補助金を交付しております。平成14年か15年ごろから始まった事業でございます。それぞれ園の特徴を生かした事業、一律ではなくやっていただいております。長瀞幼稚園、かやの木幼稚園、高砂保育園等は、民間の外国人の派遣会社からの派遣による事業をやっております。また、たけのこ保育園につきましては、近隣に在住の外国人の方に、その出身地の郷土料理だとか遊びだとか、そういったのを園の中で取り入れていただいて実施しているようです。今申し上げましたように、それぞれの園で行っております国際感覚を身につける事業に対して町から補助を出すという事業でございます。ですので、全体の事業費は大変高額になっているようですが、その一部を補助させていただいております。

２つ目、大変昨今、新聞紙上をにぎわしております大分県等の不祥事、私も関心を持って聞いておりますが、また昨日あたりはトップのほうが逮捕されたというようなニュースがありました。よもや埼玉県ではそのようなことはないと信じております。また、新聞報道によれば、事前に合否の決定の問い合わせは、かつてそういうことはあったなどという記事は私も見ておりますが、それから及びまして、ご質問の内容は、現在の長瀞町の管理職の人たちが一般教員を指導する立場にあるのかというご質問ですが、現在の長瀞町管内の小中学校管理職につきましては、大変それぞれ優秀な方に来ていただいておりまして、そのもとで長瀞町教育の振興に大変ご尽力いただいておりますので、指導力のある方に来ていただいていると信じております。実際にそうです。

ここの行政報告書に書いてあります教職員の資質向上についてのプログラムですけれども、３校あります全教職員を対象にしまして、毎年テーマを決めまして、２回、研修会を夏季休業中に実施しております。その講師にはいろいろな方にお願いしてございます。今言いました教職員仲間で、そういった指導的立場にある教育センターというのがありますが、そこの指導主事の先生であったり、大学の教授であったり、あるいは民間で不登校対策にご尽力いただいている元文部省に関係していた方だとか、いろいろな方に指導者になっていただいて研修会は実施しているところです。参加した先生方には必ずアンケートをとっておりますが、皆さん大変いい研修になったという感想をいただいております。

３つ目、資料館の利用でよろしいでしたか。順不同になりますが、まず「篤姫」の展示会をしたいという申し入れ、私どものところまで届いていないので、今教育長とも言っていましたけれども、そういうお話があるのでしたら、できるものはやる、できないものは無理なのですが、不可能では、今思っても、場所を見ていただいて、ただ、スペースが今現在きちきちですので、どのような展示になるのかわかりませんけれども、可能であればいいかと思いますが、また篤姫展は役場庁舎のほうでやるようなお話も聞いていますので、それならばより多くの皆さんが、日々町民が来ておるところですので、よろしいかなとも思います。

それと、入館についてのお話でしたが、行政報告書でご案内したとおりです。秩父管内にもいろいろ資料館等ございますが、聞くところによると、数字で示せないので、申しわけないのですが、旧新井家住宅

並びに資料館は入館者の多いほうの資料館ということになっております。人件費も出ないではないかという、それはそうで、営利を目的とした施設ではございませんので、その辺は無理かなと思っておりますが、現在１人の職員で頑張っておるところでございます。

以上でご回答にかえさせていただきます。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　野原議員のご質問で１つ、外国人の幼稚園に対する、これは私が提案をして補助金を出すようにしていただいた事業でありまして、私は幼稚園の運動会に必ず行くことにしています。その年の秋の運動会に行って、４つのところで褒められたというのは初めてなのです。それで、非常に外国人との触れ合いが少ない、私もそういうふうに思って、外人が来ると避けて通るような時代の人間でしたから、そういう意味も含めて外人との接触、言葉を覚えるとか教えるとかということよりも、触れ合いといいますか、そういうものを中心とした、外国語の教育も含めたということを考えました。それをご提案申し上げて、教育委員会のほうで予算を組んでもらってやりましたら、４つの幼稚園にみんな行ったら、全部、あれはよかったですねと、初めて褒められてうれしかったなという思いがあります。そういうことで、特別、教育自体を中心として、私自体はです、園はそれぞれに力というか、考え方は別々でいいと思いますと、ただ、外人との触れ合い、それからいろんな外国のことを教えてもらうとか、そういうようなことをやるための費用として予算を組んで、目の色の違う人をお招きしてご指導いただくということが基本で、国際理解教育ですか、これは始めました。そういうことなので、いろんなご意見があると思いますが、今のところ続いているわけでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　野原武夫君。

○５番（野原武夫君）　適切なご返答ありがとうございました。

先ほどの中で一番気にしていたのは、今の管理者が大丈夫かという問題なので、これは全国的に言える問題なのだけれども、長瀞の議員の一人がそういうことを心配しているよということをぜひお伝えいただきたい。これは裏があるということは私も相当知っているのですけれども、しかし、具体的にどうこうと言うと、埼玉県じゅう大騒ぎになってくるので言えないけれども、そのことについてはやっぱり長瀞町も気にしているということだけはお伝え願いたい。

そんなことで、先ほどの「篤姫」の問題については、具体的に決まったわけではないのだけれども、そういうことでも使えるかということなのでありまして、できればできるだけ多くのことに、今の資料室はもう飽きてしまっているのです、同じものがずっと置いてあるので。だから、その辺もひとつ、定期的に何かと変えてみるとか、お客を呼ぶ方法、100円にしても100円の価値があるのでなければ困るので、そういうことでもって勉強してください。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　時間が大分少なくて、余り物を言うなという話ですが、一言言わせてもらいます。

決算書の歳入で不納欠損処理を853万2,000円、0.87％ぐらいですけれども、やりましたよということなのですが、このことは先ほど大澤さんが言いましたが、この後に収入未済額１億2,184万1,002円ですか、そういうふうに書いてありますが、今現在では、この収入未済額がいずれは不納欠損に陥っていく金額だと私は思います。ですから、これを先ほどの答弁を聞いていますと、死んでしまいました、どこかへ行ってしまいました、わからなくなってしまいましたで終わりになってしまっているのです。聞いていると、

年月が５年より非常に前ですよね。ですから、もっと早くきちっと追いかけていればこれが防げるのではないですかということをお聞きいたします。だから、この収入未済額の中には、あと半分ぐらいはもらえなくなってしまうのがあるのだよというふうな推測ができるのではないですか。その辺のことをお知らせください。

それからもう一つは、衛生部門で、皆野・長瀞水道企業団と樋口簡易水道統合に伴う施設整備のために4,000万円負担しましたと言っているわけですが、これはいつまで続くのですか。それがなくなれば、上の4,000万円があったとしても前と半分ぐらい違いますよと。次の下に書いている宮沢簡水のやつは、これはたしか５年ぐらいで終わるのですよね。ですから、この4,000万円はあといつまで続くのですか。

それから、同じ37ページの、シルバーさんにお願いして200万円払って、約７トンのごみを掃除したということなのですが、観光客が不燃ごみもそんなに持ってくるのでしょうかねということ。この不燃ごみというやつが何なのでしょうか、これはちょっと教えてください。不燃ごみというのは燃えないごみだといえばそれまでなのですけれども、どんなものでしょうか。観光客がそんなに燃えないようなごみは持ってくるとは思えません。ですから、川に流れてきたものなのか、近所の人が置いていってしまったものだということがうかがえるので。

それからもう一つ、68ページに書いている国民健康保険特別会計の決算状況の中で、歳出のところで共同事業拠出金9,626万1,000円と4,730万7,000円で、前年対比の増減率が103.5と書いているのですが、これは計算が合っているのですか、合っていないのですか。計算が合っているか、合っていないかではなくて、私が言いたいのは、これは明らかに計算を間違えています。これは計算して間違えたでしょう。103.5という数字が出てくるというのはおかしいでしょう。それで、こういう数字をこういうところへ出してくるというのは、仕事をちゃんと一生懸命やっているか、これです、これ。間違った数字をこういうものに書いて出すというのが、仕事何やっているのだいというのだよ。それから、まだこの書いている中に余計な字がくっついているのもある。そういうのをきっちり見て出してください。幾ら町会議員がばかだといったって。いいですか。

以上。

○議長（大島瑠美子君）　税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　村田議員さんのご質問にお答えします。

先ほど来１億2,100万円という形なのですけれども、現在の差し押さえ、徴収、納税誓約等の数字と金額でまずお答えしまして、その他というのがありますので、その辺のことをちょっとお話ししたいと思います。まず、財産差し押さえということで約5,000万円あります。それで、255件差し押さえております。それで、今年度になりまして、この中の財産差し押さえを、町県民税のほうなのですけれども、まずこれを70件、104万3,900円、それと固定資産税についても275万8,365円、138件、それで国保税等についても422万、279件ということで、一応中断というのをかけております。それで、さっきおっしゃられましたとおり、こういうことがなくなったり、逃げられたりということのないように、なるべく早く、その他という欄のほうに納税誓約だとか交渉中のものがありまして、亡くなったのであればなるべく財産を、預金だとか保険だとかなるべく差し押さえできるように、今そういう、ちょっと危ないと言っては失礼ですけれども、そういう人については集中的に差し押さえなりをかけるようにして、こういう金額が亡くなる前に取れるようには努力しております。それと、県税と今協力して、そういう人のところには、当然今まではやらなかったのですけれども、強制執行の形で直接家宅調査も１件、昨年度行いまして、余りにも誠意も

なくて、預金等も全く見つからなくてどうもおかしいというのは、できる限りそういうことで強制徴収等をやっていきたいと思います。

１億2,000万円とふえてしまうので、なかなか金額が、なるべくこの金額が減るように今努力して、先ほども申しましたけれども、今現在町県民税5,000万あるのですけれども、そのうちの700万円を、先ほどお話ししましたけれども、まず納めていただくような、一応話し合いに入れてもらいましたので、今後もある程度、毎月毎月40万円程度は入れてくれるというお話になっていますので、この金額が１億円を切って、なるべく議員の皆さんにお答えできるように努力したいと思います。ちょっと言葉が足りなくて納得いかないような答弁かもしれませんけれども、一応現在わかっている時点のお話をしました。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　村田議員さんのご質問の68ページの国保の関係でございますが、共同事業拠出金、前年に比べまして倍以上ふえております。これは国保連合会のほうに拠出するわけなのですけれども、高額の共同事業拠出金で、医療費が１件で30万以上とか80万以上の２つの共同事業拠出金を合わせまして言っているわけなのですが、県内全部の市町村から一度拠出しまして、それぞれの町村のかかったぐあいに応じてまた交付金として、上にはありますけれども、いただく関係ですが、去年に比べまして倍以上になっているということで、まるきり同じですと100％でゼロなのです。ですから、これがちょうど計算しますと203.5になりまして、100引きますので、103.5というふうな表示になるかと思います。

以上です。

〔「あと１個言わなかったっけ。あと１個言ったでしょう」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、下水道の負担金の関係でございますけれども、皆野・長瀞水道企業団と樋口簡易水道統合に伴う施設整備のための負担金でございますが、これは今資料が細かいものがないものですから、ちょっと記憶で申し上げるわけなのですけれども、ことし5,140万9,000円、こちらを平成20年に支出することになっておりますが、多分これで終了ではないかというふうに思っております。もし間違っているようでしたら、また調べましてご訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと、岩畳の周辺のごみの関係で不燃ごみがかなり多いというご質問でございますけれども、18年度の不燃ごみが6,080キロありまして、ことしが4,050キロということで、全体では2,030キロ、18年度から19年度を比較しますと少なくなってきているわけでございますが、これにつきましては、岩畳清掃と不法投棄等のパトロールで集めたごみ等も入っているようでございますので、そういったものがふえている要因ではないかというふうに思います。シルバー人材センターのほうに委託をしまして、シルバー人材センターのほうで広域のほうに搬入をしていただいておりますので、こういった数字が出てきていると思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　一番最後に今言った岩畳周辺清掃作業という、周辺だから、広いので、不法投棄のものも一緒に入っているのではないかというような言い方ですが、それは非常にあいまいですよね。岩畳周辺というと、せめて川の近くとか、岩畳といったら岩畳なのだから、その辺はきちっとよく精査しておいてください。お金を払って仕事をしてもらうのですから、それはひとつぜひお願いします。

それからもう一つ、計算が間違っているのではないですかと言ったら、１回は203.5で正しいのですよと言って、紙に書くときは103.5と言ったけれども、１つの答えを何で２つになってしまうのですかということ。では、ほかのところはどうなのだと、そこへ書いている欄の数字だって、ほかのやつはどうなのよという話。ですから、203.5と書くのが正しいのだ。計算して書くときはそれが正しい書き方なのです。これを103.5だと言っているのだったら、校長先生に聞いたって、そうだと言う校長先生はいないはずです。いいですか。

それからもう一つ、時によって都合のいい解釈では困るよということ、それで、こういうものを出すときはきちっと精査をして出してください。仕事を本気でやる気があるのかないのかということになるわけ。どこかにあったのだ、字が１個余計くっついているのだ、片仮名が。そういうのを平気で、「ケ」という字がどこかへ入っています。そういうのを出すというのは、行政報告書なんて書いているけれども、この行政報告書が泣きっ面するよ。町長、このことはどう解釈しますか。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　済みません、誤字についてですが、80ページの真ん中ほど、（３）の包括的継続的ケアマネジメント支援業務の表の中、「ケアマネからの相談件数」のところに「ケ」が入っておりまして、こちらでも見落としておりまして大変失礼いたしました。

それから、先ほどの数値の関係ですけれども、こちらは増減率ということになっておりますので、この103.5が入ることになるかと思います。

以上でございます。伸びた分だけということ……

〔「ほかの増減率と比較してみたら、それで合っているのかい。合っていないでしょう。ほかのやつはちゃんと、増減率が2.3とか、３つとか22とか書いてあるけど、そういう見方をしていったときに、増減率といったって、２倍になっているのだから、２倍は200％ですよ。そういうふうに書くのが正しいんだよ。どこでそういう算数を教わってきたんだ、あんたは」と言う人あり〕

○町民福祉課長（浅見初子君）　こういうふうに、伸びた分だけをここに書くようになっているかと思います。

○議長（大島瑠美子君）　暫時休憩。

休憩　午後３時１８分

再開　午後３時２５分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　非常にわかりにくいことを書いてあって、私の頭で計算するとどうしても203.5が正しいような気がするのですが、何か増減率だなんといってごちゃごちゃして、増減率と言われても、これはちょっと私も字引を引いてみないとよくわからないのですが、もうちょっとよく私も勉強させてもらいます。

こんなことで時間を食っては申しわけないので、町長はどう思いますかと言ったけれども、答えはないようで、難しいので答えができないと解釈しまして、私の質問を終わります。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

梅村務君。

○８番（梅村　務君）　４点ばかり、ひとつお願いしたいのですが。

まず、一番最初に、これはやってしまうとややこしくなるから、後ろのほうからやってみましょう。まず、これは65ページ、施設設備というところの、これは給食センターだと思うのですが、厨房機器修繕というのがあるのです。その中に食器洗浄機というのがあります。16万1,000円、整備しているのだろうと思うのですけれども、この食器洗浄機はまだ新しいですよね。ラインでずっと流れていて、それをちょっと覚えていてください。それで、主コンベヤー駆動スプロケット、コンベヤーロット棒、コンベヤーのシャフトだと思うのですけれども、交換修繕となっていますけれども、これはどんなところが故障したのかが１つ。

それから次は、先ほどから岩畳におりるところの工事についてなのですが、私が思うには、確かにこれはちょっと高額だなと思うような気がするのです。前回、あそこがああいうふうに崩れたという原因が何だったのか、私は私なりに現場へ行ってみて、多分こうであろうというふうに感じているのですけれども、その原因がどんなことであるのか、その原因を今回は完全に払拭した、全部取り除いたのかどうかということ、それは参事、お願いします。

それといま一つは、あと２つ、先ほど渡辺さんが質問したのですけれども、ちょっと耳が遠くて説明が聞けなかったので、後から町長がまた話をしていましたけれども、起債の問題です。18年度末が26億、それから平成19年度末で26億9,000万、これには臨時対策債がふえているわけです。それで、私は非常に勉強不足でよくわからないのですけれども、18年度末の10億5,900万円が11億6,800万円になっている、借入額が１億3,900万、償還額が3,230万、当然ふえますね。それで、これは勉強したいと思うのですが、プロに教わりたいので、ひとつ明快に答えてください。ずっとわからないで背負っているのもちょっと寂しいので。

まず、臨時対策債というのは、当時、一応、元利合計の償還については国が持ちますよということで話があった、それで我々は、平成13年度ですか、7,500万ぐらいたしかあったような気がしますけれども、そういう条件でこれをして、先ほど町長が、どうもよく聞いていなかったのだけれども、渡辺さんは多分理解していると思います。

〔「しないよ」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　だって、質問したのでしょう、あなた。

それで、町長が10％ぐらいですかというのは、それはどういう意味だかよくわからなかった。それで、いわゆる財政需要額の交付税算入の中、この需要額の中に全額、基準財政需要額の中にこの償還分がどの程度入っているのか、それの償還率、借り入れに対する、それをちょっとあれしてもらいたい。よくわからないのです。何か、臨時何とかかんとか書いてあるのですけれども、非常にわかりにくいので、その説明をひとつお願いいたします。

それで、ちょっと１分か２分、余談になりますけれども、例えば課長さんは大変だと思うのです。こういういろんな複雑な質問をされて、プロフェッショナルだから、その都度うまくこなしてきたのだろうと思うのですけれども、交付税に対しては交付税専門の職員がいるのです。主幹もいるでしょうし、そうで

ない人もいるでしょうし、だから、もしくはそういう質問が出たときに、そういう人を答弁者として隣に置いておいてもいいと思う。それは町長、考えてみてください。そうすれば、確実な答弁ができるから。それはひとつ、ちょっと余談ですけれども、考えてください。

それから、いま一つ、ページを言います。20ページ、職員研修状況、さっき先生の資質向上ということが問題になって、大分県まで出てしまったので、私もこれはちょっとさっきから気になっていたのですけれども、例えば研修、受講者がこれだけいるわけです。人材開発センターというところで研修したのでしょう。研修名が、中級研修、係長級研修、行政法研修、地方自治法研修、プレゼンテーション能力養成研修、なかなかこういうものは私にはよく理解できない。政策法務基礎編研修、戦略的行政経営講座、こういう１つの項目でこれだけの職員が受講しているわけです。それで、これが例えば地方自治法の研修の中で２人行ったと、これがどこの課の人でというのをちょっと説明してもらいたい。これはどこですか。この説明をしてください。

それと、さっき岩畳の階段の件についてちょっとつけ加えることがあるのですが、今まさに汚染米のことで大変な問題が起きています。農林省は今度は何か捨てるとか、廃棄するとかなんとか言っていますけれども、そういう問題の中で、あれだけの監査に行って発見できなかったという、非常になおざりな、文章を読んでみますと全く同じ監査表現なのです。みんな書いているのです。

それで、１つ問題があるのは、行政の、例えば樋口のコミュニティセンター、これもやっぱり、しっかり監督、監査していればああいう問題は起きなかったろうと思う。おまけに、瑕疵が１年間でしょう。重要なものがあった場合10年というふうに地域整備観光課長は言っていましたよね。そうすると、この階段も、早く言えば、だから今言った構造について聞きたかったわけ。だから、そういう瑕疵が１年間ということは、来年大水が来て流れたときには、もう１年たってしまうのか、本当に一日でも過ぎれば恐らくだめなのでしょう。そういう問題が例えばコミュニティセンターの中で生きているとすれば、しっかりした、例えば道路工事にしても何にしてもひとつやってもらいたい。

それで、今の汚染米の問題だって、あれはしっかりすればあんなことは絶対起きなかったわけです。これは国の問題ですから、しかし、行政というものはそうではない。すべて、道路工事にしても何にしても、例えば舗装が15センチあるいは10センチのときに５センチしかなかったら必ず傷むわけですから、そういうことも含めて今度はしっかりしてもらいたいというか、それについてひとつ、やっぱりこれは参事でしょうね。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　それでは、梅村議員の観光階段の関係につきましてお答えをさせていただきます。

ご質問が、階段の崩落とその原因と、その原因を払拭できたかどうかというお話だったと思うのですが、原因としては想像以上の大量の水と水圧が階段にかかったと、当然そういうことだと思います。壊れてみて初めてわかったのですが、鉄筋等も入っていなかったし、擁壁等も石積みだけだったと、こういうことから、水が階段の中に回りましてコンクリートをはねたと、こういうことが言えると思います。

今回の工事につきましては、土木事務所のほうに指導を仰ぎまして、町としては岩着でいいのではないかなと思ったのですけれども、土木事務所的には、重力擁壁にして、荒川の増水に耐えられるように、岩着根入れというのです、岩の平らなところからさらに50センチから１メートル切って、そこにコンクリートの擁壁を立ち上げなさいと、こういう指導のもとに工事をやってありますので、今後は、前回と同じような水でしたら当然全く問題なく、崩落するようなことはないと思っております。それ以上の水が出ても

耐えられるようなお話を県のほうからはちょうだいして、設計のほうはさせていただいております。

それから、ことし、例えば今台風が来ているわけですが、それで流れるかもしれません。でも、それが果たして瑕疵があるかどうかということにつきましては、設計どおりできていて、それが流されたとすれば、工事業者のほうに瑕疵があるかということに対しては、私は瑕疵はないというふうに考えます。設計の段階で、その設計がまずかったのではないかと。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、町債のことについて回答いたします。

行政報告書の11ページの表のところだと思いますけれども、臨時財政対策債につきましては、平成19年度１億9,361万1,000円を借りまして、19年度中に元金を3,230万円償還しております。19年度の交付税の基準財政需要額にどの程度算入されているかということでございますけれども、4,767万9,000円、基準財政需要額に算入されております。

それから、研修についてでございますが、これは県の施設であります自治人材開発センターで行う研修に職員が参加しておりますけれども、個々の研修にどの職員が参加したかは、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、名前を申し上げるわけにはいきません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　先ほど課が少なくなって、課長の答弁が大変だというお話をいただきました。私もきょう、そのことについて痛切に感じて、課長の仕事は大変なのだというのを改めて感じたわけでございまして、この次の議会に間に合うかどうかわかりません、どういう手続をとるかも全くわかっておりませんが、答弁する課長が全部質問を、だあっと流れるやつを聞いてメモして、それを答えるというのはちょっと不可能だと思います。ですから、主幹の中から、答弁書の大筋のものを課長にメモして渡す、課長がわかる部分とわからない部分というのが当然、すぐ資料を持ち合わせていなければわからないという部分がありますから、その資料を出してもらう役目、それを主幹の中から選んで、次の議会にもし間に合えばこの席に参加させていただいて、そういう仕事をやらせたいというふうに思いました。

梅村議員のご意見と全く同じでございまして、ご指摘をいただいたことに感謝申し上げますが、県のほうだとかほかの町村は行ったことがありません、県のほうには何回か行きますと、必ず部長の裏にそういう課長がいて、その外にも大勢の課長が全部待機しているのです。それで、質問を聞いたものをすぐメモして、それで部長に出すような状況になっております。町が小さいですから、全部そういうことをやらなくてもいいと思います。主幹が１人、補佐役としてこの議会に同席させていただくような手はずを整えていきたい、そして皆さんに対して余り時間をかけないで、スムーズな答弁ができますようにということを考え、それが主幹の次のステップを踏む大きな能力開発にもつながるのではないかと、一石二鳥だというふうに思っておりまして、そのことについても今ご提案をいただきましたので、これは私のほうも全く同じ考えを持っておりますので、次の議会までに具体的な方法について検討し、次の議会に参加させていただくような対策をとるように努力をしてまいります。

それから、臨時財政対策債の問題につきましては、今総務課長のほうからお話を申し上げたとおりでございます。

○議長（大島瑠美子君）　教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　一番最初にご質問いただきました行政報告書65ページ、給食センターの食器洗浄機の修繕についてのご質問でございますが、ご案内のように、食器洗浄機につきましては、仮洗いを簡単にした食器類をその機械にかけまして、順次洗浄したものをベルトコンベヤーで流していき、熱風乾燥で最後に出てくるというシステムの洗浄機でございます。そのベルトコンベヤーの動きにふぐあいが生じたものでございます。部品の交換等をした修繕となっております。

また、新しいのではないかというご質問でしたが、３年目になるでしょうか、いろいろ給食センターにつきましては、厨房機器を初め、皆様にもご心配いただきました。それで、ここにもございますものほとんど、洗米機から連続炊飯器、食器洗浄機等々、整備をさせていただきました。おかげさまでスムーズな給食調理業務が進んでおります。また、施設につきましても、先ほどの行政報告の中でさせていただきましたが、19年度では屋根の改修工事をしましたが、その前に水道、ガス、床、排水等の整備もさせていただきまして、大変、まだ完全ではないのですけれども、部分的にはまだ改修の部分もございますが、ほぼご指摘いただくようなことはない状況になっておりますので、当分はこのまま給食業務が続けていけるということでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　ちょっといま一度、４つの項目についておさらいをしたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

まず、階段の問題、あそこへ上から来ている銀座通りの側溝がありますよね。見ているでしょう。それは下へ排水しているわけですよね、上へは行かないから。荒川のほうへ来ているわけですよね。その水の排水はどこへ今落ちています。

〔何事か言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　いやいや、そうではないのだ、聞いているのだ。わからないのではしようがないから。

〔「荒川に出ているやつですか」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　そうそう。

〔「魚が何で向こうへ集まっているのか」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　それは排水なのだから。

両わきにあるやつをどこへ排水しているわけ。階段のところ、じかにして流しているわけ。

〔「階段から離れていますよね。だから、階段のところまで来ているわけじゃなくて、途中から潜って、階段の横に出てきているのも１点あります。その下の荒川の中に出ている水も１点、２カ所に水が出ているのが事実です。ただ、どこから来ているというのはちょっとわかりませんけれども」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　わかりました。

それで、下のはあそこが、前ずっと見ていたら空洞になっていたのですよね、あの岩の上が。それで、今擁壁を下へ打ってということになるけれども、中はそのままですか。

〔「岩着でコンクリが」「会話しないでやりなよ、ちゃんと」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　打って。

〔「打ってあります」「そういう質問じゃなく、ちゃんと質問してやりなよ」
と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　何が。

〔「会話式でやっているわけじゃない」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　これ聞いているわけではないのだ。

○議長（大島瑠美子君）　質問して……

○８番（梅村　務君）　今質問しているのを後で答えてください。

それで、排水のあれが前は下の中を通っていったような感じがしているのです。それで中が空洞になった部分があって耐えられなかったという、私は現場を見てそう考えた。だから、それが完全になっていればいいのですけれども、完成のときに見ていないから。それを１つ答えてください。

それと次、臨時対策債に対する交付税算入、これが平成19年度で、これを見ますと4,767万9,000円ということで、確かにこれは載っております。この率が、率の計算というのはちょっと難しいだろうと思うのです。例えば補正前の数値が10億7,562万7,000円あって、補正後の数値６億7,154万1,000円あるのですけれども、この数値の問題については我々は調査できないので、これは後でまた相談に行きます。

それと、今町長が言われた主幹が同席してやるという問題、これはなぜそういうふうに考えたかというと、県議会の特別委員会を私は傍聴したことがあります。そのときに、早く言えば今言ったようなことが起きているわけです。それで、やっぱり大変だなと、知事もそうです。非常に簡単な答弁しかしていないから。それで、今なぜそういうことを言ったかというと、研修という意味も含めて勉強してもらいたいことなの。それで資質を高めていく、そういうふうに主幹が課長になる、あるいは参事になる、今の制度でいきますと、そういうところまで資質の向上を目指してもらいたいということが一つの願望であります。今、２番議員の話でいろいろ問題になっていますけれども、言葉の表現、例えば前年比という言葉と前年増減率という言葉が違うということを、早く言えば違うのなら違うということを説明すればわかるわけ。それと同じで、そういうことを我々にはっきり説明してもらいたいということです。

だから、一応、あと１点、研修については後ほどまた、時間も相当経過しておりますけれども、私は余り時間を使っていないのです。長い人もいたのだから。でも、そういうことで、後で聞きに行きますけれども、どういう人がどういうふうな研修をしたということは。そういうことも含めて、今私が言ったようなことはひとつ気にとめておいてください。ひとつよろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　それでは、お答えさせていただきます。

崩落の原因に排水路があって、そこに排水が流れ込んだのではないかというようなお話ですけれども、排水路としてはなかったです。もちろん、現在新しくできました階段についても、階段の中には排水路はございません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　行政報告書の中で財産収入4,800万、18年は1,300とありますが、18年度は財産処分したあれだよね。また、19年は竹之内の蔵宮の土地の予算ですよね。

それで伺いますが、今年度はもう20年だよね。それで売って、財産収入となっているのだから、売るも

のがあったから収入になったわけだね。これからどんな計画でこの財産収入の部分を何か収入源を持ってくるのか、ちょっと町長に伺います。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　財産というのは、あるものを処分して、それは適切に有効に活用できることが前提で、子供のいる家庭に優先ということで若者定住促進条例というのをつくりました。それに従ってやったわけでございます。だから、例えば私のほうの基本的な考え方というのが、これからできるかどうかわかりませんが、20年度については樋口地区にそういうものをつくりたいということで、春早々にいい場所が見つかったのですが、地権者との合意が最後で崩れました。そういうために、まだ具体的なものはありません。ただ、持っている土地というのが、樋口地区にはまだ具体的に宅地造成ができるような状況のものがございません。こちらについては、そこの、今建物を建て始めている団地のところと根岸団地というのが、大別すると２つございますが、まだそういう状況になっておりませんので、今いいところがないかなと模索中でございます。ですから、自分の手持ちのものを売って決算に入れるような状況にはなっていないというのが現状でございます。

○議長（大島瑠美子君）　染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　確かに聞いていると、こういう予算でもいろいろ、本当に無駄なような感じもすることもあるけれども、本当に売るものがなくて収入がなければこれから大変だなというので、それを心配しただけです。結構です。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第30号　平成19年度長瀞町一般会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議がありますので、これより討論を行います。

まず、議案第30号に対する反対討論を許します。

渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　平成19年度決算認定について反対の立場から発言します。

まず、私は、今の自民党、公明党の政権が進めている弱い者いじめ、高齢者医療制度とか、そして税金の、要するに国民負担だけは相当進めておきながら、今の大会社の法人税を減免して、そして大企業が優先の政治を進めている。その中で長瀞町もある。地方いじめの合併問題をどんどん進めようとしている。

こういう中で、私はこの長瀞町の今度の決算認定について反対の立場から発言すれば、今、いろんな町で高齢化、少子化で税収がなかなか上がってこない。そういう中で、お金をどうしていくかについては、長瀞町は今、合併しないで自立の道を歩むことを進めなければならない中で、私は長瀞町財政健全化対策委員になって進めた中では、まだまだ出費を抑え、そして町民一体となって、お金を使わないで一生懸命少ない財政の中でやっていくというには不十分だと思うのです。ですから、町の執行部が悪いとか、そういう形ではなくて、今のやり方ではもっともっと町民一体となって努力しなければならない、そういう立場から、この決算は賛成するわけにはいきません。そういう立場から反対します。

○議長（大島瑠美子君）　次に、賛成討論を許します。

関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　議案第30号　平成19年度長瀞町一般会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出とも適正に処理されていると認定します。

これをもって賛成討論といたします。

○議長（大島瑠美子君）　次に、反対討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号　平成19年度長瀞町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大島瑠美子君）　起立多数。

よって、議案第30号は認定されました。

お諮りいたします。議案第31号　平成19年度長瀞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第31号　平成19年度長瀞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は認定されました。

お諮りいたします。議案第32号　平成19年度長瀞町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第32号　平成19年度長瀞町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号は認定されました。

お諮りいたします。議案第33号　平成19年度長瀞町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第33号　平成19年度長瀞町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午後４時００分

再開　午後４時１５分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第３４号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第５、議案第34号　平成20年度長瀞町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第34号　平成20年度長瀞町一般会計補正予算（第２号）案の提案理由について説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億3,375万6,000円を追加して、歳入歳出の総額を29億1,761万4,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、地方特例交付金、普通交付金、国庫補助金、県補助金、繰越金、町債の増額、繰入金の減額、歳出は、財政調整基金費、企画総務費、賦課徴収費、社会福祉総務費、老人福祉費、社会保険費、児童福祉費、観光費、道路維持費、住宅管理費、防災対策費、教育委員会事務局費、文化財費の増額、老人保険、介護保険費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じましたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、議案第34号　平成20年度長瀞町一般会計補正予算（第２号）につきまして説明いたします。

まず、予算書の１ページをごらんください。第１条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億3,375万6,000円を追加し、増加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億1,761万4,000円とするものでございます。

第２条、地方債の補正でございますが、６ページ、７ページをごらんください。第２表、地方債の補正でございます。社会教育施設整備事業ですが、旧新井家住宅の保存修理事業に増額の必要が生じましたので、地方債も増額するものでございます。臨時財政対策債につきましては、起債可能額の決定により増額するものでございます。

では、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。12、13ページをごらんください。款９地方特例交付金、項１地方特例交付金につきましては、児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために交付されるもので、その額が決定いたしましたので、36万2,000円増額するものでございます。

項２の特別交付金につきましては、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されることに伴う経過措置として交付されるもので、その額が決定いたしましたので、76万4,000円増額するものでございます。

次の款10地方交付税につきましては、普通交付税の交付額が決定いたしましたので、7,376万6,000円増額するものでございます。

款14国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金につきましては、19年度の保育所運営費国庫負担金の決定により、過年度分として受け入れるものでございます。

項２国庫補助金、目１民生費国庫補助金につきましては、高齢者児童共生スペース施設整備事業を実施するために国庫補助金を受け入れるものでございます。

目３教育費国庫補助金につきましては、旧新井家住宅の保存修理事業に増額の必要が生じましたので、国庫補助金を増額するものでございます。

款15県支出金、項１県負担金、目２民生費県負担金につきましては、19年度の保育所運営費県負担金の決定により、過年度分として受け入れるものでございます。

項２県補助金、目１民生費県補助金につきましては、重度障害者を受け入れている事業所で、食事介護や入浴介助等の支援に係る経費を助成するための県補助金の増額でございます。

目６消防費県補助金につきましては、地震ハザードマップを作成するために県補助金を受け入れるものでございます。

項３県委託金、目６教育費県委託金につきましては、保育カウンセラー等の専門家から成る幼児教育サポートチームを設置し、地域の関係機関と連携を図り、町内の幼稚園、保育園や家庭等を支援する体制の整備を行うための県委託金でございます。

次の14、15ページをごらんください。款18繰越金につきましては、平成19年度決算により１億6,482万6,000円繰り越しされましたので、１億1,482万6,000円増額するものでございます。

款20町債、項１町債、目３教育債につきましては、旧新井家住宅の保存修理事業に増額の必要が生じましたので、増額するものでございます。

目４臨時財政対策債につきましては、起債可能額の決定に伴い増額するものでございます。

款21繰入金でございますが、今回の補正予算で歳入が歳出を上回っていますので、財政調整基金に戻すものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

では、歳出の補正の内容を説明いたします。16、17ページをごらんください。まず、款２総務費、項１総務管理費、目４財政調整基金費、節25の積立金につきましては、平成19年度の決算により１億6,482万6,000円繰り越しされましたので、その２分の１以上を積み立てるもので、8,200万円増額するものでござ

います。

項２企画費、目１企画総務費につきましては、平成21年10月から公的年金からの特別徴収制度が実施されることにより地方税電子申告支援システムを導入するため、地方税電子化協議会と接続回線を設定する費用を増額するものでございます。

項３徴税費、目１税務総務費につきましては、平成21年10月から公的年金からの特別徴収制度が実施されることにより地方税電子申告支援システムを導入するため、地方税電子化協議会に参加するための会費でございます。

目２賦課徴収費につきましては、公的年金からの特別徴収制度が実施されることにより、特別徴収の対象者の判定及び特別徴収義務者である社会保険庁との連携と個人住民税の賦課及び徴収を円滑に行うために基幹系システムの改修を実施するものでございます。また、平成21年１月より、社会保険庁から年金データが電子データとして各市町村に送信されることになります。この年金データの授受や社会保険庁に特別徴収対象者データの送信のために地方税電子申告支援システムを導入するための費用でございます。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費につきましては、負担金、補助及び交付金は、重度障害者を受け入れている事業所で、食事介護や入浴介助等の支援に係る経費を助成するための増額でございます。また、償還金、利子及び割引料は、19年度の事業実績の確定により、国、県からの負担金、補助金の償還でございます。

目２老人福祉費につきましては、高齢者児童共生スペース施設の建築に係る費用でございます。

目３社会保険費につきましては、決算に伴う償還金等が生じたため、国民健康保険特別会計繰出金の増額を行うものでございます。

項４老人保険費につきましては、決算に伴う老人保健特別会計繰出金の減額でございます。

18、19ページをごらんください。目５介護保険費につきましては、決算に伴う介護保険特別会計繰出金の減額を行うものでございます。

項２児童福祉費、目１児童福祉費につきましては、放課後児童クラブの玄関の修繕と19年度放課後児童クラブの県補助金の決定に伴う償還金でございます。

次に、款７商工費、項１商工費、目２観光費につきましては、ＮＨＫテレビ小説「つばさ」の制作協力を通じて長瀞町のさらなる観光振興を図るとともに、放送を通じて魅力あるまちづくりを構築するための費用でございます。

款８土木費、項１道路橋梁費、目２道路維持費につきましては、ロープウエー山麓駅下の公衆トイレ前の町道長瀞43号線の舗装の補修でございます。

項３住宅費、目１住宅管理費につきましては、町営住宅塚越団地の受水槽の漏水修繕、浄化槽洗浄ポンプ、街路灯の修繕を行うものでございます。

款９消防費、項１消防費、目４防災対策費につきましては、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における情報収集及び報告並びに警戒等に備えるため防災整備体制の整備を図ることから、地震ハザードマップを県の補助を受けて作成するものでございます。また、防災行政無線の電波利用料の改定に伴う増額でございます。

次に、款10教育費、項１教育総務費、目２事務局費につきましては、８、報償費、９、旅費、11の需用費のうちの消耗品費、次のページの12の役務費、それから備品購入費は、県の委託金により、保育カウンセラー等の専門家から成る幼児教育サポートチームを設置し、地域の関係機関と連携を図り、町内の幼稚

園、保育園や家庭等を支援する体制の整備を行うための費用でございます。また、前のページの11の需用費のうちの修繕費につきましては、中学校散水機の修繕費用でございます。

次に、項６社会教育費、目３文化財費につきましては、旧新井家住宅の保存修理事業に増額の必要が生じましたので増額するものでございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　今度の補正予算の中で、私は２点質問したいと思います。

まず、17ページ、委託料ということで、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度対応に係るシステム改修業務委託料ということで、この間、この予算書を見てびっくりしたのは、これからまた新たに後期高齢者医療制度が年金から天引きされるというので、今相当国民の怒りが上がっております。私も、そういう中では、今年金が削られて、それからまた今度は住民税も年金から天引きするというふうなことだというふうに課長から知らされまして、はあと思いまして、もう我々は年をとったら年金からいや応なしに天引きされる、この制度は本当に撤回させなくてはならないと思いますけれども、課長、質問ですけれども、これはいつからこのシステムで今度年金から天引きされるのですか。もう国会で決まったという話ですよね。それはわかっていますか。いつから年金から天引きされるか。

それで、恐らくこれが天引きされるとなると、もう相当の人が、また新たに税金が年金から天引きされると不満が相当出ると思うのですけれども、これについてどういうふうに町民に知らせていくのですか。それについてお答え願いたいと思います。

また、今、老人福祉費の中に高齢者児童共生スペース施設建築工事3,050万、これは設計業務委託とあわせてまたお金が出るということで、これは聞くところによると、学童保育所と年寄りが共同で使えるような施設をつくる。これはこの間の、前に６月の議会で、今度は学童保育所を集会所のわきにつくるということで、その問題で、私は、お年寄りと一緒にやるということのスペースを、今度学童と一緒にやるというのですけれども、どういうようなシステムでやるのかということと、今、この補助は県から、要するに補助でお金が出されるのですけれども、どういうような形で、これはお金は、長瀞では今、この前も６月議会で言ったように、ひとり暮らしの人が毎年ふえて、いろんなやっぱりサロン的な年寄りが集まる場所が欲しいと、そういうので、この１カ所にそういうのを結びつけるのですけれども、この１カ所だけでぽっきりなのでしょうか。それで、これから年寄りは遠くまで行けないという中では、各集会所が、長瀞町でも大体区に１つの集会所ができていますから、そういう利用の問題も考えてどういうふうにしていくのかについても質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　渡辺議員さんのご質問にお答えします。

先ほど来源泉徴収というお話もありましたが、そのほかに年金の源泉徴収票と年金の給報というのが来年の１月から電子化になっていまして、紙ベースでのやりとりとかほかのやりとりがあるのではないかということで一応ご相談申し上げましたが、そういうことは考えていない、あくまでも電子のやりとりだということになっております。それでいて、ほかに、結局、電子のやりとりなので、双方向のやりとりをこれでやるか、自前でつくっても、結局、22年の４月には全部これに移行しなさいということになっていま

す。仮にこれがずれても、違う機械を構築して、会員になっていなくてはデータをもらえませんから、実際、ほかの電子システムを構築したとしても、この電子化協議会を全部入ってしまうと抜けることはできないので、結局全部、会費とその他の負担金というお金を取られてしまうのです。それで、今回、給与支払い報告書とか源泉徴収票、21年の１月に始まっていますので、そうしないと、２月の確定申告が始まりますので、そのときにデータが全部入っていないおそれがありますので、どうしてもこれ自体は実際入らなければ、実際データのやりとりをほかに自分で考えなさいということになります。

それともう一点、特別徴収の関係ですが、これは21年度10月に開始になります。その前に、給与支払い報告書のデータの対象者情報だとか特別徴収対象者情報のやりとりを当然やっていきます。実際、ここで議会でいただいて、本来なら一応、加入するのは５カ月前からなのですけれども、今回、どこの団体もこういうことなので、今回の補正を待ってしても大丈夫だということで、１月には間に合うようにこれからしていきたいと思います。

それと、広報のほうですが、ほとんどの市町村でこれが実際始まるわけなので、私どもも広報等いろいろやりますが、国、県だとか一斉に各市町村がやると思いますので、それに合わせて、混乱を招かないようにいろいろ考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　高齢者と児童の共生スペースの建設の関係でございますが、こちらは地域介護・福祉空間整備事業交付金の先進的事業ということで3,000万円、それから地域介護・福祉空間推進交付金ということで、備品等の購入に対しまして300万円の補助をいただいて、樋口の集会所の隣に整備させていただくものでございます。これは、建物的には、建築面積は138.15平米で木造平家建てを考えておりますが、午前中は地域の高齢者や町の高齢者に対するいろんな事業をやらせていただいたり、子供の事業もあわせてやらせていただく、使用させていただくというふうに考えております。午後につきましては、児童クラブの運営ということで今のところ考えておりますが、指導員のほうを何人か雇用させていただいてやっていきたいと考えております。具体的にどういうふうな人員を配置するかとか、そういうことにつきましてはこれから、仮称で運営協議会的なものを考えているのですけれども、地区の方々、近隣の方々、区長さんとか、それから学校の校長先生とかＰＴＡの会長とか、そういう方に入っていただいた協議会でどういうふうにやっていくかをまた具体的に決めていきたいと考えております。

それから、他の地区の高齢者をどうするかということですけれども、どこの地区でも、高齢者が元気で、在宅で長生きしていただくのが町の方針というか、考えですので、それぞれの地区で今ある集会所などを活用して、今もやっていただいていますけれども、さらにまたそこら辺を充実させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　私は意見を言っておきます。

私も65歳ちょうど、なって何カ月かたったのですけれども、今度の住民税から年金天引きというのは、私も知らなかったのですけれども、ことしの４月30日、自民、公明が衆議院の３分の１の賛成で再議決し、成立しましたと、来年の10月から年金からいや応なしに天引きされるということで、私は本当に怒りを感じます。年寄りになることが恐ろしい、年寄りからどんどん、後期高齢者医療制度はもう天引きされ始め

ましたね。今度は65歳以上からいや応なしに天引きされるのです。

それで、私なんか、本当に年金が少ない中で、役場に固定資産税、国民健康保険税、介護保険税、それにまた住民税と、もう年金を引かれて、残ったのは本当にやりくりが大変だというのが、相当の高額所得者以外の、年金をもらっている以外は本当にこれで老後がやっていけるかと、本当に心配するので、この問題については政治を変えなければどうしようもないということ、国会で決めたことですから。ですけれども、やる町は、担当者は、本当に滞納もふえるだろうし、これから払えないという人も、病気になれば払えないという人も出てくるので、ただ役場に行って、怒りどなって、何でこんなに引くのだと言われないように、やっぱり町民にわかってもらわなくてはならないです。今の政治状況を見ますと、本当に国民いじめの政治ですから、税務課長が悩むのではなくて、やっぱり町民一体となって、こういうふうに国会で決まったのだよという周知徹底してください。そうでないと、この前みたいに、役場にただ腹いせにどなり散らしているような様子も見ますから、ぜひお願いします。

あと、今度の学童保育所と年寄りが一緒になっている集会所については、その前には、これから相当の、新井議員が言ったように、施設があんな状況で認めた中で、皆さんの税金を使ってまたこれから直さなくてはならない。だから、今度つくるのは、こうやればよかったとか、こういうふうに設計すればよかったなんていうことのないようにぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第34号　平成20年度長瀞町一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第３５号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第６、議案第35号　平成20年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第35号　平成20年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）案の提案

理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,317万3,000円を追加して、歳入歳出の総額を８億9,093万6,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、国庫負担金、前期高齢者交付金、県負担金、共同事業交付金、繰入金、繰越金の増額、歳出は、退職被保険者等療養費、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金、償還金の増額、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じましたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　それでは、長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明させていただきます。

補正予算書の１ページをごらんください。第１条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,317万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億9,093万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明いたしますので、６、７ページをごらんください。最初に、歳入予算でございますが、款５国庫支出金の高額医療費共同事業負担金と款７前期高齢者交付金、款８県支出金の高額医療費共同事業負担金でございますが、年間の見込額が決定し、追加交付されることになりましたので、それぞれ増額補正するものでございます。

次に、款９共同事業交付金の目１高額医療費共同事業交付金につきましても国保連合会から交付されるものですが、年間の見込額が決定し、予算額を下回るため減額を、また目２の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、追加交付されることになりましたので、増額補正をするものでございます。

次に、款11繰入金のその他一般会計繰入金の財源化医療費繰入金につきましては、医療費等の支払いに対しまして財源不足を補うため、繰り入れをさせていただくものでございます。

次に、款12繰越金でございますが、19年度の決算額の確定により差額が生じましたので、増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出予算の補正内容についてご説明させていただきます。８、９ページをごらんください。最初に、款２保険給付費、目４退職被保険者等療養費でございますが、今年度から法改正により退職被保険者の該当者が大幅に減ったものの、接骨院等の受診や補装具等を作成する方が増加しているため補正するものでございます。

次に、款４前期高齢者納付金でございますが、65歳から74歳の前期高齢者の加入者数の不均等を調整するため、社会保険支払基金へ納付するものですが、今年度の見込額が予算額を下回るため減額するものでございます。

次に、款５老人保健拠出金の目１老人保健医療費拠出金、目２の事務費拠出金でございますが、老人保健の財源とするものですが、やはり社会保険支払基金より今年度示されました額が予算額を下回るため減額するものでございます。

次に、款６介護納付金、目１介護納付金ですが、第２号被保険者の介護分として介護保険の財源として納付するものですが、20年度の納付金の額が確定したことにより、予算額を下回るため減額するものでご

ざいます。

次に、款７共同事業拠出金、目１の高額医療費拠出金と次の10、11ページの目３保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、今年度の拠出金が確定したことによる不足分を補正するものでございます。

款11諸支出金の療養給付費負担金償還金ですが、療養給付費負担金は概算で交付を受けておりますので、19年度の実績に基づきまして社会保険診療報酬支払基金に償還するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第35号　平成20年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第３６号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第７、議案第36号　平成20年度長瀞町老人保健特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第36号　平成20年度長瀞町老人保健特別会計補正予算（第２号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を9,688万8,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、支払基金交付金、繰越金の増額、繰入金の減額、歳出では、償還金が増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じましたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第36号　平成20年度長瀞町老人保健特別会計補正予算（第２号）につ

いてご説明させていただきます。

補正予算書の１ページをごらんください。第１条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,688万8,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。説明書の６、７ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、款１支払基金交付金、目１医療費交付金と目２審査支払手数料交付金ですが、過年度分の社会保険診療報酬支払基金からの老人保健医療費交付金等の確定により追加交付となったため増額するものでございます。

次に、款４繰入金、目１一般会計繰入金、医療費繰入金ですが、前年度の繰越金及び償還金等の額が確定し、残が生じましたことから、繰入金を減額するものでございます。

次の事務費繰入金の減額につきましては、審査支払手数料分が追加交付となりましたので、その分事務費繰入金を減額するものでございます。

次に、款５繰越金、目１繰越金ですが、19年度の決算額の確定によりまして繰越金の増額を行うものでございます。

続きまして、歳出補正の内容についてご説明させていただきます。款１総務費、目１一般管理費ですが、事務費繰入金等の歳入の増減により、その他の財源の組み替えを行ったものでございます。数字が出ておりませんが、審査支払手数料交付金４万円と事務費繰入金マイナス４万円でございますので、プラス・マイナス・ゼロとなってございます。

次に、款２医療諸費、項１医療諸費につきましても財源の組み替えを、項２償還金については、19年度の実績に基づき返還することとなったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第36号　平成20年度長瀞町老人保健特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇

◎会議時間の延長

○議長（大島瑠美子君）　ここで、会議時間を延長いたします。

◇

◎議案第３７号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第８、議案第37号　平成20年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第37号　平成20年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,150万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を５億3,685万7,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、支払基金交付金、繰越金の増額、繰入金の減額、歳出では、介護保険給付費支払基金積立金、償還金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じましたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第37号　平成20年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

補正予算書の１ページをごらんください。第１条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,150万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億3,685万7,000円とするものです。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。６、７ページをごらんください。最初に、歳入についてですが、款４支払基金交付金、目１介護給付費交付金過年度分でございますが、昨年度の実績に基づきまして追加交付されることになったものでございます。

款７繰入金、項１一般会計繰入金の目１介護給付費繰入金から目４その他一般会計繰入金まで、昨年度の実績に基づき、それぞれの所要額に対して減額するものでございます。

次に、款８繰越金、目１繰越金でございますが、前年度の実績に基づき、繰越金に差額が生じましたので、増額補正を行うものでございます。

次に、款９の諸収入、項３雑入、目７の保険料還付金過誤払い返納金でございますが、被保険者の死亡等による保険料の還付に当たり過誤払いが生じたため、相続人に返納していただくものでございます。

続きまして、歳出でございますが、８、９ページをごらんください。款１の総務費から款４の地域支援事業までは、昨年度の実績により法定割合分の財源の組み替えを行ったものでございます。

次に、款５基金積立金、目１介護保険給付費支払基金積立金でございますが、昨年度の繰越金のうち償還金や保険給付費等の財源充当した残額を積み立てるものでございます。

次に、10、11ページをごらんください。款６諸支出金、目１第１号被保険者保険料還付金でございます

が、過年度分の死亡や転出に伴う保険料の還付に不足が見込まれるため補正するものでございます。

次に、目２償還金でございますが、昨年度の実績に基づき、負担金や交付金を返還する必要が生じたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第37号　平成20年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第３８号の説明、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第９、議案第38号　長瀞町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで、新井祐一君の退席を求めます。

〔教育長　新井祐一君退席〕

○議長（大島瑠美子君）　事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君）　提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第38号　長瀞町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

新井祐一教育委員は、前村田教育委員の残任期間を務めていたもので、本年９月30日に任期満了となりますので、引き続き新井氏を教育委員として任命することについて同意をいただきたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第38号　長瀞町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり同意されました。

退席しておりました新井祐一君の出席を求めます。

〔教育長　新井祐一君出席〕

◇

◎議案第３９号の説明、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第10、議案第39号　長瀞町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君）　提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第39号　長瀞町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

教育委員小田昇氏の任期が本年９月30日で満了となりますが、引き続き小田氏を教育委員として任命することについて同意をいただきたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第39号　長瀞町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり同意されました。

◇

◎議案第４０号の説明、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第11、議案第40号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君）　提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第40号　人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員村田時教氏におかれましては、平成15年からご苦労いただいておりますが、平成20年12月31日で任期満了となり、今期限りで辞任させていただきたいとの申し出がありましたので、後任の候補者の推薦について同意をお願いするものであります。

南昭氏は、昭和42年９月より長瀞町職員として公務につかれ、平成20年３月退職されました。人格円満であるとともに、責任感が強く、地域の人望も厚いため、人権擁護委員としての活躍が期待できるものと思われますので、人権擁護委員候補者として推薦することについて同意をいただきたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第40号　人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり同意されました。

◇

◎議案第４１号の説明、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第12、議案第41号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君）　提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第41号　人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員横田好夫氏におかれましては、平成15年からご苦労いただいておりますが、平成20年12月

31日で任期満了となり、今期限りで辞任させていただきたいとの申し出がありましたので、後任の候補者の推薦について同意をお願いするものであります。

梅沢和子氏は、昭和46年３月に短大を卒業され、昭和52年に結婚以来、主婦として家庭を守る傍ら、ＰＴＡ活動にも積極的に参加され、小中学校では役員としてご活躍をされておりました。人格円満であるとともに、責任感が強く、地域の人望も厚いため、人権擁護委員としての活躍が期待できるものと思われますので、人権擁護委員候補者として推薦することについて同意をいただきたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第41号　人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり同意されました。

◇

◎発議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第13、発議案第１号　長瀞町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君）　趣旨説明を染野光谷君に求めます。

染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　長瀞町議会会議規則の一部を改正する規則の趣旨説明を行います。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会議規則の一部を改正する必要が生じましたので、改正するものです。

地方自治法第100条第12項に、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」という規定が新たに設けられました。このことにより、全員協議会を正規の議会活動として位置づけるため、会議規則に規定するものです。

以上で趣旨説明を終わります。

○議長（大島瑠美子君）　説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第１号　長瀞町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、発議案第１号は原案のとおり可決されました。

◇

◎請願第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　これより請願の審議を行います。

日程第14、請願第２号　「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める請願を議題といたします。

事務局長に請願書を朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君）　朗読が終わりました。

紹介議員、渡辺强君の趣旨説明を求めます。

渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　では、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める請願について、紹介議員として趣旨説明をしたいと思います。

私はこの協同労働というのがちょっとわからなかったのですけれども、この間、紹介議員になってくれということで、石原和子さんという人が「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議・埼玉ということで説明されました。この協同労働の組合法については、国会でも、協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟名簿というのを持ってきまして、国会議員の超党派で、自民党や民主党、共産党、国民新党、公明党がみんな入っております。

この趣旨説明で説明された中で、要するに、「生きることの基本である「働くこと」。しかし今、「労働」は商品のように扱われ、ないがしろにされており、人をだましたり傷つけることが平気な社会を助長させています。その背景には、徹底した市場主義や競争主義があるのではないでしょうか。まともに働きたい、と願う人々は増えており、それは「人間らしく働きたい・生きたい」という叫びです。私たちは、「協同労働」という新しい働き方を通じて、地域の中に仕事をおこし、人間らしく働き、質の高いよい仕事を生み出しながら、地域・社会を再生していきたい。そのために「協同労働の協同組合」法を提案します」と

いうことで、持ってきたわけですけれども、この中に書いてあることは、働くということと、働くことが今までは株式会社とか法人組織をつくってやるということだけれども、協同労働の協同組合の働き方というのは、出資して、経営、労働、三位一体でやるということで、結局、お金のない人が、株式会社みたいに営利企業ではなくて、協同労働している協同組合をつくって、一緒になってやっていくやり方なのだそうです。私も初めてなので、この労働の仕方は本当に大事ではないかなと思って私は紹介議員を引き受けたわけです。

この問題で仕事をしているのは、介護の問題やら、お年寄りを、一緒になって高齢者を面倒見るとか、いろいろのことでやっている協同労働の協同組合法だということです。そんな中で、ぜひ採択していただきまして取り上げていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、埼玉県議会ではこれが通っているそうです。請願が受けられて通っているそうです。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　これより本請願について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、常任委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、本請願については、常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより請願第２号　「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大島瑠美子君）　起立多数。

よって、請願第２号　「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める請願は採択することに決定いたしました。

◇

## ◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大島瑠美子君）　日程第15、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程の追加

○議長（大島瑠美子君）　お諮りいたします。

ただいま野原武夫君から発議案第２号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第16として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

したがって、発議案第２号　協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書を日程に追加し、追加日程第16として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎発議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　追加日程第16、発議案第２号　協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書を議題といたします。

事務局に議案の配付をいたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（大島瑠美子君）　事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君）　発議案の内容等について野原武夫君の説明を求めます。

○５番（野原武夫君）　提出者の野原でございます。

皆さんのお手元に配られた内容のとおり、既に何回もご案内申し上げました。長瀞町でも、桜と松を守る会だの、あるいはボランティアの人たちが多く出てきました。こういう団体の人たちが非営利団体ということで、いろんな意味の法的な保護を受けられないという状態にありますので、私もこの案に賛成いたして、ぜひこの協同労働の協同組合法ができまして、それに何かの形で参加できるかというふうに思っております。皆さんのご協力をお願いいたします。

標記の議案を地方自治法第112条及び長瀞町議会会議規則第14条の規定に基づいて、別紙のとおり提出いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第２号　協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、発議案第２号は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉会について

○議長（大島瑠美子君）　お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君）　閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　ごあいさつ申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただき、慎重なご審議の結果、原案どおり議決をいただきましてまことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

最近は、景気変動が激しく、いつどこで災害が起きても不思議ではない状況でございますが、町民の生命、財産を守るため、災害等が発生した場合は素早い対応をしてまいりたいと考えております。

また、21日からは秋の全国交通安全運動が始まります。交通事故に遭わないよう、また起こさないよう十分注意していただきたいと思います。

さて、これから秋本番を迎え、地域での行事も多くなり、敬老会、消防団特別点検など、皆様のご協力をお願いいたすことも多々あると思いますが、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

情報によりますと、台風が近づいているという報道がございます。また、夏の疲れから体調を崩しやすい時期でもありますので、皆様にはくれぐれもご自愛いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、９月定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

それでは、２日間大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（大島瑠美子君）　閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、町政当面の諸議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第です。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦労に対し、深く敬意を表します。

以上をもちまして、平成20年第３回長瀞町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会　午後５時３０分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２０年１１月２５日

議　　長　　大　　島　　瑠　美　子

署　名　議　員　　野　　原　　武　　夫

署　名　議　員　　新　　井　　利　　朗

署　名　議　員　　大　　澤　　タ　キ　江